



H29 年度 自己点検・評価報告書

教育学部・文化教育学部・
学校教育学研究科・教育学研究科

平成 31 年 3 月

目 次

1	教育学部・文化教育学部・学校教育学研究科・学校教育学研究科の目的・・・・・・・・・・	2
2	教育学部・文化教育学部・学校教育学研究科・教育学研究科の概要・・・・・・・・・・	5
3	領域別の自己点検評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1) 基準1　－教育の領域－・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
①大学の目的に関する事項（基準1-1）		
②教育研究組織に関する事項（基準1-2）		
③教員及び教育支援者に関する事項（基準1-3）		
④学生の受入に関する事項（基準1-4）		
⑤教育内容及び方法に関する事項（基準1-5）		
⑥学習成果に関する事項（基準1-6）		
⑦学生支援に関する事項（基準1-7）		
⑧教育の内部質保証システムに関する事項（基準1-8）		
⑨教育情報等の公表に関する事項（基準1-9）		
(2) 基準2　－学術・研究の領域－・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
①研究環境に関する事項（基準2-1）		
②学術・研究活動に関する事項（基準2-2）		
(3) 基準3　－国際交流・社会貢献の領域－・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
①国際交流・社会貢献の環境に関する事項（基準3-1）		
②国際交流に関する事項（基準3-2）		
③社会連携・貢献に関する事項（基準3-3）		
④大学開放に関する事項（基準3-4）		
(4) 基準4　－管理・運営に関する事項－・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
①管理運営に関する事項（基準4-1）		
(5) 基準5　－施設・設備に関する事項－・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
①施設・設備に関する事項（基準5-1）		

1. 教育学部・文化教育学部・学校教育学研究科・教育学研究科の目的

I. 目的

【 教育学部 】

教育学部は、学校教育課程幼小連携教育コース及び小中連携教育コースにより構成し、幼児・児童・生徒の心身の発達を長期的かつ連続的な視点から見据えながら、現代社会の変化に伴う様々な教育課題に応えることができる学校教員の養成を目的とする。

そのために本学部では、教育者たりうるための確かな学力の形成を主眼として、とりわけ小学校段階での英語教育の充実、科学的思考力の育成、人権尊重の視座に基づく社会観察力、ICT（情報通信技術）を利活用した教育などに重点を置いて、地域における複雑で多様な教育課題に的確に対応できる高度な指導力を身につけた教員養成を行う。その際、本学部の特質は、幼児教育と小学校教育や特別支援教育、及び小学校教育と中学校教育のあいだの円滑で有機的な連携・接続のあり方を探究・開発するコース編成にあることから、幼児・児童・生徒において、各教育段階のあいだで断絶や隔差の無い「スムーズな学び」を実現しうる教育手法を考案し実践できる教員の養成についても、本学部の重要な教育目的である。

〔 各コースの目的 〕

- (1) 幼小連携教育コース——現在の家庭・学校・地域が抱える教育的課題の解決を視野に入れつつ、子どもの生活・発達・学習について、教育学や心理学、幼児教育、特別支援教育などの観点から専門的な知識や技能を学び、幼児期から児童期にかけての子どもたちの心身の発達や学びを支えるための教育能力をもった教員養成を行うことを教育目的とする。
- (2) 小中連携教育コース——小学校から中学校までの義務教育9年間における児童・生徒の心身の発達過程の特性に応じた教育の系統性を理解し、各教科の本質や意義、教育内容、学習指導方法について造詣を深め、実践的な指導技術を身につけた教員養成を行うことを教育目的とする。

【 文化教育学部 】

文化教育学部は、学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程及び美術・工芸課程により構成し、各々の課程の持つ特質を融合させたカリキュラムを整え、特定の専門知識に偏らない「総合知」を有する人材を育成することを目的とする。

(佐賀大学文化教育学部規則第1条の2 『平成25年度佐賀大学文化教育学部規則・細則』1ページ)

〔 各課程の目的 〕

(1) 学校教育課程：

社会的、国際的に広い視野と教養を持ち、教科内容、教育方法等について幅広く学び、教育実習の充実・高度化を通して、学校教育現場の諸問題に的確に対応できる教員を育成すること。

(2) 国際文化課程：

文系専門分野に関する幅広い学識を持ち、徹底した外国語教育を通して、豊かな語学力と幅広い国際的視野を備える人材を育成すること。

(3) 人間環境課程：

心身の成長と特性、地域の生活と文化及び環境の理論と技術に関する幅広い学識を身に付け、より豊かな生活を実現するための主導的役割を果たすことができる人材を育成すること。

(4) 美術・工芸課程：

美術・工芸分野の理論・実践について学び、あわせて当該分野の教育について考究することを通して、美術教育者若しくは造形作家として、又は企業等において活躍できる人材を育成すること。

(佐賀大学文化教育学部規則第1条の3)

【大学院学校教育学研究科】

研究科は、学校教育現場の諸課題に対応し、課題を解決できるような「理論と実践の往還」による高度な専門性と実践的な指導力を備えた教員を養成することを目的とする。

(佐賀大学大学院学校教育学研究科規則第2条)

〔 各コースの目的 〕

(1) 授業実践探究コース 現代的な学力育成の課題に応じて、授業実践において、学習指導に関する高度な資質を育成することを目的とする。

(2) 子ども支援探究コース 特別支援や生徒指導・教育相談等の多様な教育ニーズに応じて、さまざまな場面において、きめ細かに子どもを指導する高度な資質を育成することを目的とする。

(3) 教育経営探究コース 地域社会の変貌や少子化等の社会的課題に応じて、地域と連携した学校経営において、高度な資質を育成することを目的とする。

(佐賀大学大学院学校教育学研究科規則第3条の2)

【 大学院教育学研究科 】

〔 教育学研究科の教育目的 〕

「第1条の2」 研究科は、初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

(佐賀大学大学院教育学研究科規則第1条の2)

〔 各専修の目的 〕

(1) 学校教育専攻：

学校教育専攻は、教育学、教育心理学及び障害児教育の分野で基本的授業科目を設定し、教育学

の理論、児童・生徒の心身の発達と学習に関する理論、障害児教育に関する理論に加え、学校経営、生徒指導及び生涯学習に関する高度の専門的知識を受け、社会的視点に立ち、学校全体を見据えうる、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

(2) **教科教育専攻：**

教科教育専攻では、各教科における教科教育に関する授業科目と教科内容に関する授業科目を設定し、その学習成果を実践面に応用するための実践授業研究と修士論文に結びつく課題研究を課すことによって、各教科に関する高度の専門的知識を受け、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。 (佐賀大学大学院教育学研究科規則第1条の3)

2. 教育学部・文化教育学部・学校教育学研究科・教育学研究科の概要

- (1) 学部・研究科名：教育学部・文化教育学部・大学院学校教育学研究科・大学院教育学研究科
(平成 28 年度に文化教育学部は教育学部へと名称変更し、教育学研究科は学校教育学研究科(教職大学院)へ改組した。教育学部は 1 年生のみ在籍、文化教育学部は 2 年生以上が在籍、学校教育学研究科は修士 1 年生が在籍、教育学研究科は修士 2 年生以上が在籍。)
- (2) 所在地：佐賀県佐賀市本庄町 1 番地
- (3) 学部・研究科構成及び学生入学定員
 教育学部(1, 2 年生)： 幼小連携教育コース、小中連携教育コース
 文化教育学部(3, 4 年生)： 学校教育課程(90 名)、国際文化課程(60 名)、人間環境課程(60 名)、美術・工芸課程(40 名)
 学校教育学研究科(修士課程 1 年生)：専門職学位課程 教育実践専攻
 (授業実践探究コース、子ども支援探究コース、教育経営探究コース)(20 名)
 教育学研究科(修士課程 2 年生)： 学校教育専攻(6 名)、教科教育専攻(33 名)
- (4) 教員数

教育学部と学校教育学研究科の教員数を以下の表(1 及び 2)にまとめる。

表 1. 教育学部 教員数(現員、平成 29 年 4 月 1 日現在)

教科(グループ)	教授	准教授	講師	合計
教職科目(幼小連携)	2	1	1	4
特別支援(幼小連携)	1	0	0	1
美術(幼小連携)	1	1	0	2
国語(言語・社会系)	3	2	0	5
書道(言語・社会系)	0	1	0	1
社会(言語・社会系)	2	5	0	7
英語(言語・社会系)	4	1	0	5
数学(理数系)	3	1	0	4
理科(理数系)	6	2	0	8
技術(理数系)	1	0	0	1
音楽(実技系)	4	1	0	5
体育(実技系)	4	1	0	5
家庭科(実技系)	3	1	0	4
実践センター	1	2	0	3
合 計	35	19	1	55

表 2 学校教育学研究科 教員数(現員 平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分	専 任	兼 担	計
教 授	7(1)	16	23(1)
准 教 授	6(3)	7	13(3)
講 師	1(0)	0	1(0)
計	14(4)	23	37(4)

※()内は実務家教員で、そのうち佐賀県との交流人事で 3 年任期の教員は、教授 1 名、准教授 3 名(週 2 日勤務のみなし教員)となっている。

(5) 附属施設

- ・附属教育実践総合センター（平成 14 年旧教育実践研究指導センターを改組）
- ・附属幼稚園（昭和 45 年設置）
- ・附属小学校（昭 24 年設置）
- ・附属中学校（昭和 24 年設置）
- ・附属特別支援学校（昭和 53 年設置、平成 19 年度に附属養護学校から名称変更）

3. 領域別の自己点検評価

基準1 -教育の領域-

●基準 1-1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

1-1. 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

観点 1-1-①：

大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【 観点到係る状況 】

1) 教育学部の目的

佐賀大学教育学部は、平成 28 年 4 月に同大学文化教育学部を改組して組織された。佐賀県で唯一の国立大学教員養成学部としての社会的使命を果たすために「佐賀大学教育学部規則」の第 2 条において次のようにその目的を定めた。

第 2 条 本学部は、学校教育課程幼小連携教育コース及び小中連携教育コースにより構成し、幼児・児童・生徒の心身の発達を長期的かつ連続的な視点から見据えながら、現代社会の変化に伴う様々な教育課題に応えることができる学校教員の養成を目的とする。

また、学校教育課程幼小連携教育コース及び小中連携教育コースのそれぞれの目的は同第 3 条において次のように定められている。

第 3 条 本学部学校教育課程の各コースの目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幼小連携教育コース 現在の家庭・学校・地域が抱える教育的課題の解決を視野に入れつつ、子どもの生活・発達・学習について、教育学や心理学、幼児教育、特別支援教育などの観点から専門的な知識や技能を学び、幼児期から児童期にかけての子どもたちの心身の発達や学びを支えるための教育能力を持った教員養成を行うことを教育目的とする。
- (2) 小中連携教育コース 小学校から中学校までの義務教育 9 年間における児童・生徒の心身の発達過程の特性に応じた教育の系統性を理解し、各教科の本質や意義、教育内容、学習指導方法について造詣を深め、実践的な指導技術を身につけた教員養成を行うことを教育目的とする。

2) 文化教育学部の目的

佐賀大学文化教育学部は、平成8年10月の創設に際し、国際化・情報化・高齢化の進む今日の社会状況の中で、新しい社会と文化の創造という問題と、それを担う市民の育成、教育という問題を総合的に取り上げ、現代における人間、社会、自然の全体的理解に基づく「総合知」を目指すことを理念に掲げた。本学部では、このような理念を実現するために、以下の目的を佐賀大学文化教育学部規則第1条の2に定めている。

「第1条の2」 本学部は、学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程及び美術・工芸課程により構成し、各々の課程の持つ特質を融合させたカリキュラムを整え、特定の専門知識に偏らない「総合知」を有する人材を育成することを目的とする。

さらに、各課程の目的は佐賀大学文化教育学部規則第1条の3に定められている。

- ① **学校教育課程**：社会的、国際的に広い視野と教養を持ち、教科内容、教育方法等について幅広く学び、教育実習の充実・高度化を通して、学校教育現場の諸問題に的確に対応できる教員を育成すること。
- ② **国際文化課程**：文系専門分野に関する幅広い学識を持ち、徹底した外国語教育を通して、豊かな語学力と幅広い国際的視野を備える人材を育成すること。
- ③ **人間環境課程**：心身の成長と特性、地域の生活と文化及び環境の理論と技術に関する幅広い学識を身に付け、より豊かな生活を実現するための主導的役割を果たすことができる人材を育成すること。
- ④ **美術・工芸課程**：美術・工芸分野の理論・実践について学び、あわせて当該分野の教育について考究することを通して、美術教育者若しくは造形作家として、又は企業等において活躍できる人材を育成すること。

上記の各課程の教育目的に応じ、『平成25年度履修の手引』（2-21頁）においては、各課程について「学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」が掲げられている。

学校教育課程では「学位授与の方針」について、佐賀大学の学士力と課程の教育目標に照らして、「基礎的な知識と技能」「課題発見・解決能力」「学校教育を担う社会人としての資質」の達成を掲げている。またこの教育方針を具現化するため、教養教育については教養教育科目と専門教育科目を体系的に配置した教育課程を編成し、「基礎的な知識と技能の分野」「課題発見・解決能力の分野」「地域や国際社会を担う国際的教養人としての資質」にかかる科目群を配置している。これに加え、教員として必要とされる体系的知識を習得されるための専門教育科目を「専門基礎科目」「専門科目（課程共通科目、学校教育科目、専門外国語科目、専修科目、自由選択科目、卒業研究）」に区分して段階的に配置している。

国際文化課程では「学位授与の方針」について、佐賀大学の学士力と課程の教育目標に照らして、「基礎的な知識と技能」「課題発見・解決能力」「地域や国際社会を担う国際的な教養人としての資質」の達成を掲げている。またこの教育方針を具現化するため、教養教育については教養教育科目と専門教育科目を体系的に配置した教育課程を編成し、「基礎的な知識と技能の分野」「課題発見・解決能力

の分野」「地域や国際社会を担う国際的教養人としての資質」にかかる科目群を配置している。これに加え、国際的な教養人として必要とされる体系的な知識を習得するため、専門科目を「専門基礎科目」「課程共通科目」「専門外国語科目」「専修科目」に区分して段階的に配置している。

人間環境課程では「学位授与の方針」について、佐賀大学の学士力と課程の教育目標に照らして、「基礎的な知識と技能」「課題発見・解決能力」「地域を担う社会人としての資質」の達成を掲げている。またこの教育方針を具現化するため、教養教育については教養教育科目と専門教育科目を体系的に配置した教育課程を編成し、「基礎的な知識と技能の分野」「課題発見・解決能力の分野」「地域や国際社会を担う国際的教養人としての資質」にかかる科目群を配置している。これに加え、それぞれの学士（人間環境および健康福祉・スポーツ）として必要な素養、知識、技術を身につけるための基本的事項を学習するため、それぞれ専門科目を「専門基礎科目」「課程共通科目」「専門外国語科目」「専修科目」に区分して段階的に配置している。

美術・工芸課程では「学位授与の方針」について、佐賀大学の学士力と課程の教育目標に照らして、「知識と技能」「課題発見・解決能力」「個人と社会の持続的発展を支える力」の達成を掲げている。またこの教育方針を具現化するため、教養教育については教養教育科目と専門教育科目を体系的に配置した教育課程を編成し、「基礎的な知識と技能の分野」「課題発見・解決能力の分野」「個人と社会の持続的発展を支える力」にかかる科目群を配置している。これに加え、美術・工芸分野で活躍する人材となるために必要な素養、知識、技術を身につけるため、「基礎的な知識と技能」「課題発見・解決能力」「個人と社会の持続的発展を支える力」の観点から分類された専門教育科目を配置し、それぞれにおいて段階的な知識・技術の積み重ねを行っている。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のことから、教育学部・文化教育学部の目的は、学則等に明確に定められている。その目的は教員としての広い学識を授けるとともに教員としての専門的知識及び能力を身につけさせることと定めており、学校教育法第 83 条に適合している。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学憲章』（<http://www.saga-u.ac.jp/saga-u/kensyou.html>）

『佐賀大学中長期ビジョン』（<http://www.saga-u.ac.jp/koho/2008vision1.html>）

『国立大学法人佐賀大学規則』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/kisoku.htm>）

『佐賀大学学則』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/gakusoku.htm>）

『佐賀大学文化教育学部規則』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/bunkisoku.htm>）

『平成 29 年度履修の手引』

（ 関係法令等 ）

・学校教育法第 83 条（目的）

・大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 40 条の 4（大学等の名称）

観点 1－1－②：

大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【 観点に係る状況 】

1) 学校教育学研究科の教育目的

学校教育学研究科の教育目的については、佐賀大学大学院学校教育学研究科規則 2 条に以下のように定められている。

第 2 条 研究科は、学校教育現場の諸課題に対応し、課題を解決できるような「理論と実践の往還」による高度な専門性と実践的な指導力を備えた教員を養成することを目的とする。また、教育実践探究専攻各コースの目的は、佐賀大学大学院学校教育学研究科規則第 3 条の 2 に以下のように定められている。

(1) 授業実践探究コース

現代的な学力育成の課題に応じて、授業実践において、学習指導に関する高度な資質を育成することを目的とする。

(2) 子ども支援探究コース

特別支援や生徒指導・教育相談等の多様な教育ニーズに応じて、さまざまな場面において、きめ細かに子どもを指導する高度な資質を育成することを目的とする。

(3) 教育経営探究コース

地域社会の変貌や少子化等の社会的課題に応じて、地域と連携した学校経営において、高度な資質を育成することを目的とする。

2) 研究科の教育目的

教育学研究科の教育目的は、佐賀大学大学院教育学研究科規則第 1 条の 2 に以下のように定められている。

「第 1 条の 2」 研究科は、初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。また、各専攻の目的は、佐賀大学大学院教育学研究科規則第 1 条の 3 に以下のように定められている。

表 3. 教育学研究科の教育目的および教育目標

学 校 教 育 専 攻	教育目的		学校教育専攻は、教育学、教育心理学及び障害児教育の分野で基本的授業科目を設定し、教育学の理論、児童・生徒の心身の発達と学習に関する理論、障害児教育に関する理論に加え、学校経営、生徒指導及び生涯学習に関する高度の専門的知識を授け、社会的視点に立ち、学校全体を見据えうる、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。
	教育 目 標	教育学コース	現代の教育問題、教育環境問題、教育改革動向について、原理論的あるいは実践論的に研究し、広い視野と深い洞察に基づいて問題解決の方途を多角的に探る。学校教育の可能性を広げ学校教育をリードできる専門の実践力と研究力を備えた教員の養成、種々の教育活動に関わる高度職業人の養成を目指す。
		教育心理学コース	発達心理学、臨床心理学、神経心理学、教育統計学などの側面から幼児、児童、生徒理解を行い、的確に指導、評価ができ、学校教育現場で教師としての役割を果たせるための知識、技量を高め、教育心理学の総合力を身につけさせる。
		障害児教育コース	医学・心理学・教育学の総合的側面から障害児の特性とニーズを専門的に研究し、特別支援教育の制度や内容及び方法などを検討すると同時に、望ましい特別支援教育の理論や実践の在り方について研究する。
教 科 教 育 専 攻	教育目的		教科教育専攻では、各教科における教科教育に関する授業科目と教科内容に関する授業科目を設定し、その学習成果を実践面に応用するための実践授業研究と修士論文に結びつく課題研究を課すことによって、各教科に関する高度の専門的知識を授け、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。
	教育 目 標	国語教育専修	教科としての国語に関する高度の専門的知識を授け、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成する。
		社会科教育専修	社会科教育に関する諸分野の専門的研究を深めるとともに、現代社会における文化と国際社会の相互作用を視野に入れて、社会科教育の理論と実践について高度な研究・教育を行う。
		数学教育専修	教科としての数学に関する高度な専門的知識を授け、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的としている。
		理科教育専修	自然科学の急速な進歩に対応しつつ、物理学、化学、生物学、地学の専門的研究を深めるとともに、理科教科の教育課程の研究と教育実践を行う能力を身につけた人材の養成を目指す。
		音楽教育専修	器楽、声楽、作曲う指揮法、音楽学および音楽科教育学の6分野に関する専門的研究・教育を行うことにより、音楽的表現能力と音楽学的研究能力を高めることを目指す。また教育との有機的関連を図ることで、それらの専門的能力を学校や地域の音楽指導に統合しうる音楽教育者を養成する。
		美術教育専修	造形表現及び造形理論の諸分野を基礎として、美術・工芸科教育の理論と実践に関する専門的・総合的な研究・教育の中から、高い実践能力と深い見識を身につけ、総合的に育まれた知性・感性と目的を持つ教育者・専門家育成を目指す。
		保健教育専修	保健体育科教育、体育学、運動学、健康運動実践学、運動生理学および学校保健の6つの学問領域を柱に、これらの専門的教育・研究を基礎とし、専門性を強化しながら、保健体育教育学の理論と実践の発展に資する教育・研究を行う。
		技術教育専修	技術教育に関する高度の専門的知識を身に付け、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成する。
		家政教育専修	家庭科の教育内容に関する専門的な知識を深め、家政学の特色を生かした研究の方法論を学び、さらに研究成果を教育実践に役立てていくための理論や方法論を修得する。
		英語教育専修	英語教育学、英語学、英米文学の分野における諸問題について英語教育に関する研究を深め、これらの研究成果を有機的に体系化する。これを基礎として現代的要請に応じた英語教育の理論と実践を追求し、総合的かつ専門的に研究・教育ができる知識と創意を身につけた英語教員の育成を目標とする。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、研究科の目的は、明確に定められており、学校教育法第 99 条に規定された目的と合致していると判断される。

(根拠資料)

『佐賀大学大学院学則』 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/ingakusoku.htm>)

『佐賀大学大学院教育学研究科規則』 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/daigakuin/kyoikuin.htm>)

『佐賀大学の教育方針について』 (<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhousin.html>)

『平成 29 年度履修案内』

(関係法令等)

- ・学校教育法第 99 条 (大学院及び専門職大学院の目的)
- ・大学院設置基準第 1 条の 2 (教育研究上の目的)、第 22 条の 4 (研究科等の名称)
- ・専門職大学院設置基準第 35 条 (その他の基準)

(2) 優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

教育学部・文化教育学部・学校教育学研究科・教育学研究科における目的は明確に定められていると共に、学校教育法に規定されている大学一般に求められる目的に適合している。

【 改善を要する点 】

特になし。

(3) 基準 1-1 の自己評価の概要

教育学部・文化教育学部・学校教育学研究科・教育学研究科における目的は明確に定められていると共に、学校教育法に規定されている大学一般に求められる目的に適合している。

なお平成 28 年度に文化教育学部は教育学部へと名称変更し、教育学研究科は学校教育学研究科(教職大学院)へ改組した。

●基準 1-2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

2-1. 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

観点 2-1-①：

学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部の教員組織は10講座から構成されており、教員数は89名である。

教育学部は学校教育課程として幼小連携教育コースと小中連携教育コースの2コースで構成されている。幼小連携教育コースには、幼小発達教育専攻と特別支援教育専攻の2専攻があり、小中連携教育コースには、初等教育主免専攻と、中等教育主免専攻の2専攻がある。教員組織は4グループ及び附属教育実践総合センターから構成されている。幼小連携教育コースの教員は、幼小連携グループと一部の附属教育実践総合センターの教員が担い、小中連携教育コースの教員は、言語・社会系グループ、理数系グループ、実技系グループ及び一部の附属教育実践総合センターの教員が担っている。各教員配置状況は「表1.教育学部 教員数」(p. 2)のとおりである。

【 分析結果とその根拠理由 】

平成29年4月現在、文化教育学部の教員数は63名であり、学部の目的に沿った質の高い教育が可能な専任教員が確保されている。

平成29年4月現在教育学部の教員数は55名であり、学部の目的に沿った質の高い教育が可能な専任教員が確保されている。

(根拠資料)

『平成29年度佐賀大学職員名簿：教育学部』(<http://www.saga-u.ac.jp/jinji/gakunai/meibo/PDF>)

観点 2-1-②：

教養教育の体制が適切に整備されているか。

【 観点に係る状況 】

※任意

【 分析結果とその根拠理由 】

※任意

観点 2-1-③：

研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【 観点に係る状況 】

（１）学校教育学研究科

大学院の学校教育学研究科（教職修士課程）は、高度専門職業人養成に特化した教員養成を行うことを目的として、学部卒業者を対象に実践的指導力を備え、将来性ある即戦力となり得る新任教員の養成、及び現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得るリーダー教員の養成を目指して設置された。教育実践専攻として、授業実践探究コース、子ども支援探究コース、教育経営探究コースの三つがある。

授業実践探究コースは、現代的な学力育成の課題に応じて、授業実践において、学習指導に関する高度な資質を育成すること、子ども支援探究コースは特別支援や生徒指導・教育相談等の多様な教育ニーズに応じて、さまざまな場面において、きめ細かに子どもを指導する高度な資質を育成すること、及び教育経営探究コースは、地域社会の変貌や少子化等の社会的課題に応じて、地域と連携した学校経営において、高度な資質を育成することを目的としている。

また、大学院設置基準による教員充足状況については「表 4 学校教育学研究科 教員数」（p. 4）にまとめている。

（２）教育学研究科

大学院の教育学研究科（修士課程）は学部で教育の理論と実際を学び、更に深く研究を重ねて教育の真髄に迫ろうとする人のために設置された。専攻として学校教育専攻、教科教育専攻の二つがある。学校教育専攻は幼児・児童・生徒のあらゆる諸相を学ぶもので、教科教育専攻は自分の専攻する教科を学ぶものである。それは次のようにそれぞれ 3 コースと 10 専修に分かれている。また、教育学研究科は附属教育実践総合センター、附属学校（園）と深い連携を保ちつつ理論の実践化につとめるとともに、それから得られたデータに分析を加え、教育実践の理論を構築しようとしている。

また、大学院設置基準による専攻・専修別教員充足状況については「表 2. 教育学研究科 教員数」（p. 4）にまとめている。

【 分析結果とその根拠理由 】

平成 28 年度において、学校教育学研究科は大学院設置基準第 23 条に定められた専任教員よりも 1 名少なかったため専任教員数を充足していなかった。大学院の目的に沿った質の高い教育が可能な専任教員が確保されているとは言えない状況であったが、平成 29 年度に必要な数が確保できるように教員候補者の選考を実施し、確保したため、平成 29 年度からは、コース毎に適正な教員配置がなされることになった。専任教員とみなし教員（客員准教授）は各コースに配置され、教授・准教授・講師が履修案内に示す講義を担当している。

教育学研究科は大学院設置基準第 9 条に定められた専任教員数を充足し、大学院の目的に沿った質の高い教育が可能な専任教員が確保されている。これら専任教員は各専攻（コース・専修）に配置され、

教授・准教授・講師が履修案内に示す講義を担当している。

(根拠資料)

『平成 29 年度佐賀大学職員名簿：学校教育学研究科』

(http://www.saga-u.ac.jp/jinji/gakunai/meibo/PDF/13kyoikugaku/kyoikugaku_meibo.pdf)

『平成 29 年度佐賀大学職員名簿：学校教育学研究科』

観点 2-1-④：

専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【 観点に係る状況 】

該当なし

【 分析結果とその根拠理由 】

該当なし

観点 2-1-⑤：

附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【 観点に係る状況 】

学部改組に伴い、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園および附属教育実践総合センターは、文化教育学部から教育学部の附属施設として位置づけられた。これらの附属施設については、佐賀大学教育学部附属教育実践総合センター規程及び佐賀大学教育学部附属学校規程に定められている。

佐賀大学教育学部附属学校規程第 2 条に述べられている附属学校の目的は、次に掲げたとおりである。

- ① 教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める教育又は保育を行うこと。
- ② 本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たること。
- ③ 教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うこと。

附属学校は教育学部における教員養成のための教育施設として機能しており、教育学部学校教育課程の学生及び文化教育学部学校教育過程の学生の小学校・中学校教育実習をはじめ、他 3 課程、本学他学部学生に対する中学校教育実習も行われている。

毎年、研究主題に基づき附属学校において研究発表会が催されており、本学部の教員との共同研究も活発に行われている。さらに、「大学の授業を受けてみよう」というイベントの形で学部教員による附属生徒への課外授業が行われている。その他、附属学校教員と学部教員の共同（分科会指導助言）による公開研究授業や附属学校教員による学部生への授業（教育実習事前・事後指導、教員養成実地指導など）も多数行われた。この結果、附属施設との連携は深まってきている。

附属教育実践総合センターは教育学部における実践的な授業研究を司るセンターであり、教育実践部門、教育臨床部門、教育支援部門の3つの部門が設置され、附属学校（園）等、学内外の関係機関との連携のもとに、教育臨床、教育実践及び教職支援に関する理論的・実践的研究及び指導を行い、教育実践の向上に資することを目的としている（「佐賀大学教育学部附属教育実践総合センター規程」）。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のように、文化教育学部附属学校園および附属教育実践総合センターは、本学部の教育研究の目的を達成するために適切に機能しており、両者の連携は強まっていると考えられる。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学教育学部附属教育実践総合センター規程』（www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/zisencenter.htm）

『佐賀大学教育学部附属学校規程』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/fuzokukitei.htm>）

2-2. 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

観点 2-2-①：

教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【 観点に係る状況 】

1) 文化教育学部の教授会及び委員会等の組織、委員等の選出方法、役割、権限等

- ①教授会：専任の教授、准教授及び講師をもって組織し、(1)学部長の選考に関する事項、(2)教員の選考に関する事項、(3)教育課程の編成に関する事項、(4)学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項、および(5)その他学部の教育又は研究に関する重要事項を審議している。原則として、月1回の開催で、第1水曜日の4校時を充てている。
- ②講座会議：本学部の教員組織は先に挙げた10講座で構成される。これらの講座ごとに会議が設けられ、全学・全学部的な事項や当該講座に関する事項について討議される。
- ③講座代表者会議：学部長および各講座・教育実践総合センターから選出される教授1名（合計12名）をもって構成される。各講座間の連絡・調整が主な役割であるが、この会議は人事委員会と予算委員会も兼ねている。
- ④各種委員会：委員は原則として各講座から選出されているが、場合によっては課程単位で構成されている場合もある。学部運営に関連した個々の事項について討議が行われている。委員会組織、以下のとおりである。

表 4. 委員会組織

委員会名（部門名）
講座代表者会議（人事、予算）
企画・評価委員会
入試・広報委員会

教務委員会
学生・就職委員会
国際貢献・地域貢献委員会

2) 教育学部の教授会及び委員会等の組織、委員等の選出方法、役割、権限等

- ① 教授会：教育学部専任の教授、准教授、講師及び助教と、大学院学校教育学研究科専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織され、学長が掲げる事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し、意見を述べている。学長が掲げる事項には、(1) 学部長候補者の選考に関する事項、(2) 教員候補者の選考に関する事項、(3) 教育課程の編成に関する事項、(4) 学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与に関する事項、(5) 学生の転学部に関する事項、(6) 学生の懲戒に関する事項の6項目があり、このほか教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができるようになっている。原則として、月1回の開催で、第1水曜日の4校時を充てている。
- ② グループ会議、教育実践総合センター会議：本学部の教員組織は先に挙げた4グループと附属教育実践総合センターで構成される。これらのグループやセンターごとに会議が設けられ、全学・全学部的な事項や当該グループ・センターに関する事項について討議される。
- ③ グループ代表者会議：学部長及び、それぞれ選出された各グループ2名・教育実践総合センター1名・学校教育学研究科1名の教授、合計11名をもって構成される。各グループ間の連絡・調整が主な役割であるが、この会議は人事委員会と予算委員会も兼ねている。
- ④ 各種委員会：委員は原則として各グループから選出されている。学部運営に関連した個々の事項について討議が行われている。委員会組織、以下のとおりである。

表 5. 委員会組織

委員会名（部門名）	委員会名（部門名）
グループ代表者会議（人事、予算）	学生・就職委員会（学生・就職）
施設・安全衛生委員会（施設・安全衛生）	国際貢献・地域貢献委員会
ダイバーシティ・人権教育委員会（人権教育・男女共同参画推進・レクリエーション）	研究・論文委員会（プロジェクト研究・論文編集図書）
企画・評価委員会	附属改革・教育実習・県教育委員会連携委員会（附属学校園運営・実践センター運営・教育実習）
入試・広報委員会（入試・広報）	教職課程運営委員会
教務委員会	県教委との連携協議会事務局
ファカルティ・デベロップメント委員会（以下「FD委員会」）	附属特別支援学校就学指導委員会

3) 学校教育学研究科の研究科委員会及びその他の委員会等の組織、委員等の選出方法、役割、権限、会議の開催実績

研究科委員会には研究科運営委員会が設置され、運営に関わる事項を審議している。その結果を、研究科委員会に提案し、実行している。委員会の開催は、月に2回行われる運営委員会に合わせて原則として、月に1回行われる。例年、研究科委員会では以下に示すような議題が取り上げられている。

表 5. 平成 29 年度学校教育学研究科委員会議題内容

開催月	審議内容
4 月 20 日	(1) 主指導教員及び副指導教員の決定について (2) 教員の併任について
5 月 11 日	(1) 平成 29 年度佐賀大学大学院学校教育学研究科学生募集要項について (2) 学校教育学研究科入学試験合否判定基準改正について
7 月 20 日	(1) 平成 29 年度予算（案）について
11 月 2 日	(1) 平成 29 年度学校教育学研究科入学試験合格者判定について
1 月 25 日	(1) 学校教育学研究科教員選考基準（案）について
2 月 15 日	(1) 教員人事について (2) 佐賀大学大学院学校教育学研究科規則の一部改正について (3) 佐賀大学大学院学校教育学研究科履修細則の一部改正について (4) 客員准教授の受け入れについて
3 月 1 日	(1) 平成 29 年度佐賀大学大学院学校教育学研究科修了認定について
3 月 15 日	(1) 平成 29 年度日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考について

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 文化教育学部

以上のように、文化教育学部の教授会及び各種委員会は運営されているが、各委員会との連携を図るための学部運営会議は年度計画進捗状況の報告時に開催されているが、委員会間のさらなる連携が求められる。教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織は、適切に機能していると判断される。

2) 教育学部

以上のように、教育学部の教授会及び各種委員会は運営されている。学部改組に伴い、文化教育学部の仕組みを教育学部に援用し、文化教育学部の運営を縮小していくよう工夫している。両学部の委員会を両立させる必要のあるなか、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織は、適切に機能していると判断される。

3) 学校教育学研究科

上記の表に示すように、学校教育学研究科運営委員会も含めて学校教育学研究科委員会は適切に機能しており、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているとは判断される。

(根拠資料)

『教授会議事録』『教務委員会議事録』『平成 29 年度学校教育学研究科委員会記録』

(2) 優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

文化教育学部、教育学部及び学校教育学研究科の組織構成が大学の目的に照らして適切なものであると共に、教育活動を展開する上で必要な運営体制が整備され、適切に機能している。

【 前年度の改善を要する点 】

学部改変（地域芸術デザイン学部・教育学部・教職大学院）に際し、より適切な組織体制が構築されたかを検証する必要がある。

【 改善状況 】

学部改組に際し、教育学部・教育学研究科に関して適切な組織体制が構築された。

文化教育学部、教育学研究科に関しては学生の教育に支障が出ないように必要なものは残置している。

【 改善を要する点 】

引き続き教育学部・教職大学院において運営上の協力体制を整えていく必要がある。

(3) 基準 1-2 の自己評価の概要

文化教育学部、教育学部及び学校教育学研究科においては、それぞれの組織構成は大学の目的に照らして適切なものであり、学部改変（地域芸術デザイン学部・教育学部・教職大学院）を考慮しながら、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能している。

●基準 1－3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

3-1. 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点 3-1-①：

教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【 観点到係る状況 】

1) 教育学部における教員組織編成の基本方針

本学部は、小学校教員免許を卒業要件とする学校教育課程と非教員養成課程である 3 課程（国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程）から構成されていた文化教育学部を改組し、平成 28 年に教員養成に特化した学部として誕生した学部である。学校教育課程の一講座から構成されており、幼少連携コースと小中連携コースに分かれている。幼稚園教諭免許、小学校教諭免許、中学校教諭免許、高等学校教諭免許、特別支援学校教諭免許の取得が可能である。

2) 学校教育学研究科における教員組織編成の基本方針

佐賀大学大学院学校教育学研究科は、教育実践探究専攻に授業実践探究コース、子ども支援探究コース、教育経営探究コースの 3 コースから成る専門職修士課程として、平成 28 年 4 月に設置された。大学院の目的に関しては、佐賀大学大学院学校教育学研究科規則第 2 条に次のように述べられている。

・研究科は、学校教育現場の諸課題に対応し、課題を解決できるような「理論と実践の往還」による高度な専門性と実践的な指導力を備えた教員を養成することを目的とする。

同規則第 3 条には次のように述べられている。

2 専攻の目的は、各コースにおいて次に掲げるとおりとする。

(1) 授業実践探究コース

現代的な学力育成の課題に応じて、授業実践において、学習指導に関する高度な資質を育成することを目的とする。

(2) 子ども支援探究コース

特別支援や生徒指導・教育相談等の多様な教育ニーズに応じて、さまざまな場面において、きめ細かに子どもを指導する高度な資質を育成することを目的とする。

(3) 教育経営探究コース

地域社会の変貌や少子化等の社会的課題に応じて、地域と連携した学校経営において、高度な資質を育成することを目的とする。

専門職大学院設置基準 第 4 条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。佐賀大学大学院学校教育学研究科委員会規程第 1 条では、国立大学法

人佐賀大学基本規則（平成16年4月1日制定）第25条第2項の規定による佐賀大学大学院学校教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織、権限及び運営等については、この規程の定めるところによるとされ、第2条において次のように述べられている。

研究科委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科専任の教授、准教授、講師及び助教
- (3) 佐賀県教育委員会との協定書（平成28年1月5日締結）に基づき、佐賀県教育委員会からみなし実務家教員として派遣される者

教員は上記の1専攻（3コース）に所属し、互いに連携を保ちながら、学生の教育研究に取り組んでいる。

第19編 大学院 > 第1章 学校教育学研究科 > 第1款 規則 佐賀大学大学院学校教育学研究科規則（平成28年2月24日制定）

第19編 大学院 > 第1章 学校教育学研究科 > 第2款 管理運営 佐賀大学大学院学校教育学研究科委員会規程（平成28年3月20日制定）

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 教育学部

以上の学部教員組織に関しては国立大学法人佐賀大学教員組織規程第2条に定められており、附属する学校園と教育実践総合センターに関しては同規程第4条に定められている。このように、本学部の教育研究に対して明確な教員組織編成が成されていると判断される。

2) 学校教育学研究科

学校教育学研究科では明確な目的の下で組織的な連携体制が確保され、教育研究に取り組む教員組織編成がなされていると判断される。

（ 根拠資料 ）

『国立大学法人佐賀大学教員組織規程』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/somu/kyoinsosiki.htm>）

『国立大学法人佐賀大学規則』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/kisoku.htm>）

『国立大学法人佐賀大学教育職員就業規程』

（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/gakunai/syugyo/kyoinsyugyo.htm>）

『各学部規則：文化教育学部』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/kisoku.htm>）

『各研究科規則：教育学研究科』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/daigakuin/kyoikuin.htm>）

（ 関係法令等 ）

- ・大学設置基準第7条（教員組織）
- ・大学院設置基準第8条（教員組織）
- ・専門職大学院設置基準第4条（教員組織）、第35条（その他の基準）

観点 3-1-②：

学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【 観点到係る状況 】

教育学部の教員組織は1講座及び附属教育実践総合センターで構成している。平成27年度4月現在、本学部の専任教員数は55名であり、大学設置基準第13条（別表第一）に定められた専任教員数を充足し、学部の目的に沿った質の高い教育が可能な専任教員が確保されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

本学部では教育課程を遂行するために必要な教員が確保されている。現在、教教分離による新たな教員配置体制を準備中の法人側の意向もあり、専任教員の補充が不十分な科目がある。この状況については、できるだけ早期の改善が求められている。

（ 根拠資料 ）
『平成29年4月1日教員定員現員表』

観点 3-1-③：

大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【 観点に係る状況 】

学校教育学研究科における教員配置については、14人が最低人員（学校教育学研究科は大学院設置基準第23条に定められた専任教員数）のところ、平成28年度は1人欠員の状態であったが、平成29年度に解消された。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、学校教育学研究科では必要な教員数よりも1名欠員があったが、漸次適切な人事（公募）が行われたため、状況の改善が図られている。

（根拠資料）
『平成29年度研究科現員表』

観点 3-1-④：

大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【 観点に係る状況 】

該当なし

【 分析結果とその根拠理由 】

該当なし

3-2. 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。

と。

観点 3-2-①：

教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【 観点に係る状況 】

1) 教育学部の教員選考基準の運用状況

本学部の教員採用は佐賀大学教育学部教員選考規程に基づき公募により行われる。教授会に設置された教員候補者選考委員会は、国立大学法人佐賀大学教員選考基準（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づき、多面的かつ総合的に評価し、調査・選考の上、教授会に報告する。各暫定候補者について教授会にて無記名投票により出席者の 3 分の 2 以上の適票を得た者を適格候補者とする。

また、昇格（公募制）も佐賀大学教員選考基準に基づき、教授、准教授、講師ともそれぞれ定められた基準に該当し、教育研究上の能力があると認められる者について選考が行われている。

教育上の指導能力に関する評価は、平成 17 年度に学部評価委員会で「個人評価に関する実施基準」、「個人達成目標および重み配分の指針」、「個人目標申告書（別紙様式 1）」、「活動実績報告書（別紙様式 2）」、「自己点検・評価書（別紙様式 3）」、「個人評価結果（別紙様式 4）」などを制定し、毎年各教員の活動状況などを提出書類（前述別紙様式 1～4）により評価し、各教員への評価結果を通知している。

2) 学校教育学研究科の教員選考基準の運用状況

本研究科の教員採用は、佐賀大学大学院学校教育学研究科選考規程に基づき公募により行われる。教員候補者選考委員会を研究科委員会に設置し、国立大学法人佐賀大学教員選考基準（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づき多面的かつ総合的に評価し、調査・選考の上、研究科委員会に報告する。各暫定候補者について研究科委員会にて無記名投票により出席者の 3 分の 2 以上の適票を得た者を適格候補者とする。

また、昇格も佐賀大学教員選考基準に基づき、教授、准教授、講師、助手ともそれぞれ定められた基準に該当し、教育研究上の能力があると認められる者について選考が行われる。

教育上の指導能力に関する評価は、平成 17 年度に学部評価委員会で「個人評価に関する実施基準」、「個人達成目標および重み配分の指針」、「個人目標申告書（別紙様式 1）」、「活動実績報告書（別紙様式 2）」、「自己点検・評価書（別紙様式 3）」、「個人評価結果（別紙様式 4）」などを制定している。これを研究科においても使用し、毎年各教員の活動状況などを提出書類（前述別紙様式 1～4）により評価し、各教員への評価結果を通知している。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 教育学部

教員採用基準は明確かつ適切に定められており、教育上の指導能力の評価が計られていると判断される。

2) 学校教育学研究科

教員採用基準は明確かつ適切に定められており、教育上の指導能力の評価が計られていると判断される。

(根拠資料)

『国立大学法人佐賀大学教員選考基準』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/senkokizyun.htm>)

『各学部教員選考規程：教育学部』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/bunkyokyoinsenko.htm>)

『佐賀大学大学院学校教育学研究科教員選考規程』

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/942.html>)

『平成 29 年度 教育学部個人評価の集計』

観点 3-2-②：

教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【 観点に係る状況 】

1) 教育学部教員の教育活動の評価体制と活動状況

本学部では教員の教育活動に関する評価を、学部評価委員会と個人評価実施委員会が定期的に実施している。

評価している項目は、講義担当時間数、教育改善の実施、学生支援の実施、研究指導等であるが、各項目について以下に示す細目を設定している。

< 講義担当時間数 >

教養教育担当時間数、学部担当時間数、大学院担当時間数

< 教育改善の実施 >

授業評価を参考に授業内容・方法の改善、授業のための教材等の作成、教育内容等に関する研究活動、TA(Teaching assistant)・RA(Research assistant) の採用、HP を通じた全ての担当科目のシラバスの公開、HP を通じた全ての担当科目の成績評価の方法・基準等の作成、教育関係の研修への参加、リメディアル教育の実施、公開授業の実施、その他の教育改善

< 学生支援の実施 >

オフィスアワーの実施、研究生の指導、学生研修の引率、就職のための特別指導、学生の海外派遣、短期プロ等による留学生指導、学年担任・クラブ顧問、留学生・社会人・障害者の持続的な生活指導等、その他の学生指導

< 研究指導 >

学部主査、学部副査、大学院主査、大学院副査、研究成果発表の指導

教員は各項目の実績を報告し、評価委員会が集計の後、個人評価実施委員会が集計結果に基づき、コメントを各教員に通知している。例えば、著しく教育活動が不足している教員に関しては部局長の

コメントとして、努力するように促している。

本学部においては、教員の研究活動が反映された授業が数多く開講されており、教育の目的を達成するための基礎として研究活動が行われている。

2) 学校教育学研究科の教育活動の評価体制と活動状況

学校教育学研究科においても、教育学部と同様に教員の教育活動に関する定期的な評価を、学部評価委員会と個人評価実施委員会を通じて実施している。学部評価委員会では「個人評価に関する実施基準」「個人達成目標および重み配分の指針」「個人目標申告書（別紙様式 1）」「活動実績報告書（別紙様式 2）」「自己点検・評価書（別紙様式 3）」「個人評価結果（別紙様式 4）」などを制定し、各教員の活動状況などを提出書類（前述別紙様式 1～4）により評価し、各教員への評価結果を通知する取り組みを続けている。

評価している項目は、講義担当時間数、教育改善の実施、学生支援の実施、研究指導等であるが、各項目について以下に示す細目を設定している。

< 講義担当時間数 >

教養教育担当時間数、学部担当時間数、大学院担当時間数

< 教育改善の実施 >

授業評価を参考に授業内容・方法の改善、授業のための教材等の作成、教育内容等に関する研究活動、HP を通じた全ての担当科目のシラバスの公開、HP を通じた全ての担当科目の成績評価の方法・基準等の作成、教育関係の研修への参加、リメディアル教育の実施、公開授業の実施、その他の教育改善。

< 学生支援の実施 >

オフィスアワーの実施、研究生の指導、学生研修の引率、就職のための特別指導、学生の海外派遣、短期プロ等による留学生指導、学年担任・クラブ顧問、留学生・社会人・障害者の持続的な生活指導等、その他の学生指導。

< 研究指導 >

学部主査、学部副査、大学院主査、大学院副査、研究成果発表の指導

教員は各項目について該当数を報告し、評価委員会が集計の後、個人評価実施委員会が集計結果に基づき、コメントを各教員に通知している。例えば、著しく教育活動が不足している教員に関しては部局長のコメントとして、努力するように促している。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 教育学部

学部の個人評価によって、教育活動に関する定期的な自己点検・評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断される。

教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動がさまざまな分野で行われていると判断される。

2) 学校教育学研究科

以上のように、学部の人評によって学校教育学研究科の教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断される。

(根拠資料)

『佐賀大学学生による授業評価結果を用いた授業改善実施要領』

(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/hyoka2012.pdf>)

『国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/hyokakisoku.htm>)

『国立大学法人佐賀大学における職員の個人評価に関する実施基準』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/kojinhyokakijun.htm>)

『個人評価実施指針』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/kojinhyokasis.htm>)

『個人評価実施報告書』(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyouka.htm>)

『平成 28 年度教育学部個人評価の集計』

3-3. 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

観点 3-3-① :

教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

【 観点に係る状況 】

1) 教育学部

教育課程を展開するために必要な事務職員等は、平成 29 年度、教務課において教育学部担当の教務係長 1 名、教務主任 1 名、事務員 2 名、事務補佐 2 名が配置されている。また、学部総務として、事務長 1 名、副事務長 1 名、総務係長 1 名、主任 1 名、事務員 2 名、事務補佐 3 名が配置されている。

一方、平成 29 年度における TA の活用実績は、TA 利用科目数は 7 科目である。

2) 学校教育学研究科

教育課程を展開するために必要な事務職員等は、昨年度に引き続き平成 29 年度についても、教務課において学校教育学研究科担当の教務係長 1 名、教務主任 1 名、事務員 2 名、事務補佐 2 名が配置されている。また、総務は学部総務係が兼務しており、事務長 1 名、副事務長 1 名、総務係長 1 名、事務員 2 名、事務補佐 4 名が配置されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育課程を展開するために必要な事務職員は確保されており、TA も広範囲に積極的に活用されてきたと判断される。

(根拠資料)

『国立大学法人佐賀大学職員人事規程』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/gakunai/syugyo/jinji.htm>)

『事務系職員、技術系職員、助手等の配置状況』

『佐賀大学ティーチング・アシスタント運用要領、ティーチング・アシスタント (TA) 実施報告書』

『国立大学法人佐賀大学事務組織規程』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/somu/jimusosiki.htm>)

(2) 優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

現在のところ、適切な教員配置と取組がなされている。

【 改善を要する点 】

引き続き教育学部・教職大学院において運営上の協力体制を整えていく必要がある。

【 前年度の改善を要する点 】

教育学部においては平成31年度末の再課程認定に向けて人員配置を再検討する必要がある。

【 改善状況 】

教職課程運営委員会を中心に再課程認定に向けて準備を進めている。

(3) 基準 1-3 の自己評価の概要

適切な教員配置と取組がなされている。

●基準 1-4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

4-1. 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。

観点 4-1-①：

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【 観点到に係る状況 】

文化教育学から教育学部への名称変更、大学院研究科の改組に伴い、平成 28 年度から、教育学部並びに学校教育学研究科の入試が開始されている。

1) 教育学部

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、ホームページ上の『入学者選抜要項』の巻頭で、合わせて募集単位毎に「求める学生像」を公開している。入試説明会等においては『入学者選抜要項』を全員に配付し、入試説明に当たって受入方針の説明を行っている。

(<http://it3.pd.saga-u.ac.jp/jp/policy/admission.php>)

(1) 求める学生像

教育学部では、子どもの心身の発達や学びを支える教育の充実、確かな学力の形成、小学校段階での英語教育の充実、科学的思考の育成、ICT を利用した教育の充実など、複雑で多様な地域の数多くの教育課題に対応できる高度な指導力を身につけた教員の要請を目指す。校教育課程、国際文化課程、人間環境課程及び美術・工芸課程により構成し、各々の課程の持つ特質を融合させたカリキュラムを整え、特定の専門知識に偏らない「総合知」を有する人材を育成することを目的としている。

(2) 各コースの求める目的と求める学生像、並びに各コースで学ぶために必要な能力や適性等および入学者に求める高等学校等での学習の取り組み

■幼小連携教育コース

現在の家庭・学校・地域が抱える教育的課題を解決するための教育学や心理学、幼児教育、特別支援教育の専門的知識を身につけ、幼児期から児童期にかけての子どもたちの心身の発達や学びを支えるための教育能力をもった教員を養成している。そのために、以下に示すような学生を求めている。

- ① 小学校の全教科に関する学習と、心理学・教育学・幼児教育の学習や特別支援教育の学習に意欲を持って取り組める人
- ② 幅広い基礎的学力や技能を備え、家庭・学校・地域が抱える教育的課題や子どもたちの心身の発達、学びを支える教育について関心を持ち、幼稚園、認定こども園、小学校、または特別支援学校の教員を目指す人

〔幼小連携教育コースで学ぶために必要な能力や適性等および入学志願者に求める高等学校等での学

習の取り組み]

高等学校で履修する全ての教科・科目について、基礎的な知識を幅広く学習し、自分の考えを分かり易く文章や口頭で表現できることが必要である。将来、教師として活躍するためには、教職についての意欲と関心を培い、幼児教育や初等教育、特別支援教育をめぐる諸問題に対して強い関心を持つことが必要である。大学入学前にボランティア活動や学校内外での諸活動など、将来教師になるにあたって糧となるような何らかの実践を経験できる機会があれば積極的に挑戦することを期待している。

■小中連携教育コース

小学校から中学校までの9年間を一体としてとらえて、児童生徒の学習意欲を高め、学力を向上させていくための指導法や教材について学び、充実した教育実習を各学年で行うことにより、高度な教育実践力をもった教員を養成している。そのために、以下に示すような学生を求めています。

- ① 小学校の全教科に関する学習と、中学校のいずれかの教科の学習に意欲を持って取り組める人
- ② 幅広い基礎的学力や技能を備え、小学校から中学校への教育の接続の問題や各教科の教育について関心を持ち、小学校、中学校、小中一貫校の教員を目指す人

〔小中連携教育コースで学ぶために必要な能力や適性等および入学志願者に求める高等学校等での学習の取り組み〕

文系、理系に偏らず、高等学校で履修する全ての教科・科目について、基礎的な知識を幅広く学習し、自分の考えを分かり易く文章や口頭で表現できることが必要である。なお、技能が重要視される教科については、基礎的な技量をあわせて修得しておくことが求められます。将来、小学校や中学校などの教師として活躍するためには、初等教育や中等教育をめぐる諸問題に対して幅広い視野と強い関心を持ち、読書などを通して自分自身で考えておくことが必要である。大学入学前にボランティア活動や学校内外での諸活動など、教育に関わる何らかの実践を経験できる機会があれば、積極的に挑戦することを期待している。

2) 学校教育学研究科

大学院入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、昨年度に引き続き平成29年度についても、ホームページ上で、『大学院学生募集要項』の巻頭に公開している。

(http://www.sao.saga-u.ac.jp/PDF/H30/2017P_gakkou.pdf)

(1) 求める学生像

学校教育学研究科は、学力問題への対応、多様な教育ニーズへの対応及び新たな学校づくりという地域の教育課題に対して中心的な役割を担う教員養成を使命としています。そのため、学部卒業生等（すでに教員免許を有している人を含む）は、学校課題を明確に把握しながら即戦力として活躍できる力を培うとともに、将来的に地域の学校改革の担い手となりうる高度専門職業人としての教員を養成している。また、現職教員については、地域の教育課題に応じた学校改革を担うリーダーを養成している。本研究科が求める学生像は以下の通りである。

（学部卒業生等）

- ① 教育一般に関する基礎的な知識、理解力及び問題意識等を有する者
- ② 学校教育現場が直面している諸問題に対して深い関心と明確な課題意識を有する者
- ③ 諸課題に対して、実践的な専門性を培い、高度な実践的解決力の修得を目指す者

- ④ 将来、地域の学校改革を担うリーダーとして必要な専門的知識や技術等の修得を目指す者
(現職教員等)
- ① 教育一般に関する基礎的な知識、理解力及び問題意識等を有する者
- ② 学校教育現場が直面している諸問題に対して深い関心と明確な課題意識を有する者
- ③ 諸課題に対して、実践的な専門性を培い、高度な実践的解決力の修得を目指す者
- ④ 即戦力として地域の学校改革を担うリーダーに必要な専門的知識や技術等の修得を目指す者
- ⑤ 学校現場での指導経験と現場が抱える具体的な問題意識を有している者

(2) 入学者選抜の基本方針

学校教育学研究科の教育・研究理念に基づき、教育目的・教育目標・教育方針に沿った人材を育成するために、開放性、客観性、公平性を旨とした多面的な評価方法により入学者を受け入れている。

(一般入試)

入学の機会を広く保障するために、教員免許を取得し、大学院受験資格を有する全ての者を対象とした一般入試を行っている。本入試では、大学院で学ぶために必要な基礎学力を有しているかを、筆記試験及び口述試験によって評価している。また、本研究科での学習及び実践を遂行するために必要な資質や専門的知識を有しているかを、筆記試験、口述試験及び書類審査によって評価している。さらに、明確な志望動機や入学後の学習意欲等を有しているかを、書類審査及び口述試験によって評価している。

(現職教員等入試)

大学院受験資格を有し、かつ現に学校又は教育関係諸機関で専任として在職している者を対象とした現職教員等の入試を行っている。本入試では、大学院で学ぶために必要な基礎学力を有しているかを、筆記試験及び口述試験によって評価している。また、本研究科での学習及び実践を遂行するために必要な資質や専門的知識を有しているかを、筆記試験、口述試験及び書類審査によって評価している。さらに、現職教員としての明確な志望動機や入学後の学習意欲等を有しているかを、書類審査及び口述試験によって評価している。

教育実践探究専攻の各コースにおける教育目標は、以下の通りである。

(1) 授業実践探究コース

変革の時代における学力育成の課題に対応すべく、高度な実践的知識・技能を有し、教育課程の編成、授業実践と学習評価の改善・開発に向けて新たな取り組みを行うことのできる教員を養成する。

【授業実践探究コースの目標】

(現職教員等の院生)

・学力とは何かを問い直し、変革の時代における学力の育成を図る教育課程、授業及び学習評価を開発し、その実践と評価をすることができる、授業実践領域におけるリーダー教員を養成する。

(教職志望の院生)

・学力育成の課題について理解を深め、変革の時代における学力育成についての課題を理解し、教育課程の編成、授業実践の開発のための基礎的能力をもつ新人教員を養成する。

(2) 子ども支援探究コース

生徒指導、教育相談、教育・発達心理学、特別支援教育など子ども支援に関する基本的で中核となる知識及び的確で多面的な実態把握力と高度の支援力を身につけ、子どもや家庭、学校、地域におけ

る課題解決の一翼を担うことができる教員を養成する。

【子ども支援探究コースの目標】

(現職教員等の院生)

・生徒指導、教育相談、特別支援教育に関する高度の知識及び的確で多面的な実態把握力と高度の支援力を身に付け、諸課題の解決に向け、学校及び地域においてリーダーシップが発揮できる教員を養成する。

(教職志望の院生)

・生徒指導、教育相談、特別支援教育に関する基本的で中核となる知識及び的確で多面的な実態把握力と高度の支援力を身に付け、諸課題の解決に向け、学校及び地域において一翼を担うことができる新人教員を養成する。

(3) 教育経営探究コース

地域の教育課題や子どもたちの実情に応じた新しい学校づくりの実現に向けて、学校経営および学校と地域の連携についての高度な実践的な知識・技能を有し、新たな学校づくりの取り組みや確かな学級経営ができる教員を養成する。

【教育経営探究コースの目標】

(現職教員等の院生)

・学校経営環境の変化を大局的に捉えるとともに自校の課題を把握し、適切な規範意識のもとで学校改革を推進できるようなリーダー教員を養成する。

(教職志望の院生)

・地域と学校との連携について理解を深め、学校経営の基本方針をふまえ、自己の課題を明確にして学級経営を行うことができる基礎的能力をもつ新人教員を養成する。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 教育学部

「佐賀大学の求める入学者」を受けて、教育学部では、「入学者受入れの方針」として「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」を作成している。文化教育学部から教育学部へと名称変更並びに課程改編(学校教育課程1課程)に伴い、平成28年度入試から「幼小連携コース」「小中連携コース」の2つのコースを通して高度な指導力を身につけ、幅広い見識のある教員の養成を目指しており、学校教育法第52条に沿った目的を有している。また、それを広く周知する取り組み(例えば、オープンキャンパス、『高校生・保護者・高校の先生対象』入試直前相談会等)が行われている。

2) 学校教育学研究科

学校教育学研究科では、教育実践探究専攻の3コースを通して、学力問題への対応、多様な教育ニーズへの対応及び新たな学校づくりという地域の教育課題に対して中心的な役割を担う教員養成を使命としている。なお、大学院のアドミッション・ポリシーは、ホームページ上で公開している。〈求める学生像〉及び〈入学者選抜の基本方針〉について作成している。

(根拠資料)

『佐賀大学ホームページ』「入試情報」(<http://it3.pd.saga-u.ac.jp/jp/policy/admission.php>)

『佐賀大学入学者受入れの方針』(http://www.sao.saga-u.ac.jp/ad_policy.htm)

『平成29年度佐賀大学大学院学生募集要項』(http://www.sao.saga-u.ac.jp/PDF/H27/Mr_kyouikugaku.pdf)

『平成29年度入学者選抜要項』(http://www.sao.saga-u.ac.jp/PDF/H28/suisen_sagakenwaku.pdf)

観点 4-1-②：

入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【 観点に係る状況 】

1) 教育学部

教育学部の教育理念に基づき、教育目的・教育目標・教育方針に沿った人材を育成するために、開放性、客観性、公平性を旨とした多様な入試方法と多面的な評価方法により入学者を受け入れる。

具体的な入試区分と方法は以下のとおりである。

(1) 一般入試

入学の機会を広く保障するために、大学受験資格を有する全ての者を対象とした一般入試を行う。一般入試では、「前期日程」と「後期日程」の2つの入試区分により、異なる観点から入学者を選考する。

【前期日程】

大学で学習するために必要な基礎学力として汎用的な学力を有しているかを判断するために、大学入試センター試験（5教科7科目または6教科7科目）によって、高等学校までの学習到達度を評価している。また、個別学力検査においては、専門科目を理解するために必要な基礎学力または適性を有しているかを、英語および国語または数学（いずれか1教科）によって評価している。

【後期日程】

大学で学習するために必要な基礎学力として汎用的な学力を有しているかを判断するために、大学入試センター試験（5教科5科目によって、高等学校までの学習到達度を評価している。また、個別学力検査においては、専門科目を理解するために必要な基礎学力または適性を有しているかを、英語および小論文によって評価している。

(2) 特別入試

一般入試とは異なる観点により、多様な能力や資質を有し、本学部への志望動機が明確で意欲的な入学希望者を対象に特別入試を行います。特別入試では、「推薦入試Ⅰ」、「推薦入試Ⅰ（佐賀県枠）」および「A0 入試」の3つの入試区分により、入学者を選考している。

【推薦入試Ⅰ】

出願要件を満たし、各高等学校長から推薦されることを前提としている。その上で、大学で学習するために必要な基礎学力として汎用的な学力を有しているかを、調査書、小論文、基礎学力試験によって評価している。また、専門科目を理解できる基礎学力および適性を有しているかを、小論文によって評価している。さらに、明確な志望動機、特別支援学校や小・中学校等で特別支援教育の仕事に携わる教員を目指す強い意志、入学後の学習意欲等を有しているかを、書類審査と面接試験によって評価します。

【推薦入試Ⅰ（佐賀県枠）】

出願要件を満たし、各高等学校長から推薦されることを前提としている。その上で、大学で学習するために必要な基礎学力として汎用的な学力を有しているかを、調査書、小論文、基礎学力試験によっ

て評価している。また、専門科目を理解できる基礎学力および適性を有しているかを、小論文によって評価している。さらに、明確な志望動機、佐賀県下の小学校教員を目指す強い意志、入学後の学習意欲等を有しているかを、書類審査と面接試験によって評価している。

【A0 入試】

出願要件を満たしていることを前提とする。その上で、大学で学習するために必要な基礎学力として汎用的な学力を有しているかを、調査書、小論文によって評価している。また、専門科目を理解できる基礎学力および適性を有しているかを、活動実績報告書、小論文、面接試験、適性検査によって評価している。さらに、明確な志望動機、教職を目指す強い意志、入学後の学習意欲等を有しているかを書類審査と面接試験によって評価している。

（３）私費外国人留学生入試

外国人留学生に対する入学の機会を保障するために、私費外国人留学生入試を行います。本入試では、入学要件（日本国籍を有しない者で、国外において学校教育による12年の課程を修了し、日本留学試験及びTOEFLを受験済みの者）を満たした者のうち日本留学試験、TOEFL の成績、日本語作文および面接試験によって、入学後の学習に必要な語学力について評価している。また、大学で学習するために必要な基礎学力（汎用的な能力、専門科目を理解できる基礎学力および適性を含む）を有しているかを、日本留学試験と書類審査（成績証明書等）によって評価している。さらに、教育学部に対する明確な志望動機や入学後の学習意欲等を有しているかを、面接試験によって評価している。

（４）編入学試験（文化教育学部）

平成28年度も文化教育学部では、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程において、さらに高度な専門教育・研究を希望する学生を対象に3年次編入学試験を行った。編入学試験では、「一般入試」と「推薦入試」の2つの区分により、以下のような方法により入学者を選考した。

【一般入試】

出願要件を満たしていることを前提としている。その上で、専門科目を理解できる基礎学力または適性を有しているかを、学力検査（外国語）（美術・工芸課程以外）、成績証明書、小論文（国際文化課程、人間環境課程〔生活・環境・技術選修〕のみ）、口頭試問（人間環境課程のみ）および実技検査（美術・工芸課程のみ）によって評価している。また、各学科に対する明確な志望動機や入学後の学習意欲等を有しているかを、面接試験（人間環境課程、美術・工芸課程のみ）によって評価している。

【推薦入試】

出願要件を満たし、各所属長から推薦されることを前提としている。その上で、専門科目を理解できる基礎学力または適性を有しているかを、推薦書と小論文によって評価している。また、明確な志望動機や入学後の学習意欲等を有しているかを、書類審査と面接試験によって評価している。

2）学校教育学研究科

＜入学者選抜の基本方針＞

学校教育学研究科の教育・研究理念に基づき、教育目的・教育目標・教育方針に沿った人材を育成

するために、開放性、客観性、公平性を旨とした多面的な評価方法により入学者を受け入れます。

(一般入試)

入学の機会を広く保障するために、教員免許を取得し、大学院受験資格を有する全ての者を対象とした一般入試を行います。本入試では、大学院で学ぶために必要な基礎学力を有しているかを、筆記試験及び口述試験によって評価している。また、本研究科での学習及び実践を遂行するために必要な資質や専門的知識を有しているかを、筆記試験、口述試験及び書類審査によって評価している。さらに、明確な志望動機や入学後の学習意欲等を有しているかを、書類審査及び口述試験によって評価している。

(現職教員等入試)

大学院受験資格を有し、かつ現に学校又は教育関係諸機関で専任として在職している者を対象とした現職教員等の入試を行います。本入試では、大学院で学ぶために必要な基礎学力を有しているかを、筆記試験及び口述試験によって評価している。また、本研究科での学習及び実践を遂行するために必要な資質や専門的知識を有しているかを、筆記試験、口述試験及び書類審査によって評価している。さらに、現職教員としての明確な志望動機や入学後の学習意欲等を有しているかを、書類審査及び口述試験によって評価している。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 教育学部・文化教育学部

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）並びに入学者選抜の基本方針に沿って、一般入試、特別入試（推薦入試Ⅰ、推薦入試Ⅱ（佐賀県枠）、AO 入試）私費外国人留学生入試といった多様な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断される。加えて、文化教育学部における3年次編入学試験では、文化教育学部の「求める学生像」に基づいた適切な対応が講じられていると判断される。

2) 学校教育学研究科

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断される。

（根拠資料）平成30年4月入学佐賀大学大学院学生募集要項

(http://www.sao.saga-u.ac.jp/PDF/H30/2017P_gakkou.pdf)

（根拠資料）

『佐賀大学ホームページ』「入試情報」(<http://it3.pd.saga-u.ac.jp/jp/policy/admission.php>)

『平成28年度入学者選抜要項』(<https://www.gab.med.saga-u.ac.jp/nyusi/25nyushi/25senbatu.pdf>)

『佐賀大学3年次編入学学生募集要項』(<http://www.sao.saga-u.ac.jp/PDF/H28/hennnyu.pdf>)

『平成29年度佐賀大学大学院学生募集要項』

（関係法令）

- ・学校教育法第90条（入学資格）、第102条（大学院の入学資格）
- ・学校教育法施行規則第150条、第151条、第153条、第154条、第155条第1項、第156条、第159条、第160条
- ・専門職大学院設置基準第19条（法科大学院の入学者選抜）、第20条
- ・平成15年3月31日文科科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）
- ・その他各種文部科学省告示

観点 4-1-③：

入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【 観点に係る状況 】

1) 教育学部・文化教育学部を選抜の実施体制及び公正性を確保する体制

教育学部の一般入試による入学者選抜は「平成 28 年度佐賀大学一般入試実施要領」に基づいて実施される。試験本部長を学長、副本部長を副学長とし、入学試験委員、実施本部付、試験実施事務局、救急処置を組織して実施運営にあたっている。

特別入試のうち、推薦入試においては総括責任者を教育学部長とし、その下に学部入試委員長、コース代表各 1 名及び試験関係委員（問題作成委員、問題点検委員、採点委員、監督委員、面接委員、実技実施委員）、AO 入試においては上記のコース代表の代わりにグループ代表 3 名と試験関係委員を配し、実施している。

私費外国人留学入学試験実施組織は総括責任者を学部長とし、その下にコース代表を各 1 名、学部入学試験委員長、及び各試験関係委員（問題作成委員、問題点検委員、採点委員、監督委員、面接委員、実技実施委員）を配し、実施している。

文化教育学部における編入学一般試験実施組織、推薦入学試験実施組織は、上記私費外国人留学入学試験実施組織のうち、コース代表の代わりに課程等代表で実施する。

2) 学校教育学研究科の選抜の実施体制及び公正性を確保する体制

大学院学校教育学研究科では「学校教育学研究科入学試験実施要領」に沿って、総括責任者を研究科長とし、研究科運営委員会において、実務的な事柄について協議し、入試の円滑な実施に努めている。コースごとの採点評価基準、合否判定基準は「学校教育学研究科入学試験合否判定基準」を明示し、それに沿って受け入れが行われている。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 教育学部

教育学部においては「平成 28 年度佐賀大学入学試験実施担当者名簿」および「平成 28 年度佐賀大学一般入試実施要項」等から分析して組織の役割、人的規模・バランス、組織間の連携、意思決定プロセス、責任の明確化がなされているとみることができる。また、文化教育学における編入学試験においても同様である。したがって、教育学部・文化教育学部の入学者選抜は適切な体制により、公正に実施されているとみなすことができる。

2) 学校教育学研究科

研究科長を統括責任者とし、研究科運営委員会による協議、それに基づくコース会議による各構成員の協力により、実施されている。また、入試関係委員として問題作成委員、点検委員、監督委員、口述試験・面接実施委員、実践研究計画書審査委員を置き、公正に実施している。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学入学者選抜規則』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/nyusi.htm>）

『佐賀大学入学試験専門委員会細則』（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/nyusisaisoku.htm>）

『平成 28 年度佐賀大学入学者選抜要項』『平成 28 年度佐賀大学一般入試実施要項』

（ 関係法令等 ）

観点4-1-④：

入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【 観点に係る状況 】

1) 教育学部・文化教育学部を選抜の検証の方法及び改善の取り組み

教育学部になって初の入試であるため、準備期間より入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）については、各コース、入試委員会、教授会等で作成にあたったが、それに沿って学生の受入が実際に行われているかを検証するための取り組みは、今後の課題である。ただし、平成28年度の入試結果を踏まえて、アドミッション・ポリシーの修正、具体的な選抜方法の変更についても、各コースや入試委員会等で検討に入る予定である。教育学部では、新たな選抜の検証方法を案出することが必要になると判断する。

文化教育学部で引き続き行われている編入学試験については、一般入学試験、推薦入学試験ともに入学者受入方針に沿った受入が行われている。ただし、平成29年度をもって学生募集は終了である。

2) 学校教育学研究科の選抜の検証の方法及び改善の取り組み

学校教育学研究科において、アドミッション・ポリシーに沿った院生の受入が実際に行われているかを検証するための取組は、主に、研究科運営委員会を通して行われている。今後、追跡調査により、入試全般が本来の学校教育学研究科のアドミッション・ポリシーに沿ったものかどうか検討する必要がある。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 教育学部

学部改編に伴い、教育学部初の入試を行った。教育学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が行われているかどうかを検証するための取組は、今後、不断の検討が必要である。その結果を入学者選抜の改善に直結させることが求められる。文化教育学部の編入学試験は平成29年度をもって終了する。

2) 学校教育学研究科

研究科運営委員会では、今後、各コースに対して、アドミッション・ポリシーの伝達、及び大学院入試の問題点に関してアンケートを実施し、検証するための取り組みについて検討をしている。

（根拠資料）

『佐賀大学ホームページ』『入試情報』（<http://it3.pd.saga-u.ac.jp/jp/policy/admission.php>）

「平成28年度入試統計」（<http://www.sao.saga-u.ac.jp/toukei28.html>）

『入学者選抜方法改善検討委員会・入試運営委員会による学部入試に関する教員サイドの意向調査アンケート』（平成19年1月）

4-2. 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点 4-2-①：

実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【 観点に係る状況 】

1) 教育学部の入学選抜状況

新しく始まった教育学部の平成 29 年度入学者選抜の状況は、表 8. ～表 9. のとおりである。

また、文化教育学部における編入学入学者選抜状況は表 10. のとおりである。

表 8. 平成 29 年度志願者（受験者）状況

志願者（受験者）等 コース・専攻			志 願 者 （受験者）	志願者（受験者）				
				特別入試			一般入試	
				ＡＯ	推薦Ⅰ	県枠	前期	後期
学 校 教 育 課 程	幼小連携コース	幼小発達教育専攻	120(92)	—	—	—	58(56)	53(27)
		特別支援教育専攻		—	9(9)	—		
	小中連携コース	初等教育主免専攻	385(291)	18(18)	—	9(9)	188(184)	170(80)
		中等教育主免専攻	114(78)	21(20)	—	—	43(42)	50(16)
合計			619(461)	39(38)	9(9)	9(9)	289(282)	273(123)

表 9. 平成 29 年度合格者（入学者）選抜状況

合格者（入学者）等 コース・専攻			合 格 者 （ 入 学 者）	合格者（入学者）				
				特別入試			一般入試	
				ＡＯ	推薦Ⅰ	県枠	前期	後期
学 校 教 育 課 程	幼小連携コース	幼小発達教育専攻	25	—	—	—	18(17)	6(5)
		特別支援教育専攻		—	5(5)	—		
	小中連携コース	初等教育主免専攻	70	8(8)	—	5(5)	51(50)	12(12)
		中等教育主免専攻	25	8(8)	—	—	14(13)	7(6)
合計			120	16(16)	5(5)	5(5)	83(80)	25(23)

なお、平成 28 年度教育学部私費外国人留学生選抜については、幼小連携コース幼小発達教育専攻で志願者 1 名（受験者 1 名）のち合格者は 0 名（入学者 0 名）、小中連携コース中等教育主免専攻で志願者 1 名（受験者 1 名）のうち合格者 1 名（入学者 0 名）であった。

表 10. 平成 29 年度文化教育学部編入学者選抜状況

課程・選修	入学 定員	募集人員		入学者		計
		一般	推薦	一般	推薦	
国際文化課程	20	19	1			
日本・アジア文化選修				5	0	5
欧米文化選修				4	0	4
計				9	0	9
人間環境課程						
生活・環境・技術選修				3	2	5
健康福祉・スポーツ選修				4	-	4
計				7	2	9
美術・工芸課程				2	2	4
合 計	20	19	1	18	2	22

（注）表の見出しにおける選抜種別の区分は、以下のとおり。
一般：一般選抜 推薦：推薦入学による選抜

2) 学校教育学研究科の選抜方法毎の定員及び入学者数

学校教育学研究科の平成 29 年度入学者選抜の状況については次のとおりである。

教育実践探究専攻の募集人員は 20 人となっている。そのうち 10 名程度を現職教員等入試で募集する。各コースの受け入れ人数は、授業実践探究コース 10 名程度、子ども支援探究コース 5 名程度、教育経営探究コース 5 名程度を目安としている。

入学者の選抜は、コース単位ではなく、専攻で実施する。コースについては、入学手続き時に提出されるコース調査票をもとに、入学試験の成績等を参考に決定する。

表 11. 平成 29 年度佐賀大学大学院学校教育学研究科（専門職学位課程）志願者数等（総括表）

※単位：人

専攻	入試区分	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学手続 者数
教育実践探究専攻	一般入試	20	19	17	12	10
	現職教員等入		10	10	10	10

	試					
合	計	20	29	27	22	20

※一般入試は2次募集含む。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 教育学部

平成 29 年度から始まった教育学部の入試において、志願倍率は 5.2 倍、合格者の辞退者は 5 名で、最終的に入学定員充足率は 103 % である。入学定員と入学者数との関係が適正に保たれている。

1) 学校教育学研究科

学校教育学研究科においても入学定員と入学者数との関係が適正に保たれ、入学定員は充足している。

(根拠資料)

『平成 28 年度入学試験に関する統計』(<http://www.sao.saga-u.ac.jp/toukei28.html>)

(関係法令等)

- ・大学設置基準第 18 条 (収容定員)・大学院設置基準第 10 条 (収容定員)
- ・専門職大学院設置基準第 35 条 (その他の基準)
- ・平成 15 年 3 月 31 日文科科学省告示第 45 号 (大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準)

(2) 優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

教育学部・学校教育学研究科として入学者受入の方針 (アドミッション・ポリシー) 並びに入学者選抜の基本方針を定め、公正な入学試験が実施されている。

【 改善を要する点 】

引き続き、入学者の分析を行いより望ましい入学者選抜試験を行なうことが必要である。

【 前年度の改善を要する点 】

学部が改変 (新学部・教員養成学部・教職大学院) されるため、それぞれの教育目的に沿った入学者受け入れ方針を定め、それに沿った適切な選考方式による試験を行なった。しかし、今後、入学者の分析を行いより望ましい入学者選抜試験を行なうことが必要である。

【 改善状況 】

教育学部においては A0 入試において入試を受けた分野に所属することを条件に加えるなどの改善を図っている。

（3）基準 1-4 の自己評価の概要

改組後初の入試にあたり、入学者受入の方針を定め、公正な入学者選抜試験が実施されている。

●基準 1-5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

5-1. 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

観点 5-1-①：

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【 観点に係る状況 】

本課程の編成・実施方針については教育方針を具現化するために、以下の方針の下に教育課程を編成し、教育を実施する旨が明確に定められており、「学生センターホームページ」にて公開されている。

1) 教育課程の編成

(1) 効果的な学習成果を上げるために、教養教育(全学教育)科目と専門教育科目を順次的・体系的に配置した4年一貫の教育課程を編成する。

<教養教育科目>

●基礎的な知識と技能の分野

1 教養教育において、市民社会の一員として必要になる基礎的な知識・技能に関する知識・技能に関する授業科目として、基本教養科目の自然科学分野と技術の分野、文化の分野及び現代社会の分野（芸術・スポーツを含む。）を、必修及び選択必修として幅広く履修できるように配置する。

2 教養教育において、市民社会の一員として思考し活動するための必要な技能に関する授業科目として、外国語科目及び情報リテラシー科目を、初年次から必修及び選択必修として幅広く履修できるように配置し、基礎的な汎用技能を修得した上で、専門課程における応用へと発展的な学習につなげる。

●課題発見・解決能力の分野

教養教育において、様々な課題を探究し、少人数クラスでの検討を通じて解決の道を探るための授業科目として、初年次の必修として配置する（大学入門科目）また、現代的

な課題を発見・探究し、問題解決につながる協調性と指導力を身につけさせるための科目を、選択必修として配置する（インターフェース科目）。

●個人と社会の持続的発展を支える力の分野

教養教育において、多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力、持続的な学習力と社会への参画力、及び高い倫理観と社会的責任に関する授業科目を、選択必修として履修できるように配慮する（インターフェース科目）

●その他の分野

教養教育において、教育職員免許状の取得のために特に必要な授業科目（教育職員免許法施行規則第66条の6関係）のうち体育実技について、必修として履修できるように共通教育科目を配置する。

<専門基礎科目>

専門教育科目については、教員として必要とされる体系的な知識や技能の修得を目的として、各分野に対応した以下の科目を配置する。

●基礎的な知識と技能

- 1 市民社会の一員として思考し活動するための技能に関する授業科目、とりわけ将来のグローバル人材を育成する教員に必要な英語コミュニケーション能力に関わる授業科目として、学部・課程共通科目（小学校英語活動、小学校英語内容論）を配置する。
- 2 教育分野に必要とされる基礎的な知識・技能に関する授業科目として、コース共通科目を配置する。また、教科又は教職に関する科目（教育実践フィールド演習I, II, III等）や教育実習、教職実践演習を配置する。

●課題発見・解決能力の分野

- 1 教育のプロフェッショナルとして課題を発見し解決する能力に関する授業科目として、教科又は教職に関する科目、教科に関する科目、教職に関する科目、幼少発達教育に関する科目、特別支援教育に関する科目など、教育学の基礎的な知識・理論、各科目の教科内容やその学習指導方法、障害のある幼児・児童・生徒に対する教育、並びに幼児教育・小学校教育・中学校教育の各教育段階のあいだの円滑な接続や連携に関わる科目を配置する（これらは、教育職員免許を取得するために必要な科目でもある）。また、本学部における4年間にわたる学修の集大成として、学生各自が指導教員と相談の上定めたテーマにつき、4年次の1年間を通じて研究に取り組むものとして、卒業研究を配置する。
- 2 教育分野の課題発見につながる協調性と指導力に関する授業科目として、教科又は教職に関する科目（教育実践フィールド演習I, II, III）や教育実習を配置する。

●個人と社会の持続的発展を支える力の分野

- 1 多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力に関する授業科目として、全学部の専門教育科目から各自の興味関心にしたがって選択できる科目として、自由選択科目を配置する。また、卒業研究を配置する。
- 2 地域や社会への参画力と主体的に学び行動する力に関する授業科目として、教科又は教職に関する科目や教育実習、介護体験、教職実践演習を配置する。
- 3 高い倫理観と社会的責任に関する授業科目として、教科又は教職に関する科目や教職実践演習などを配置する。

2) 教育の実施体制

- (1) 授業科目の教育内容ごとに、その分野の授業を行うのに適した専門性を有する教員が講義・実習等を担当するよう担当教員を配置する。
- (2) 順序だてて体系的な知識や理論、技術を学べるように、授業科目の学年配置を工夫するとともに、教員の間で相互に連携して担当科目間の一貫性を保つ。

3) 教育・指導の方法

- (1) 講義、実験・実技・実習およびフィールドワークによる実証的学習や体験学習をバランスよく組み合わせて学習成果を高める。
- (2) 学生の自主的な学習と問題解決法の習得を目指して、ディスカッションやプレゼンテーションなど取り入れた授業を積極的に行う。
- (3) 少人数の学生グループごとに指導教員(チューター)を配置し、きめ細かな履修指導や学習支援を行う。
- (4) 初年次より学校体験を取り入れ、体系的に指導する科目(教育実践フィールド演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)を導入し、教員としての資質向上を促進する。

4) 成績の評価

- (1) 各授業科目について、その内容、到達目標、成績の評価方法と基準をシラバス等で公開して学生に周知した上で、「成績判定に関する規定」に基づき公正で厳格な成績評価を行う。
- (2) 必修科目である卒業研究については、成績評価の公正性を担保するために主査の他に副査を置く。主査と副査は上記規定に則り合議により厳格な判定を行う。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は明確に定められているだけでなく、ホームページにて積極的な公開をおこなっている。

（ 根拠資料 ）

『教育学部』 <http://next.pd.saga-u.ac.jp/>

『佐賀大学全学教育機構』 <http://www.oge.saga-u.ac.jp/>

『学生センター』 (<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhousin.html>)

観点 5-1-②：

教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【 観点に係る状況 】

本学部の教育課程は「佐賀大学学則」、「佐賀大学教養教育科目履修規程」及び「佐賀大学教育学部規則」に定めるもののほか、「教育学部履修細則」に基づき、「教養教育科目」と「専門教育科目」により編成されている。下表に示すように「教養教育科目」は 27 単位、「専門教育科目」は 107 単位を卒業要件として設けている。次ページに「教養教育科目」と「専門教育科目」のそれぞれの取得単位表を掲載する。

【学校教育課程】

科 目 専 攻	教 養 教 育 科 目										専 門 教 育 科 目										計								
	大学入門科目						共通基礎科目		基本教養科目		インターフェイス科目	共通教職科目	小 計	課程・コース共通科目	小学校の教科に関する科目	小学校の教科又は教職に関する科目	小学校の教職に関する科目	幼小発達教育に関する科目	特別支援教育に関する科目	中学校の教科に関する科目		中学校の教職に関する科目	自由選択科目	卒業研究	小 計				
	外国語科目		情報リテラシー科目		英語講義	英語演習	自然科学と技術の分野	文化の分野	現代社会の分野	8	2	8	2	27	9	8	6	43	19	31		14	4	43	4	6	18	4	107
	2	4	2	1																									
2					4	2	1	8	2												27								
コース	幼小連携教育専攻	2	4	2	1			8	2	27	9	8	43	6	19													134	
	特別支援教育専攻	2	4	2	1			8	2	27	9	8	45	6	2													134	
	初等教育主免専攻	2	4	2	1			8	2	27	9	8	43	4														134	
	中等教育主免専攻	2	4	2	1			8	2	27	9	4	35	4														134	

(注) 小中連携教育コースの各専攻における国語科、社会科、数学科、理科、音楽科、保健体育科、技術科、家庭科及び英語科の修得単位数は、上記表のとおりとする。

（１）開設状況

表にあるとおり、専門教育科目は、教育職員としての専門的な知識や技能を習得するための科目であり、基礎分野に関わる授業に始まり、幼児教育・初等教育・中等教育・特別支援教育における各教科の教育法や教育内容に関する授業、さらには、授業で学んだことを教育現場で活用するための実践力を身につける教育実習などから構成されている。幼少連携と小中連携を重視する本学部の特徴として、学校教育の各段階の学びをスムーズなものにするための連携や接続の有り方を考える科目も用意されている。

以上の諸科目を段階的に習得したうえで、最終年次には、教育実践演習や卒業研究に取り組むことで、各自が蓄積してきた４年間の学習成果の総仕上げを行う仕組みになっている。

（２）履修モデル

幼少連携コースと小中連携コースでは、初等・中等の免許を要卒単位としている。

それぞれのコースに応じた履修モデルをウェブ上で提示している。

（３）教育の質の向上のために実施している取り組み

① 学びの連携

佐賀大学教育学部の特徴の一つは、「学びの連携」を重視していることである。「幼小連携教育コース」「小中連携教育コース」の双方とも、複数の学校種が連携する教育や、小学校高学年の教科担任制に対応して、幼児期から児童期へ、児童期から青年期へと成長していく子どもたちの発達を一貫的で連続性のある学びとして捉えることのできる教員の養成を目指している。そのために、幼少連携教育や小中連携教育に関する必修科目を設置している。

③ 時代に対応した高度な指導力の養成

教育学部では、これからの時代に求められる高度な指導力の育成を重視しており、小学校段階での英語教育の充実、科学的思考力の育成、ICTを利活用した教育の充実、発達障害と心身症・不登校への支援力の養成に対応したカリキュラムを整備している。

④ 教育実習

小中学校の教育実習については、佐賀市教育委員会との連携・協力協定締結により、母校実習ではなく、佐賀市内での教育実習を実施している。通常の実習以外に、教育実習の高度化・実質化を目指した「教育実践フィールド演習Ⅰ～Ⅲ」を開講し、１年次から

教育現場で実習経験がおこなえるようにカリキュラムを工夫している。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、本学部のカリキュラムでは授業科目を適切に配置し、体系的な編成が行われ、かつ、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断される。とりわけ、「学びの連携」や各種の「時代に対応した高度な指導力の養成」のためのカリキュラムに関しては、精力的な取り組みが期待できる。

(根拠資料)

『佐賀大学学則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/gakusoku.htm>)

『教養教育科目の概要』(http://www.ofge.saga-u.ac.jp/students_04.html)

『佐賀大学学則第3条第2項』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/gakusoku.htm>)

『佐賀大学学位規則第3条』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/gakui.htm>)

『佐賀大学教育学部規則』<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/1010.html>

『佐賀大学教育学部 履修細目』<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/1011.html>

『佐賀大学教育学部 履修の手引き』

<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/03/tebiki-h28-kyoiku.pdf>

観点5-1-③：

教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【 観点に係る状況 】

他学部の授業科目の履修のほか、国内外の協定大学との間で単位互換が行われている。特に外国語科目では語学研修科目を設け、海外協定校との提携により効果的な教育を実施している。基礎力が不足している学生を対象とした補充授業（リメディアル教育）も実施されており、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮していると判断できる。

1) 他学科、他学部の授業科目の履修状況

多くの授業科目において、履修については他学部との互換性を有しており、他学部の科目を履修した場合にも、各選修によって上限は異なるが、自由選択科目として卒業要件単位に換算されている。

2) 他大学との単位互換

他大学との単位互換については、九州地区の6大学の教員養成大学・学部間で協定を結び、各学部において他の大学と互換可能な科目を設定し、単位認定している。また国内で

は、放送大学、西九州大学との単位互換を始め、国外の大学との単位互換についても、様々な大学と、大学や部局ごとにも協定を結び、交換留学や研修などにより単位互換が認められている。

3) リメディアル教育の実施状況

各種の教科において、リメディアル教育を強く意識した科目を設置することで、ゆとり世代の学生にも対応できるようにリメディアル教育を推進している。例えば、理科関連科目では、文化教育学部時代から、化学や物理などの授業科目に対応する形で、補充授業を行ってきている。ただし、リメディアルを実施するか否かは科目担当教員の判断によるものが多く、学部での組織的な取り組みが必要かもしれない。

5) 教員の研究課題と教育目標との整合性

本学部の多くの教員は研究成果を刊行物としてとりまとめ、授業のテキストや参考資料として使用する等、研究成果を担当する授業科目に反映するよう努めている。研究活動と授業内容との間に相当程度の関連があり、教育学部の特性に応じて研究活動の成果が授業内容に反映されている。

8) 地方公共団体との連携

1. 佐賀県教育委員会との連携・協力事業

平成 17 年に、当時の文化教育学部は佐賀県教育委員会と連携・協力協定を締結し、連携・協力事業を開始した。その意義は、大学としては佐賀県教育委員会の協力を得て、使命感と実践力を備えた教員を養成することであり、県教育委員会としては、大学の多様で専門的な資源を活用した教育課題解決を行うことにある。

全体事業としては年に 2 回の連携・協力協議会を開催し、学部長および佐賀県教育長を筆頭に 30 名程度が出席し、佐賀県の教育課題や教員養成について踏み込んだ協議を行っている。

プロジェクト事業は初年度には 7 事業であった。平成 28 年度には、教育学部への改組を踏まえて事業の見直しをおこなったうえで、3 部門 14 事業を展開している。プロジェクト事業名は下記の通りであるが、教育学部の教員養成において、各プロジェクトの意義は大きい。たとえば、「教職実践演習」は、平成 22 年度入学生から教員免許取得のために必修となった科目であるが、その実施については県や市教委の協力が不可欠である。そのため、平成 19 年度より連携事業として試行に取り組み、県教委や市教委との協力体制を構築してきた。

一方、大学教員のもつ専門的知識を活かすことで、佐賀県教育界全体の向上が期待される。たとえば、平成 19 年度からおこなわれている「理科指導力向上研修プログラム」は、佐賀県教育センターでの悉皆型研修において、大学の教員とセンター職員が協力し、小学校、中学校（理科）、高校（理科）、特別支援教員に対して、安全に理科実験をおこなうための研修を行うものであり、全国的な問題となっている理科の指導力不足を軽減することを目指している。

このように、連携・協力事業を展開する中で、佐賀大学と佐賀県教育委員会との間に信頼関係が構築され、平成 19～22 年度には文科省 GP に採択されている。また、県教育委員会から委託事業費を得ることができたのもこれまでの連携・協力事業の成果と言える。

県教育委員会との連携については、全国的にも先進大学であり、教育大学協会全国研究会等で発表し、その成果を全国に発信している。

表 15. プロジェクト事業一覧

プロジェクト事業一覧	
連携・協力協議会事務局	教員養成研修改革協議会
教員養成専門部会	教育ボランティア活動・大学院教育実習・発達障害と心身症への支援に強い教員の養成・教職実践演習の実施と教員養成カリキュラムの見直し
教員研修専門部門	学校マネジメント研修・10 年経験者等の研究機会多様化・理科指導力向上プログラム
教育課題研究専門部門	児童生徒の活用力向上研究指定事業及び家庭・地域の教育力向上推進事業・ICT 利活用による学校支援・いじめ防止等調査研究・教師力・学校力向上に資する実践研究、実践的指導力向上事業

2. 佐賀市教育委員会との教育実習における連携・協力

佐賀市教育委員会と教育実習に関する協定書（「佐賀大学文化教育学部と佐賀市教育委員会との教育実習に関する協定書」、平成 20 年 12 月 24 日）を締結した。教育実習の質的水準の向上及び教育実習校の教育の充実・発展に寄与することがその目的である。協定書に基づき、教育実習協議会を設置し、その下に、小学校教育実習部会、中学校教育実習部会、臨床教育実習部会、大学院教育実習部会を設けている。取り分け、中学校教育実習部会では中学校教育実習の母校実習を廃止し、教員免許取得を志望する全学の学生に佐賀市内全中学校で実習を行わせるための協議を進め、実現した。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、教育学部においては学生の多様なニーズをくみ上げる取り組みや、研究成果の反映方法、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断される。

(根拠資料)

『履修の手引』佐賀大学教育学部

『平成 29 年度第 1 回佐賀大学文化教育学部と佐賀県教育委員会との連携・協力協議会』

http://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/ki_ji00347340/index.html

5-2. 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点 5-2-①：

教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【 観点に係る状況 】

授業形態は各課程の教育目的及び各分野の特性に応じた組合せで、バランスのとれた構成になっている。学習指導法の工夫については、少人数授業、対話型授業、フィールド型授業の開設、TA の活用などが行われている。

1) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

授業科目の形態については学則に定められた単位の基準に基づいて、また、教育の目的を踏まえ、各課程においてそれぞれの分野の特性に応じた構成をとり、バランスにも配慮している。

2) 学修指導方法の工夫

教育学部では、教育実習を中心に選修毎に、講義、演習、実験、実習等の授業科目の配置を考慮している。ピアノ実習などについては、学生一人当たりのレッスン時間の確保に努めている。理科や家庭科の実験では、比較的少人数で各々の学生が自身の手で実施できるようにしている。数学や理科の高学年対象の授業では、少人数での対話型授業をおこなっているものもあり、学生の積極参加により科学的思考力を養えるよう工夫している。平成 22 年度からは、高度教育実習の本格実施をおこなっており、「教育実践フィールド演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を通して 1～3 年時に内容や時間について段階的に教育実習をおこなえるよう、フィールド型授業についても配慮している。

平成 29 年度の TA 実施科目数は前後期合わせて昨年と同じ 7 科目であり、すべての科目から実施報告書が提出されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育の目的に照らして、学部全体として、授業形態の組合せ・バランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断される。

(根拠資料)

『ティーチング・アシスタント (TA) の採用実績 (平成 29 年度)』『平成 29 年度年度個人評価』

観点 5-2-② :

単位の実質化への配慮がなされているか。

【 観点に係る状況 】

組織的な学習指導として、入学直後のオリエンテーション、あるいは宿泊研修等において、各教員の研究内容の紹介とともに、これまでの卒論のテーマ一覧に加えて、履修モデル的なコースを示すことにより、学生各々の学習目標に沿って適切に履修の選択を行い、主体的な学習を行うよう指導している。履修登録の上限設定（現状では半期 30 単位）については、更なる改善に向けてアンケートが実施されており、今後の履修指導のあり方に反映されていくことが期待される。以上のことから単位の実質化への配慮が相応になされていると判断する。

1) 自己学習を促すための方策（授業時間外の課題等）

自己学習を促すための方策として、多くの授業でレポートを課している。例えば、実験系科目の多くは実験結果をレポートとして提出することを義務づけており、大学入門科目や演習科目では、テーマに沿った発表とレポート提出によって評価する場合が多い。シラバスを通して自修を促している。

2) 履修登録制限の実施状況

卒業に必要な授業科目の履修については文化教育学部履修細則に基づき、各学期に登録できる科目の単位数の上限を 30 単位（ただし、集中講義による授業科目を除く。さらに、GPA 値が 2.5 以上の学生は、成績優秀者として、翌学期に 10 単位まで上限を超えて履修登録ができる）としており、教務委員を通じてその徹底に心がけている。

3) GPA に基づく学修指導の状況

平成 19 年度から導入した GPA (Grade Point Average) によって、評価の低い学生に対しては教務課よりの情報提供を受けて指導を行うことにしている。また、学年チューターが

年 2 回、該当学年全員の面談をおこない指導をおこなっている。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、単位の実質化について配慮が成されていると判断されるが、予習・復習の確保がなされるよう、後述のシラバスの充実が必要である。

(根拠資料)

『オンラインシラバス』

(<http://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>)

『成績評定平均値に関する規程』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/gpa.htm>)

『シラバス作成に関する要項』(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/ninsyou/H2105.pdf>)

『「学生による授業評価」の実施に関する報告書』(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/hyoka.html>)

観点 5-2-③：

適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【 観点到に係る状況 】

本学部では教育課程の趣旨に沿って、様式に則ったシラバスを作成している。その活用状況については、学生に対する授業評価アンケートの項目の一つに挙げられている。

1) シラバスの利用状況

教育学部では学部専門科目について、共通した様式に沿ったオンラインシラバスを公開している。項目は、開講年度、開講時期、科目名、担当教員(所属)、単位数、開講曜日・時限、講義概要(開講意図・到達目標等を含む)、聴講指定、履修上の注意、授業計画(回 内容)、成績評価の方法と基準、オフィスアワー、その他から構成されている。すべての項目について入力进行を促しており、ほぼ 100 % の入力率である。しかし、文化教育学部時代のデータになるが、平成 27 年度の授業評価アンケートの結果、学生のシラバスの利用状況は約 70 % であった。

2) 授業がシラバスに沿って行われているか。

文化教育学部時代の平成 27 年度の学生による授業評価アンケートにおいて、「シラバスは学習する上で役に立っている」の項目で「全くその通りだと思う」、「そう思う」の好意的意見は、学部全体で前学期・後学期共に、約 60% であり、この値は年々上昇しているのが分かる。

「授業内容はシラバスに沿っている」の項目をみると、「全くその通りだと思う」、「そう思う」の好意的意見は学部全体の平均で前学期・後学期ともに 6 割強であり、半数以上の

学生がシラバスの有効性を感じていることが分かる。

上記 2 つの質問についても「どちらともいえない」と回答した学生が約 20 %もあり、シラバスを熟知した上で回答しているのか、シラバスを見ておらずに回答しているのかでその意味合いが異なってくると思われる。

【 分析結果とその根拠理由 】

本学部では適切な様式に沿ったシラバスを作成しているが、活用率はまだ低い。しかしながら、授業対象アンケートによれば、その活用は徐々に改善されつつある。

(根拠資料)
『オンラインシラバス』
(<http://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>)
『シラバス作成に関する要項』(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/ninsyou/H2105.pdf>)
『佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書 (平成 27 年度)』
<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/02/hyoka2015.pdf>

観点 5-2-④ :

基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【 観点に係る状況 】

自主学習への配慮について、予習、復習の必要性を明示するとともに、シラバスに参考書や参考サイトを掲載することにより対応している。さらに、オフィスアワーや学年担任制等の相談体制により、組織的な対応を行っている。教科によっては、基礎学力不足の学生に対して補充授業を実施している。さらに、補習授業の取り組み例として、声楽、ピアノ、美術、体育実習といった実技系科目で補習が実施されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断できる。また自主学習への環境整備を進め、基礎学力不足の学生へのケアも組織的に実施している。

(根拠資料)
『補習授業の実施状況 (評価基礎情報データ E1)』

観点 5-2-⑤ :

夜間において授業を実施している課程 (夜間学部や昼夜開講制 (夜間主コース)) を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切

な指導が行われているか。

【 観点に係る状況 】

該当しない。

【 分析結果とその根拠理由 】

該当しない。

観点 5-2-⑥：

通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【 観点に係る状況 】

該当しない。

【 分析結果とその根拠理由 】

該当しない。

5-3. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

観点 5-3-①：

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【 観点に係る状況 】

ディプロマ・ポリシーは明確であり、文化教育学部や学生センターのホームページに於いて公開されている。まず、佐賀大学全体の『学士力』を定め、基礎的及び専門的な知識と技能に基づいて課題を発見し解決する能力を培い、個人として生涯にわたって成長し、社会の持続的発展を支える人材を養成する旨が明記されている。この『学士力』に基づいて、本学部では以下の 3 つの方針を定めており、これら具体的学習成果を達成した者には学位授与の方針に基づき学位記を授与することが定められている。

（１）基礎的な知識と技能

1 市民社会の一員として共通に求められる基礎的な知識と技能に関する授業科目を履修・学修し、様々な学問分野(自然、文化、社会)における基本概念や思考方法を理解し、現代社会の諸問題、とりわけ教育や子どもに関わる諸問題について、自らの力で合理的かつ論理的に推論し判断することができる。

2 グローバル社会の一員として思考し活動するための技能に関する授業科目を履修・学修し、日本語及び英語による文書と会話を通じて、他者の意思を的確に理解するとともに、自らの意思を表現し、他者から理解を得られるようなコミュニケーション・スキルを身につけている。また、ICT(情報通信技術)を活用して多様な情報を収集し、その真正性を分析・判断するとともに、その情報をモラルに則って適切かつ効果的に活用・管理することができる。

3 教育分野に必要とされる基礎的な知識・技能に関する授業科目を履修・学修し、学校教育のしくみ、児童生徒のこころと発達、障害のある児童等への支援、教科内容や教育方法について、その基本的な概念や原理を理解して説明することができ、幅広く体系的に知識と技能を身につけている。

(2) 課題発見・解決能力

1 現代的課題を見出し、解決の方法を探る能力に関する授業科目を履修・学修し、実践演習型や問題解決型の学習を通して、いじめや不登校、児童虐待や子どもの貧困、子どもたちの情報モラル不足や理数離れなど、複雑化している現代の子どもをめぐる諸問題について関心をもち、それらの諸問題をその社会的・歴史的・心理的な背景や要因まで含めて多面的に考察して理解し、解決に必要な情報を収集し分析することができる。

2 教育のプロフェッショナルとして課題を発見し解決する能力に関する授業科目を履修・学修し、教育実習等において授業・指導の実践経験を積み、学校教育及び各教科の教育課題を発見し、当該分野の基礎的な知識と技法を応用して、その課題解決に取り組むことができる。

3 教育分野の課題発見につながる協調性と指導力に関する授業科目を履修・学修し、種々の教育実践の経験を積み、学校教育における諸課題の解決のために他の教員と協調して行動し、子どもたちに対する指導力などを身につけ実践できる。

(3) 個人と社会の持続的発展を支える力

1 多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力に関する授業科目を履修・学修し、平和が達成され、自然環境や社会的弱者にも配慮された社会を実現するため、自分自身が、各地域・各民族などの歴史や文化、伝統の違いを踏まえ、自己と同時に他者の立場

に立って物事を考えることができるとともに、教育者として、そのような多角的思考や寛容の精神の重要性を、次代を担う子どもたちに対しても伝えることができる。

2 地域や社会への参画力と主体的に学び行動する力に関する授業科目を履修・学修し、地域や社会における学校教育や現代の子どもをめぐる様々な問題に関心を向け、自らの目標をもって主体的に学習する習慣を身につけている。また、そうした諸問題に的確に対応するため、継続的に自己研鑽に励む意欲と態度を備え、地域や社会における自らの役割を積極的に果たしうる。

3 高い倫理観と社会的責任感に関する授業科目を履修・学修し、高い倫理観と豊かな人間性を育み、教育者(教員)としての責務を自覚して、自己の能力を地域や社会に還元する強い志をもち、社会人としての規範に従って行動できるとともに、教育者(教員)として社会の健全な維持発展に主体的に寄与しようとする姿勢を身につけている。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、教育課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は明確に定められているだけでなく、ホームページにて積極的な公開をおこなっている。

（ 根拠資料 ）

『学位授与の方針：教育学部』http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/policy_h29kyo.pdf

『学位授与の方針：教養教育運営機構』(http://www.ofge.saga-u.ac.jp/students_01a.html)

『学位授与の方針：学生センター』(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhausin.html>)

観点 5-3-②：

成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【 観点に係る状況 】

1) 成績評価と卒業判定の基準の周知方法

本学部ではこれらの成績評価基準を履修の手引き及び学生便覧に明記するとともに、これらの冊子を入学時に 1 年次生全員に配付している。さらに、シラバスに成績評価方法を明記するとともに、初回授業時にガイダンスを実施し、その際、受講生に当該科目における成績の基準を周知させている。

卒業認定基準としては佐賀大学学則第 35 条に基づき、学部で 4 年以上在学し、卒業の要件として取得すべき 124 または 134 単位以上を取得した者には、卒業の認定を行うという基準を策定している。また、卒業要件でもある卒業研究の評価についても、「卒業研究に関

する規則」を策定している。

卒業認定基準は学部ごとに作成している「履修の手引」及び「学生便覧」に明記するとともに、これらの冊子を入学時に1年次生学生全員に配付することで周知している。

2) 卒業研究等

卒業要件でもある卒業研究の成績評価については、主査・副査により行い、課程全体あるいは選修全体の合議により評点を決めている。卒業判定は、教務委員会で審査した上で、最終的には教授会で審議して適切に実施している。

3) 指導体制

選修毎に、指導教員が卒業研究の指導に当たっている。平成22年度からは、チューター制度を取り入れ、研究室の配属まで継続的に指導を行っている。

4) 合否判定

卒業研究の成績評価については、主査・副査により行い、課程全体あるいは選修全体の合議により評点を決めている。最終的には教授会の議を経て慎重に卒業認定を行っている。成績評価及び単位認定に関しては、異議申し立て制度を導入している。

【 分析結果とその根拠理由 】

成績評価基準や卒業認定基準に関しては組織的に取り決めており、これらはシラバスを通して、また授業開始時に学生に説明することによって周知徹底を図っている。

(根拠資料)

『佐賀大学成績判定等に関する規程』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/seisekihantei.htm>)

『佐賀大学学則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/gakusoku.htm>)

『成績評価の異議申し立てに関する要項』(学生便覧2014 p.140)

『成績評価基準等の周知に関する要項』(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/ninsyou/H2105.pdf>)

『学生便覧』『平成29年度教務委員会議事録』『平成29年度教授会議事録』

観点5-3-③：

成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【 観点到係る状況 】

文化教育学部時代に、平成18年度後期より異議申し立て期間を設定して体制を整えた。平成25年度に1件あったが、その後、平成29年度まで異議申し立てはない。

各教員は模範解答の掲示や答案用紙の保管を行い、公平な成績評価を常に心がけている。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育学部では、成績評価等の正確さを担保する方法として、答案の保管や模範解答の掲示、さらに異議申し立て制度を導入している。シラバスへの制度明記等による学生への周知もなされており、このことによって、成績評価等の正確さが担保されていると判断される。

(根拠資料)

『成績評価の異議申立てに関する要項』(学生便覧 2014 p.140)

『試験問題、解答例等の開示方法 (オンラインシラバス)』

『佐賀大学成績判定等に関する規程』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/seisekihantei.htm>)

観点 5-3-④ :

学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【 観点に係る状況 】

1) 成績評価と卒業判定の基準の周知方法

本学部では、これらの成績評価基準を履修の手引き及び学生便覧に明記するとともに、これらの冊子を入学時に1年次生全員に配付している。さらに、各科目ではシラバスに成績評価方法を明記するとともに、初回授業時にガイダンスを実施し、その際、受講生に当該科目における成績の基準を周知させている。

卒業認定基準としては佐賀大学学則第35条に基づき、学部で4年以上在学し、卒業の要件として取得すべき134単位以上を取得した者には、卒業の認定を行うという基準を策定している。また、卒業要件でもある卒業研究の評価についても、「卒業研究に関する規則」を策定している。

卒業認定基準は、学部ごとに作成している「履修の手引」及び「学生便覧」に明記するとともに、これらの冊子を入学時に1年次生学生全員に配付している。

2) 卒業研究等

卒業要件でもある卒業研究の成績評価については、主査・副査により行い、教科単位やグループごとに評点を決めることになる。卒業判定は、教務委員会で審査した上で、最終的には教授会で審議して適切に実施している。

3) 指導体制

教科毎に、指導教員が卒業研究の指導に当たることになる。またチューター制度を取り入れ、入学時から継続的に指導を行っている。

4) 合否判定

卒業研究の成績評価については、主査・副査により行い、課程全体あるいは選修全体の合議により評点を決めている。最終的には教授会の議を経て慎重に卒業認定を行っている。成績評価及び単位認定に関しては、異議申し立て制度を導入している。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や卒業認定基準に関しては組織的に取り決めており、これらはシラバスを通して、また授業開始時に学生に説明することによって周知徹底を図っている。

(根拠資料)

『佐賀大学学則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/gakusoku.htm>)

『平成 29 年度 教務委員会議事録』

『平成 29 年度 教授会議事録』

【大学院課程（専門職学位課程を含む）】

5-4. 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

観点 5-4-①：

教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

学校教育学研究科における教育課程の編成・実施方針については明確に定められ、研究科及び学生センターホームページにて、次のように公開されている。

学校教育学研究科(教職修士(専門職)課程)の教育目的は、「高度専門職業人養成に特化した教員養成を行うことを目的とし、次のような教員養成を目指す。1. 学部卒業者を対象に実践的指導力を備え、将来性ある即戦力となり得る新人教員の養成 2. 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得るリーダー教員の養成」である。

カリキュラムは、実践的指導力の育成を目標に、事例研究や模擬授業などの教育方法に

よって展開される。そのための指導体制を整え、研究者教員と実務家教員とが共同し、学部及び教育学研究科（修士課程）など他の教職課程以上に、高いレベルで実践的な教員養成を行う。

授業実践探究、子ども支援探究、教育経営探究の3コースあり、各コースにおいても教育目的が定められており、各コースでは教育目的を達成するための教育目標が掲げられ、それに従い開講科目の設置趣旨を定め、カリキュラムを編成している。演習中心の授業が展開される。教育実習は、自己の課題に応じて各自計画して行われ、2年間で10単位となっている。研究者教員と実務家教員（現職教員、指導主事等）がペアで指導するようになっている。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のように教育課程の編成・実施方法については明確に定められているだけでなく、ホームページにて公開し学生に周知できているものと判断できる。

（ 根拠資料 ） <https://www.saga-u.ac.jp/school/kyouiku/daigakuin.html>

観点 5-4-②：

教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【 観点に係る状況 】

1) 開設状況

学校教育学研究科の目的は、佐賀大学大学院学校教育学研究科規則第2条に「研究科は、学校教育現場の諸課題に対応し、課題を解決できるような「理論と実践の往還」による高度な専門性と実践的な指導力を備えた教員を養成することを目的とする。」と定めている。以上の目的に応じて、以下の表のような専攻およびコースを構成している（同規則第3条）。

表 16. 学校教育学研究科の専攻とコース名

専攻名	コース名
教育実践探究専攻	授業実践探究コース 子ども支援探究コース 教育経営探究コース

専攻の目的は、各コースにおいて次のとおりである。

(1) 授業実践探究コース

現代的な学力育成の課題に応じて、授業実践において、学習指導に関する高度な資質を育成することを目的とする。

(2) 子ども支援探究コース

特別支援や生徒指導・教育相談等の多様な教育ニーズに応じて、さまざまな場面において、きめ細かに子どもを指導する高度な資質を育成することを目的とする。

(3) 教育経営探究コース

地域社会の変貌や少子化等の社会的課題に応じて、地域と連携した学校経営において、高度な資質を育成することを目的とする。

表 17. 研究科修了に必要な単位数（授業科目及び単位数等）

専攻 科目	教育実践探究専攻
共通必修科目	20 単位
コース専門科目	12 単位
教育実習科目	10 単位
目標確認科目	4 単位
計	46 単位

【 分析結果とその根拠理由 】

本研究科においては、学校教育現場の諸課題に対応し、課題を解決できるような「理論と実践の往還」による高度な専門性と実践的な指導力を備えた教員を養成することを目的ととしている。科目の履修方法は、次のとおりとされている。

(1) 共通必修科目 専攻内で開設する共通必修科目 20 単位を全て履修する。

(2) コース専門科目 専攻内で各コース別に開設する授業科目のうち必修科目を含めて合計 12 単位以上を履修する。

(3) 教育実習科目 専攻内で開設する実習科目のうち 10 単位以上を履修する。

(4) 目標確認科目 専攻内で開設する目標確認科目 4 単位を履修する。

以上より、科目については、学校教育現場の諸課題に対応し、課題を解決できるような「理論と実践の往還」による高度な専門性と実践的な指導力を備えた教員を養成できるように配置されている。

（根拠資料）

『佐賀大学大学院学校教育学研究科規則』

『佐賀大学大学院学校教育学研究科履修細則』

観点 5-4-③：

教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【 観点に係る状況 】

1) 教員の研究課題と教育目標との整合性

学校教育学研究科を担当する教員は、教育目標に沿った担当授業科目について資格審査を受けており、教育目標に則した研究活動を行い、そこで得られた成果を授業に反映している。

2) 教育と運営の特色

学校教育学研究科の教育と運営の特色は、次の通りである。

表 学校教育学研究科の教育と運営の特色

- ・研究者教員と実務家教員との共同授業
- ・実務家教員は、すべて実践的指導力を有する現役の教員を配置
- ・教職大学院運営協議会設置による教育委員会と地域の学校の運営参画
- ・佐賀県の3地域にサテライトキャンパスを設置（鳥栖市・唐津市・武雄市）
- ・県内60校園にもおよぶ実習協力校・児童相談所等の関係機関
- ・教員採用100%をめざして、大学院推薦制度及び教員採用特別猶予制度の活用
- ・ストレート・マスターも、教育経営が学べるコース設定

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、学校教育学研究科においては学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断される。

（根拠資料）

『平成 29 年度佐賀大学大学院学校教育学研究科（教職大学院）入試説明会資料』

(<http://www.sao.saga-u.ac.jp/PDF/H29/kyousyoku-siryou-1.pdf>)

5-5. 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

観点 5-5-①：

教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

1) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

学校教育学研究科では、実習以外のすべての開講科目が演習となっている。共通必修科目は、10 科目（各 2 単位：20 単位）から構成されており、全科目演習形式による、研究者教員と実務家教員との共同授業からなっている（表 ）。加えて、コース専門科目 12 単位、教育実習科目 10 単位、目標確認科目 4 単位、計 46 単位が研究科修了に必要な単位数となっている。

教職大学院ではアクティブラーニングが求められているため、実習以外の科目については、演習による授業形態となっている。

表 学校教育学研究科の共通必修科目

教育課程編成の基礎と課題
現代的な学力観と授業実践の基礎と課題
教科等における I C T 利活用の基礎と課題
子どもの学ぶ意欲の基礎と課題
生徒指導・学校カウンセリングの基礎と課題
特別支援教育の基礎と課題
教育経営の基礎と課題
授業づくりと学級経営の基礎と課題
地域と連携する学校づくりの基礎と課題
教職キャリアデザインの基礎と課題

2) 学修指導方法の工夫

各コースでは、その専門性に合わせてアクティブラーニングによる授業を展開している。

3) 専攻等で工夫した学修指導法の例

アクティブラーニングによる授業を展開している。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育の目的に照らして、演習によるアクティブラーニングによる授業を展開している。
学習指導法の工夫がなされていると判断される。

(根拠資料)
『平成 29 年度 履修案内 佐賀大学大学院学校教育学研究科』

観点 5-5-②：

単位の実質化への配慮がなされているか。

【 観点に係る状況 】

1) 単位の実質化への配慮

本研究科は少人数教育が可能であるため、1・2 年次を通じた指導によって、各学生が十分な学習時間を確保しうるような履修指導を行っている。さらに、コースごとに演習室を設けている。また、図書・資料を常備し、授業時間以外の学習時間を充実させて単位を実質化する環境を整備している。

2) 履修モデルを策定し、学生に周知しているか

コースごとに履修の仕方について、オリエンテーションを実施している。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、単位の実質化について配慮が成されていると判断される。

(根拠資料)
『平成 29 年度 履修案内 佐賀大学大学院学校教育学研究科』

観点 5-5-③：

適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【 観点に係る状況 】

1) シラバスの利用状況

全科目がホームページにオンラインシラバスとして掲載されている。オンラインシラバスにおいては、開講年度、開講時期、科目名、担当教員(所属)、単位数、開講曜日・時限、講義概要(開講意図・到達目標等を含む)、聴講指定、履修上の注意、授業計画(回・内容)、成績評価の方法と基準、オフィスアワー、その他の項目を記入することになっているが、すべての項目について入力されている。

2) 授業がシラバスに沿って行われているか。

平成 29 年度の授業評価アンケート結果を見ると、「授業内容はシラバスに沿っている」という質問に対して、「全くそのとおりだと思う」・「そう思う」の肯定的な意見がほとんどであった。学生の多くがシラバスに沿っていると捉えている。今後の課題として、各教員がさらに検討を行い、シラバスに沿った内容を継続的に展開できるように整えていく必要がある。

【 分析結果とその根拠理由 】

学校教育学研究科では適切な様式に沿ったシラバスを作成しており、多くの学生が役に立つと回答し、授業内容もそれに沿っていると回答している。

(根拠資料)

『平成 29 年度 履修案内 佐賀大学大学院教育学研究科』

『オンラインシラバス』(<https://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/>)

5-6. 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

観点 5-6-① :

学位授与方針が明確に定められているか。

【 観点到に係る状況 】

学位授与方針は以下のように明確に定められており、当学部及び学生センターのホームページにて公開されている。

学位授与の方針

学校教育学研究科の教育目的及び各コースの目的に掲げる育成する資質能力を身に付けさせることであり、本研究科の設定する授業科目（共通必修科目、コース専門科目、実習科目、目標設定確認科目、目標達成確認科目）を履修し、修了要件を満たすことが必要要件である。とりわけ、本研究科の教育目的に沿った即戦力となりうる教員としての資質（学部卒業生等）、あるいはリーダー教員としての資質（現職教員等）については、目標設定・達成確認科目群において重点的に判断される。

(1) 目標設定・達成科目では、1 年次において、今日の教育課題を具体的に把握して本

研究科での学びを明確化し、2年次において、2年間の学修の成果をまとめる。

(2) 共通必修科目は、「教育課程編成・実施」、「教科等の実践的指導方法」、「生徒指導・教育相談」、「学校・学級経営」及び「学校教育と教員のあり方」の5領域から構成され、実践と理論との往還の基盤となる科目を学修する。

(3) コース専門科目は各コースにおける学びを深めるための科目を学修する。

(4) 実習科目は、各コースにおける現職教員学生と一般入学学生のそれぞれについて、教育理念に沿った実践的指導力を高めるための科目を学修する。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のように、学位授与方針について明確に定められているだけでなく、ホームページにて公開し学生に周知されていると判断できる。

(根拠資料)

『学位授与の方針：学校教育学研究科』(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhousin.html>)

観点 5-6-②：

成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【 観点に係る状況 】

佐賀大学大学院学校教育学研究科規則に次のように定められ、周知されている。

成績判定及び単位の授与については、「授業科目を履修した場合には、授業担当教員が成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。成績判定は、平素の学修状況、学修報告、実践研究報告書及び試験等によって行う。成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする（第9条）。」、試験については、「試験は、每学期末又は每学年末において授業担当教員が行う（第10条）。」、課程の修了については、「研究科を修了するには、所定の期間在学し、かつ、所定の単位を修得しなければならない（第11条）。」と規定されている。

修了認定については、研究科修了に必要な単位数等の履修基準を定め、その基準に基づいて修了認定を行うことになっている。履修基準は「履修案内」に明示されている。授業科目毎の成績評価の基準はシラバスに記載している。また記載が不十分な場合は、修正するように教員に周知徹底している。

授業の成績評価は各教員に任されている。各教員は、オンラインシラバスの「成績評価の方法と基準」の項目にそれぞれの評価基準を明記しており、その基準に基づいて評価を

行っている。成績評価及び単位認定は、適切に実施されていると判断できる。

修了認定については、履修基準に基づき、学校教育学研究科委員会において修了認定を実施し、修了認定基準は組織的に策定され、それに従って修了認定が行われることになる。

【 分析結果とその根拠理由 】

学校教育学研究科では、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、が適切に実施されていると判断される。なお、本研究科は平成 29 年度に初めて修了者を認定し、平成 28 年度入学者全員（一般入学 11 名、現職教員 10 名、合計 21 名）が修了した。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学大学院学校教育学研究科規則』

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/1046.html>)

観点 5-6-③：

成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【 観点に係る状況 】

平成 18 年度後期より、成績評価に対して異議申し立て期間を設定するとともに、模範解答などを公表し、成績評価を厳格に行っていることを学生に通知している。学校教育学研究科でも同様の対応をしている。

【 分析結果とその根拠理由 】

学校教育学研究科では成績評価等の正確さを担保する方法として、模範解答の公表や異議申し立て制度を導入している。このことによって、成績評価等の正確さが担保されていると判断される。

（ 根拠資料 ）

『試験問題、解答例等の開示方法（オンラインシラバス）』

(<https://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/>)

観点 5-6-④：

専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認

定が適切に実施されているか。

【 観点に係る状況 】

1) 課程の修了並びに学位の授与に関する事項

佐賀大学大学院学則第 21 条に定めるもののほか、「佐賀大学学位規則」、「佐賀大学大学院学校教育学研究科規則」に基づき、「佐賀大学大学院学校教育学研究科委員会規程」に、研究科委員会が課程の修了並びに学位の授与に関する事項について審議するように規定されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

「佐賀大学大学院学校教育学研究科委員会規程」に基づいて、適切な審査体制が整備されている。

(根拠資料)

『佐賀大学大学院学校教育学研究科規則』

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/1046.html>)

『佐賀大学大学院学校教育学研究科委員会規程』

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/1048.html>)

『学校教育学研究科履修案内』

(2) 優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

現状の教育カリキュラムに固執することなく、教育の質の向上のための取組を行っている。大きな特色は、幼少・小中の「学びの連携」や、ICT や発達障害支援などの「時代に対応した高度な指導力の養成」のために、各種のカリキュラムを整備している点にある。

時代に適合した社会からの要請をくみ上げるために、地方公共団体や教育委員会との連携を強化している（観点 5-1-③）。また、学生からのニーズは学生アンケートによりくみ上げ、GPA 制度（観点 5-2-②）やチューター制度（観点 5-3-②）の徹底によりきめ細かな指導をおこなっている。

学校教育学研究科(教職修士(専門職)課程)の教育目的は、高度専門職業人養成に特化した教員養成を行うことである。そのために、学部卒業者を対象に実践的指導力を備え、将来性ある即戦力となり得る新任教員の養成、及び現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得るリーダー教員の養成を実施している。したがって、カリキュラムについては、実践的指導力の育成を目標に、事例研究や模擬授業などの教育方法によって展開され、研究者教員と実務家教員とが共同し、実践的な教員養成を行うようになっている点が優れていると言える。

【改善を要する点】

・引き続き、編成した教育課程が教育目的に沿ったものであり、十分効果的なものであるかを完成年度まで検証していく必要がある。

【前年度の改善を要する点】

今後、教育学部、芸術・地域デザイン学部および教職大学院のそれぞれにおいて、編成した教育課程がそれぞれの教育目的に沿ったものであり、十分効果的なものであるかを完成年度まで検証していく必要がある

【改善状況】

各授業における成績分布の調査を定期的に行うようにした。

(3) 基準1－5の自己評価の概要

学士課程、修士課程ともに、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーといったものが明確に打ち出されており、学生に完全周知されるよう努力をしている。それらのポリシーに基づいて教育課程の編成が体系的であり、学生教育に機能していると判断できる。

●基準 1-6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

6-1. 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

観点 6-1-①：

各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【 観点到係る状況 】

1) 文化教育学部資格取得者

以下に各年度の教員免許取得者数をまとめた表を示す。

表 19. 各年度の学部教員免許取得者数

(学校教育課程)

(単位：人)

	卒業 者数	卒業者の うち免許 状取得者 数	免許状取得者の校種別内訳		
			小学校	中学校	小・中学校
平成 24 年度	85	85	29	0	57
平成 25 年度	99	99	42	0	57
平成 26 年度	90	90	44	0	46
平成 27 年度	85	85	38	0	47
平成 28 年度	88	88	31	0	57
平成 29 年度	94	90	21	0	55
平 均	93	93	40	0	53

(国際文化、人間環境、美術・工芸程)

(単位：人)

	卒業 者数	卒業者の うち免許 状取得者 数	免許状取得者の校種別内訳		
			小学校	中学校	小・中学校
平成 24 年度	159	37	0	30	3
平成 25 年度	166	42	0	31	1
平成 26 年度	157	47	0	36	4
平成 27 年度	189	58	0	43	3
平成 28 年度	180	58	0	32	3
平成 29 年度	176	53	0	28	4
平 均	168	48	0	36	2

2) 教育学研究科の資格取得者

以下に平成 28 年度の教員免許取得者数をまとめた表を示す。

表 20. 研究科教員免許および資格取得者数

資格・免許等の名称	学科・課程等	取得（合格）者数 ／修了者数	データの該当年度ま たは対象年度の範囲
小学校教諭専修免許状	教育学研究科	0/4	平成 29 年度
幼稚園教諭専修免許状	教育学研究科	0/4	平成 29 年度
特別支援学校教諭専修免許状	教育学研究科	0/4	平成 29 年度
中学校教諭専修免許状（教科合計）	教育学研究科	1/4	平成 29 年度
高等学校教諭専修免許状（教科合計）	教育学研究科	1/4	平成 29 年度

(上記以外)

資格・免許等の名称	学科・課程等	関連する授業科目	取得者数
学校心理士	学校教育専攻、他	教育心理学特論、他	0 名

また、学校教育学研究科については、修了者数 21 名に対して、小学校教諭専修免許状 10 件、幼稚園教諭専修免許状 2 件、特別支援学校教諭専修免許状 0 件、中学校教諭専修免許状 14 件、高等学校教諭専修免許状 19 件であった。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 文化教育学部

学校教育課程では、小学校教員免許状の取得が卒業要件であることから卒業者に占める割合は 100 %になる予定である。しかしながら、例年、年度末付卒業生がいることから、平成 29 年度では 96%となる（一括申請のデータに記載されないため）。

小学校教員免許と同時に中学校教員免許は 58.5(52.8)%(過去 5 年平均)の卒業生が取得していることになる。一方、国際文化・人間環境・美術・工芸課程では 30.0(26.7)% (過去 5 年)の卒業生が教員免許状を取得したことになる。以上の状況から、教員養成学部としての機能を果たし、教育の成果や効果が上がっていると考えられる。

2) 教育学研究科

教育学研究科は、平成 29 年度を以て廃止となったため、平成 29 年度修了生は過年度生き 4 名と少ない。4 名のうち 1 名のみが中学校と高等学校教諭の専修免許状を取得した。これは、中学校及び高等学校の専修免許状をほぼ全員が同時に取得していることを表している。また、特別支援学校教諭専修免許状取得者は 0 %である。以上の状況から、小学校及び特別支援学校の専修免許取得の需要よりも中学校及び高等学校の方が多いたことが分かる。以上より、教員養成系の研究科としてのより高度な教育の成果や効果が十分に上がっていると考えられる。

（ 根拠資料 ）

『各学部・研究科の資格取得者数』

観点 6-1-②：

学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【 観点到係る状況 】

1) 文化教育学部

平成 26 年度であるが、「学生による授業評価アンケート」の実施に関する報告書によれば、平成 26 年度は約 80%の学生が文化教育学部の授業について満足しているという結果が出ている。

2) 教育学研究科

平成 26 年度であるが、「学生による授業評価アンケート」の実施に関する報告書によれば、平成 26 年度はほぼ 100%の学生が教育学研究科の授業について満足しているという結果が出ている。

【 分析結果とその根拠理由 】

学生対象アンケートの結果から、学部・研究科が開設した科目の学生満足度の平均は、アンケートの結果からおおむね満足していることがわかった。このように、本学部・研究科では教育の成果や効果が十分に上がっているものと判断される。

(根拠資料)

『佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書 (平成 26 年度)』

(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/02/hyoka2014.pdf>)

6-2. 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

観点 6-2-① :

就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果があがっているか。

【 観点到係る状況 】

1) 文化教育学部の進学または就職状況

就職率、就職先、進学率、進学先については、毎年就職課が作成している就職統計によって公表されている。

「平成 29 年度の現役としての進学率・就職率は平成 30 年 5 月現在以下ようになった。就職率は高い値を維持しているが、本計算では教員再受験、公務員再受験者が除かれており、追跡調査を実施している。

表 22. 平成 28・29 年度文化教育学部 課程別進学・就職状況

課程	平成 28 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 29 年度
----	----------	----------	----------	----------

	進学率	就職率	進学率	就職率
学校教育課程	1.1%	98.7%	4.2%	98.7%
国際文化課程	4.2%	96.6%	3.7%	96.7%
人間環境課程	6.8%	96.3%	1.3%	100.0%
美術・工芸課程	21.9%	100%	18.4%	100.0%
学部全体	8.8%	97.5%	5.9%	98.7%

2) 教育学研究科の進学または就職状況

修了後の進路の状況から判断して教育の成果があがっているかを、就職率、就職先、進学率、進学先のデータで検証したい。毎年就職課が作成している就職統計によって公表されている。「平成 27 年度就職状況等調」によると、進学率・就職率は次の表のようになっている。

表 23. 平成 28・29 年度教育学研究科（修士課程） 専攻別進学・就職状況

専攻	平成 28 年度 進学率	平成 28 年度 就職率	平成 29 年度 進学率	平成 29 年度 就職率
学校教育専攻	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
教科教育専攻	10.7%	100%	0%	100%
研究科全体	10.7%	100%	0%	100%

平成 29 年度の進学率は 0 %であった。就職率に関しては、教育学研究科全体で 100 % を維持している。なお、例年通り、就職先としては教育・学習支援産業が主である。

【 分析結果とその根拠理由 】

進学率に関しては、今年度は学部、大学院ともに上昇した。就職難が叫ばれる中、就職率に関しては、ほぼ現状維持の状況であり、指導教員の指導及び就職課の取り組みが功を奏しているといつてよい。なお、就職・進学先については、根拠資料「平成 27 年度就職統計」に具体的に記載されている。主な就職先産業としては教育・学習支援関係、卸売・小売業関係、情報通信業、金融・保険業、製造業、サービス業関係、公務関係となっている。文化教育学部は教員養成学部であるため、学校教育課程以外の課程においても教育・学習支援関係に就職する卒業生が多い。また、それぞれの課程においては専門性を活かした就職先を選んでおり、教育の成果や効果が上がっているものと判断される。

（ 根拠資料 ）

観点 6-2-②：

卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【 観点に係る状況 】

1) 文化教育学部 of 教育成果に関するアンケート

平成 26 年度であるが、過去 4 年間の卒業生就職先である企業及び佐賀県内の学校へアンケートを行った。以下にその結果を示す。

佐賀県小・中・高等学校対象アンケート

佐賀県教育委員会による在籍者データに基づき、佐賀県内の小・中・高等学校に対しアンケートを実施した。

アンケート用紙送付数 122 校, 対象卒業生数：77 名

(内 訳)

小学校 62 校 (正規職員 46 校、臨時的任用 16 校)

中学校 28 校 (正規職員 13 校、臨時的任用 15 校)

高等学校 32 校 (正規職員 12 校、臨時的任用 20 校)

在籍を前提に回答のあった学校数 45 校 (70 件)

(1 校に複数の教員が在籍している場合は、延べ回答数をかっこ書きで表示)

小学校 28 校 (37 件)

中学校 9 校 (13 件)

高等学校 8 校 (20 件)

(企画・評価委員会により平成 26 年 11 月～12 月にかけて実施)

過去 4 年間に採用された卒業生に対する評価。5 段階評価の平均点 (1：非常に優れている、2：優れている、3：やや劣っている、4：劣っている、のうちに 1 つを選択。)

事 学校種	項	小学校	中学校	高等学校 特別支援学校	平 均	
					第二期	第一期 (参考)
1. 基礎的な能力 (事務的能力等も含む)		1.89	2.31	2.20	1.91	2.19
2. 授業に関する能力		2.08	2.15	2.05	2.09	2.26
3. 学級経営に関する能力		2.14	1.90	2.16	2.11	2.44
4. 生徒指導に関する能力		2.24	1.46	2.00	2.03	2.48
5. 生徒とのコミュニケーション能力		2.24	2.00	2.20	2.19	2.17
6. 総合的		2.03	2.08	2.10	2.06	×

自由意見（今後の教員養成に資する意見を中心に記載） ・子どもに寄り添っていける心温かく、たくましい教師を育成して欲しい。 ・やる気（前向きさ）と協調性のある教員養成に力を入れて欲しい。 ・異年代とのコミュニケーション能力の向上（保護者対応）、学級経営、特別活動、体育 ・個人主義（組織としての自覚が乏しくなっている）の傾向の先生が多い。 ・即、実践力として活躍できる教師 ・教師という仕事に生きがいを持っている元気あふれる教師 ・子どもをほめる視点を多く持っていること ・他職員とのコミュニケーションをとること ・特別支援に関する能力 ・保護者に対する能力 ・生活指導や保護者対応の事例研（究）、言語活動を取り入れた学習指導法の習得など ・知識だけでなく、それを臨機応変に使える力
--

文化教育学部卒業生の就職先関係者アンケート	
アンケート用紙送付数：約 100 企業/回答のあった企業数：34 社（回収率：約 34%）/対象卒業生数：38 名（就職委員会により平成 27 年 2 月実施）	
卒業生への評価 4 段階評価の平均点（1：非常に満足、2：満足、3：やや不満足、4：不満足、のうち 1 つを選択。6 は、1：積極的に採用、2：採用、3：検討中、4：消極的、のうちから選択。）	
1. 基礎知識・能力	1. 95
2. 実務能力	1. 94
3. 外国語能力	2. 51
4. 職場環境への適応	1. 93
5. 会社への貢献	1. 93
6. 今後の採用予定	1. 72
自由意見 ・今後のキャリアアップが楽しい人材である。 ・積極的に自らコミュニケーションをとる姿勢を磨いてほしい。 ・期待度合いからすると若干物足りない。今後のキャリアアップに期待している。 ・本当に素晴らしい卒業生である。機会があればまたよろしくお願いします。 ・学業中心の色が強く社会性に乏しい面はありますが、一步一步前進され総合的に頑張っておられます。 ・積極的に仕事に取り組んでいる（N 大学病院） ・地域おこし協力隊として活動中（大分県 T 市役所） ・佐賀出身で佐賀を好きな人を求めています。 ・当社で採用した子はとてもデザイン力とセンスがあり優秀で努力家である。今後も優秀な人材の輩出をお願いします。	

表 24－1．学部アンケートの結果

2) 教育学研究科の教育成果に関するアンケート

平成 26 年度であるが、過去 4 年間の修了生就職先である佐賀県内の学校へアンケートを行った。以下にその結果を示す。

表 24-2. 大学院アンケートの結果

佐賀県小・中・高等学校対象アンケート

佐賀県教育委員会による在籍者データに基づき、佐賀県内の小・中・高等学校に対しアンケートを実施した。

アンケート用紙送付数 118 校, 対象卒業生数: 70 名

(内 訳)

小学校 62 校 (正規職員 47 校、臨時的任用 15 校)

中学校 28 校 (正規職員 13 校、臨時的任用 15 校)

高等学校 28 校 (正規職員 12 校、臨時的任用 16 校)

在籍を前提に回答のあった学校数 22 校 (33 件)

(1 校に複数の教員が在籍している場合は、延べ回答数をかっこ書きで表示)

小学校 8 校 (10 件)

中学校 6 校 (14 件)

高等学校 8 校 (9 件)

(企画・評価委員会により平成 26 年 11 月～12 月にかけて実施)

過去 5 年間に採用された卒業生 70 名に対する評価。5 段階評価の平均点 (1:非常に優れている、優れている、3:やや劣っている、4:劣っている、のうちから 1 つを選択。)

事 学校種	項	小学校	中学校	高等学校 特別支援学校	平 均	
					第二期	第一期 (参考)
1. 基礎的な能力 (事務的能力等も含む)		2.57	1.79	2.00	2.03	1.88
2. 授業に関する能力		2.57	1.86	1.89	2.03	1.84
3. 学級経営に関する能力		2.86	2.07	2.00	2.24	2.00
4. 生徒指導に関する能力		2.86	2.13	1.89	2.23	2.16
5. 生徒とのコミュニケーション能力		3.00	2.00	1.89	2.20	2.03
6. 総合的		2.86	2.00	1.89	2.17	×

自由意見 (今後の教員養成に資する意見を中心に記載)

- ・異年代とのコミュニケーション能力の向上 (保護者対応)、学級経営、特別活動、体育
- ・子ども・保護者・地域から受け入れられる温かみのある人間性を持った教師の育成
- ・特別支援、特に情緒障害児教育が大切である。
- ・特別支援に関する能力、保護者に対する能力
- ・いろんな保護者がいることを念頭に入れ、精神面での強化が若い世代には必要である。
- ・より実践的なケースを想定した教育

【 分析結果とその根拠理由 】

文化教育学部卒の卒業生、教育学研究科の修了生ともにおおむね高く評価されている。基礎知識・能力や会社への貢献に関しても満足しているとの回答が多く、文化教育学部・教育学研究科での教育の成果や効果は十分に上がっていると判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

文化教育学部の学校教育課程において、小学校教員養成課程であるにもかかわらず半数以上の学生が小学校教員免許と同時に中学校教員免許も取得している。これは、学生が今

後さらに高まるであろう小中連携教育の理解を目指していると考えられ、高いレベルでの教育効果の現れであると理解できる。さらに、中学校教員免許を取得しているものはそのほとんどが同時に高等学校教員免許も取得しており、中高連携にも対応できる質の高い教員養成として機能していると考えられる。今後さらに学生が中学校教員免許の取得を目指すよう働きかけていかなければいけない。

大学院での専修免許取得率についても半数以上の学生が取得している。一定の研究科として成果を上げている。

平成 27 年度については、就職率は微増し 97.6%であった。学生への教育の成果がより社会にも認められてきていることが考えられる。

【 改善を要する点 】

引き続き、教員採用率を高いレベルで維持できるような工夫を行ないたい。

【 前年度の改善を要する点 】

教員採用率を高いレベルで維持できるような工夫を行ないたい。

【 改善状況 】

教員採用率を高いレベルで維持できるように各教科で計画を立て試験対策の学生指導を行った。

(3) 基準 1－6 の自己評価の概要

平成 29 年度まで、学部・大学院共に学生が身につけるべき知識・技能・態度について、学習成果は高い水準を維持してきていると判断している。但、改善すべき点も多く残っていることも認識している。

●基準 1-7. 学生支援

(1) 観点ごとの分析

7-1. 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

観点 7-1-①：

授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【 観点に係る状況 】

1) 教育学部

学部改組に伴い、教育学部の新生に対し、文化教育学部の学生へ毎年行ってきたオリエンテーションを援用し実施した。カリキュラムや教務関係に関する全体的な説明は全体説明会で教務委員長がおこない、詳細については各コース別さらには専攻別に説明会を実施している。

一方、各コースでの新生オリエンテーションや大学入門科目の中でも履修指導を行っている。教育学部 1, 2 年生及び文化教育学部 3 年生、4 年生に学年指導教員を配置し、履修指導や卒業研究テーマの決定の相談に応じている。

2) 大学院

平成 29 年度についても、学校教育学研究科では、入学式の当日に研究科オリエンテーションを実施している。このとき、研究科運営委員が全体的な説明を行い、それに続いて各授業担当教員が授業内容及び研究等について説明を行なっている。その後、各コースで、授業や研究について詳しく説明を行っている。

教育学研究科については、毎年度、入学式の当日もしくは翌日に研究科オリエンテーションを専修別に実施している。このとき、各専修の研究科運営委員が全体的な説明を行い、それに続いて各授業担当教員が授業内容及び研究等について、詳しい説明をおこなっている。

また学位論文に関しては、実質的な指導担当教員がガイダンスを行っている。

【 分析結果とその根拠理由 】

過去のデータであるが、平成 24 年度学生対象アンケート結果によれば、72.7 %の学部学

生がガイダンスによってどのように授業科目を履修すればよいかをほぼ理解したと回答し、また、70.4 %の学生がガイダンスによって専攻の選択についてほぼ理解できたと回答している。

教育学研究科に関しては、平成 24 年度学生対象アンケートによれば、ガイダンスによって授業科目をどう履修したらよいか理解できましたか、という問いに対して、教育学研究科（2 年次）の 87.5 %の学生から肯定的意見を得ている。

以上の結果から、学部・研究科ともに適切なガイダンスが実施され、その効果は上がっていると判断される。

（ 根拠資料 ）

『平成 27 年度学生対象アンケート』

(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/02/hyoka2015.pdf>)

観点 7-1-②：

学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【 観点到係る状況 】

1) クラス担任等

文化教育学部では選修ごとに教育学部では専攻ごとに担任制を採用している。クラス担任は大学生生活一般に関する相談に応じるとともに、奨学金の推薦状や各種申請書の作成や修学方法についてもアドバイスをを行っている。また 4 年次以降の学生に対しては、卒業研究の指導教員が担当学生に対して、修学や就職等について支援と助言をおこなっている。

教育学研究科では専攻・専修ごとの研究科運営委員が全般的な助言と支援に当たり、指導教員は担当院生に対して、修学や就職等について支援と助言をおこなっている。

学校教育学研究科ではコースごとの研究科運営委員が全般的な助言と支援に当たり、指導教員は担当院生に対して、修学や教員採用等について支援と助言を継続的に行っている。

2) 学生のニーズの把握

学生の意見を汲み上げる制度として、在学生と学部長の懇談会を開催することによって定期的に学生の相談に応じている。このほか、平成 18 年度からは大学院生を対象としたアンケートも実施されるようになり、教育や施設に対するニーズや意見を汲み上げる仕組みが構築されつつある。

学校教育学研究科では、学生の意見を汲み上げるために、在学生と研究科教員の懇談会を開催し、定期的に学生の相談に応じている。教育や施設に対するニーズや意見を汲み上げる仕組みが構築されつつある。

3) 留学生と障害者に対する支援について

留学生に対しては、入学時に留学生センターからのオリエンテーションと個別ガイダンスを実施している。留学生センターが開講する能力別の日本語研修コースを充実し、達成度と課題を各チューター・指導教員に報告して、連携を図った学習支援体制をとっている。研究科では平成 17 年度以降、外国人留学生に対して指導教員と学生チューターをそれぞれ 1 名配置し、学習支援を行っている。

障害のある学生に対しては、入学者選抜の際に事前相談を行い、試験時及び入学後に配慮すべき事項を検討して、様々な障害のある者に門戸を開く体制を整えている。聴覚障害のある学生からの申し出に対しては、ノートテイク等の学生ボランティアを募集して対応している。

社会人学生（大学院生）に対しては、6 校時の開講、また、社会人学生の事情に応じて、休業中に授業を行っている。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のように、個々の学生に対するチューター、指導教員による助言と支援にくわえて、「学生なんでも相談窓口」、「保健管理センター学生相談室」、「学生カウンセラー相談窓口」、「学生によるピア・サポート」及び電子メール（voice@cc.saga-u.ac.jp）といった相談・助言制度が整っており、これらが有効に機能している。

また外国人留学生に対する日本語研修コースや個別のチューター制、障害者に対するノートテイク等の支援、社会人学生に考慮した時間割編成など、支援体制が整っている。

このように、学生の心や身体ばかりでなく、キャンパスライフのあらゆる疑問や悩み、困っていることに対して支援を行っており評価に値する。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学ラーニング・ポートフォリオ実施要項』

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/961.html>)

『佐賀大学における障害学生の修学支援等に関する要項』

(www.sc.admin.saga-u.ac.jp/advice_syougai.pdf)

『佐賀大学大学院戦略的国際人材育成プログラム規程』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/jinzai.htm>)

『平成 29 年度佐賀大学大学院学校教育学研究科 教員と大学院生との意見交換会記録』

（ 関係法令等 ）

・教育基本法第 4 条第 2 項（教育の機会均等）

観点 7-1-③：

通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【 観点に係る状況 】

該当なし。

【 分析結果とその根拠理由 】

該当なし。

観点 7-1-④：

学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【 観点に係る状況 】

該当なし。

【 分析結果とその根拠理由 】

該当なし。

観点 7-1-⑤：

生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【 観点に係る状況 】

学生生活課において、学生のあらゆる疑問や悩み、困っていることを聞き、その内容に応じ、適切な解決法や相談員（学内外の関係者）を紹介する「学生なんでも相談窓口」を設けている。また学生センターでは学生カウンセラー窓口を開設している。

保健管理センターでは、心身両面における健康上の問題について個人的な相談に応じ、健康診断や応急処置を行っている。キャンパス・ソーシャルワーカーも、心身の相談に応

じている。さらに、学生の安全衛生の情報をまとめた「知っていますか？」を配布し、学生生活の安全と健康を呼び掛けている。学生の生活相談等に関する情報はウェブ上で公開し、随時閲覧を可能にしている。

文化教育学部教授会（教育学研究科のほぼすべての教員が含まれる）において保健管理センター長による講演会が毎年開催され、学生の精神面の悩みを理解する機会が提供されている。

学部・研究科には、「国立大学法人佐賀大学ハラスメント等防止規則」に基づき、2 人のハラスメント相談員を設け、各種ハラスメントの相談を受け付けている。

外国人留学生に対しては、国際課・国際交流推進センターが窓口となって対応している。毎年、大学が作成した日本語・英語による「外国人留学生ガイドブック」を配布し、宿舎・アパートに関する情報、多種にわたる奨学金の情報等を提供している。また、平成 20 年 4 月に設置した「佐賀大学基金」による経済援助、「チューター制度に関する実施要項」に基づいて、各チューターによる生活相談等の支援を行っている。とくに研究科の外国人留学生に対しては、指導教員と学生チューターとをそれぞれ 1 名を当て、生活支援をおこなっている。

障害のある各学生に対しては、チューター・当該講座教員を当てて、きめ細かな生活支援を行っている。聴覚障害のある学生からの申し出により、ノートテイク等の学生ボランティアを募集し、支援体制を整えている。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上述べたように、（文化）教育学部と（学校）教育学研究科では学生からの相談体制が整備され、また特別な支援を必要とする学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあると判断されるが、今後ますます学生へのきめ細やかな対応が求められている。

（ 根拠資料 ）

学務部学生生活課編『大学生活のための情報 知っていますか？』

(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/sittemasuka.pdf>)

『チューターの手引』(<http://www.irdc.saga-u.ac.jp/ja/foreign/file/tutor.pdf>)

『外国人留学生ガイドブック』（平成 25 年度版）

(<http://www.irdc.saga-u.ac.jp/GlobalItem/file/about/GuideBook2014.pdf>)

『平成 29 年度 学生便覧』(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/binran2015.pdf>)

『国立大学法人佐賀大学学生支援室設置規則』

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/627.html>)

『佐賀大学学生モニター制度の実施に関する細則』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakumu/monitormousi.htm>)

学生センター『学生なんでも相談窓口』(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/sodan.html#sodan4>)

『保健管理センターホームページ』(<http://www.suhcc.saga-u.ac.jp/>)

学生センター「学生カウンセラー相談窓口開設」

(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/sodan.html#sodan3>)

『国立大学法人佐賀大学ハラスメント防止について』(<http://www.saga-u.ac.jp/somu/sekuharatou.html>)

『国立大学法人佐賀大学ハラスメントの防止に関するガイドライン』

(www.saga-u.ac.jp/somu/sekuhara.pdf)
『国立大学法人佐賀大学キャリアセンター規則』
(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/admi/carrer.htm>)
『キャリアセンターホームページ』(<http://job.admin.saga-u.ac.jp/>)
国際交流推進センター『佐大留学生の方へ 留学生のための情報』
(<http://www.irdc.saga-u.ac.jp/ja/foreign/>)
国際交流推進センター『留学生のための各種情報』
(<http://www.irdc.saga-u.ac.jp/ja/foreign/information.html>)
国際交流推進センター編『チューターの手引』
(<http://www.irdc.saga-u.ac.jp/ja/foreign/file/tutor.pdf>)
NPO 法人国際下宿屋 ウェブサイト (<http://www.geshukuya.com>)

- (関係法令等)
- ・学校教育法第 12 条 (健康診断等)
 - ・大学設置基準第 42 条 (厚生補導の組織)、第 42 条の 2 (社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)
 - ・学校保健安全法第 13 条 (児童生徒等の健康診断)

観点 7-1-⑥ :

学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部では遠隔地(関西地方以遠)で企業や教員採用試験等を受ける学生に対して、後援会を通じて旅費の援助を行っている。

【 分析結果とその根拠理由 】

文化教育学部や教育学研究科が直接的な経済援助を実施するには至っていないものの、旅費の支援活動を行い、学生の要望に応じている。

(根拠資料)
『関東、東海、関西地区等の企業・公務員試験等に係る旅費の補助について』(教授会配布資料)

(2) 優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

学生支援面においては学年担任制度の導入にみられるように、学生の生活面にまで配慮した取組を行っている。

【 改善を要する点 】

引き続き、よりよい学生支援体制を構築していく必要がある。

【 前年度の改善を要する点 】

引き続き、組織改変にあたり、よりよい学生支援体制を構築していく必要がある。とり

わけ、旧文化教育学部と新教育学部の両所属学生の教育の質的担保を維持していく必要がある。

【 改善状況 】

教育学部においては大学入門科目を刷新し、大学への適用なスムーズになるように工夫した。教育学部教授会のほかに文化教育学部教授会も引き続き開催し、特に学生の動向について知識を共有するようにしている

（3）基準 1－7 の自己評価の概要

改善の余地はあるものの、学生を中心としたさまざまな取組を行い、その成果が現れてきている。

●基準 1-8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

8-1. 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

観点 8-1-①：

教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【 観点到係る状況 】

学生が身に付けた学習の成果を検証するに際しては、学生による授業評価アンケート及びそれらに基づいた授業点検評価を実施することで検証を行っている。前者は学生による個々の授業科目に対する評価アンケートであり、これらの集計結果は各教員にフィードバックされる。後者は前者の結果を踏まえて、各教員が次年度以降に当該授業をどのように改善するかを示したものであり、学生に公表されている。このような PDCA サイクルを整備することによって、教育の質の改善・向上を図っている。

ただし、上記の体制整備による効果に関しては、十分な検討がなされているとはいえない。その理由として、年度毎に受講生が異なり、授業評価アンケート結果を用いるのみで、いかに教育の質が改善したのかを判定することは困難だからである。しかしながら、これらの評価は全授業科目で実施しており、年度間の比較は困難であるが、教員の意識を横断的に高める効果を有していると考えられる。

さらに教育学部が独自に実施している個人評価(活動実績報告書、自己点検・評価書)では、授業内容や授業方法の改善に関する項目を設けて、自己点検を行うようにしている。

【 分析結果とその根拠理由 】

学生が身に付けた学習成果の検証に関しては、授業評価アンケートによる分析およびそれに基づいた授業点検・評価報告書が蓄積されている。また個人評価によって教員自らが検証を行う体制を整えている。

(根拠資料)

『国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/hyokakisoku.htm>)
『佐賀大学大学院教育学研究科平成 27 年度「学生による授業評価アンケート」組織別分析結果報告』
『佐賀大学文化教育学部平成 27 年度「学生による授業評価アンケート」組織別分析結果報告』

観点 8-1-②：

大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【 観点に係る状況 】

1) 学生の意見の聴取と組織別授業評価の実施方法

上記「学生による授業評価アンケート」のすべての結果を、教務・FD 委員会の下で集計し、その結果は報告書として大学教育委員会に提出されている。

その他の授業評価結果等に基づく自己点検・評価の取り組みとして、学生にフィードバックするため授業点検・評価報告書が Live Campus 上で「個別授業点検・評価報告書」とし公開され、学生や他教員が自由に閲覧できる体勢を整えている。

現時点では、資料としては、文化教育学時代の平成 27 年度の報告書しか存在していないため、文化教育学部時代の回答を掲載する。

表 26. 授業評価アンケート回答率

部局	年度・学期	回答数	対象数	回答率 (%)
文化教育学部	平成 27 年度前期	375	403	93. 1
	平成 27 年度後期	348	441	71. 0

また、学校教育学研究科では、上記に加えて、院生と教員の意見交換会を実施している。授業等教育に関する院生の意見を聴取し、授業の改善等を目指している。

2) 学生の意見に基づく改善例

個々の教員による改善例は個人評価で報告されている。マイクの利用や進行スピードの調整、板書の方法、配付資料の充実、ディスカッションの導入、視聴覚機器の導入、理解度チェックの導入、予習・復習の指示などが挙げられている。

学校教育学研究科では、個々の教員による改善例は個人評価で報告されている。また、授業において知識や理論を学べるような配慮、学生用のパソコン・プリンター・ビデオカメラ・IC レコーダー等の導入等を行った。

【 分析結果とその根拠理由 】

授業に関する学生からの意見聴取は授業評価アンケートによって毎年度実施されており、また教員が公表する授業点検数も増加しており、授業改善に向けた取組が浸透しつつある。

学校教育学研究科では、上記に加えて、毎年度、院生と教員の意見交換会を実施するようになっている。授業等教育に関する院生の意見を聴取し、授業の改善等の取組が進められている。

(根拠資料)

『平成 27 年度「学生による授業評価」の実施に関する報告書』

<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/02/hyoka2015.pdf>

「平成 28 年度学校教育学研究科における院生と教員の意見交換会記録」

観点 8-1-③：

学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【 観点到係る状況 】

1) 学外関係者の意見に基づく自己点検・評価の取り組み

文化教育学部を時代を引き継いで、教育学部では、教育の質の向上・改善を図るために、各種の学外関係者の意見を取り入れ、改善に努めている。最も主要なものとして、毎年度末に実施される外部評価であり、企画・評価委員会を中心に、学外委員を招いて学部・研究科の現状と課題を説明し、改善点等の意見聴取を行っている。

また、佐賀県教育委員会と連携し、実践的な教員養成カリキュラムの検証については、平成 29 年 1 月 25 日(水)に開催した佐賀県教育委員会との連携・協力協議会において検討した。

2) 評価結果に基づく教育の改善のシステム

文化教育学部の時代には、平成 14 年度より将来計画ワーキンググループを立ち上げ、外部評価の意見を参考にしながら、今後の文化教育学部の在り方について検討してきた。教育学部においても、学部の将来構想を考えるワーキンググループが中堅教員を中心としたメンバーで立ち上げられている。

【 分析結果とその根拠理由 】

外部評価委員会などを通して、学外者の意見を取り入れる仕組みが構築されているものの、それを教育に活かす取り組みは必ずしも十分とはいえず、今後の課題となっている。なお、これらの評価結果に関しては教授会で報告がなされている。

学校教育学研究科では、佐賀県教育委員会との連携・協力協議会において、学外者の意見を取り入れる仕組みが構築されているが、それを教育に活かす取り組みを検討し、着実に実行していくことが、今後の課題としてあげられる。

(根拠資料)

『平成 29 年度外部評価報告書』

『平成 29 年度第 1 回学校教育学研究科運営委員会議事録』

8-2. 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

観点 8-2-①：

ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【 観点到係る状況 】

本学部では教務委員会の下で FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動が進められている。学生の授業評価などについては、全学的に大学教員委員会が授業評価を実施しており、その結果は各教員にフィードバックされている。また、TA 実施報告書や FD 活動報告書、組織別授業評価報告書、授業評価と改善に関する実施報告書を作成し、各教員に配布している。

(1) FD に学生や教職員の意見が反映されているか

FD 委員会において、FD 事業に関する実施計画等を策定し、新任教員研修会や FD 講演会・講習会を実施している。その成果については、FD 活動報告にまとめている。

(2) 本学部が主催した FD 講演会等

主な FD 活動として、

・新任・昇任教員の FD 研修会

毎年度 4 月上旬に新任教員向けの研修会を実施している。

・FD 講演会

2016 年 9 月 7 日 主催：学部 FD 委員会、テーマ：「科研費の申請について」、講師：門出政則（佐賀大学 理事）、江藤直行（佐賀大学 研究協力課長）

（3）本学部の学科等が行った FD 活動

文化教育学部においては、FD 委員会において、FD 事業に関する実施計画等を策定し、新任教員の研修会や FD 講演会および公開授業を実施している。その成果については、FD 活動報告にまとめている。またこの報告書は教職員に配布している。

学生の授業評価などについては、全学的に大学教員委員会が、授業評価を実施しており、その結果は各教員にフィードバックされている。また、平成 16 年度より行っている「個人評価集計及び分析」により、教員の活動目標を明確にし、その自己点検・評価の後、評価結果が学部長より各教員に示され、教育の改善に役だてられる。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育学部では前述のように組織的な FD 活動を実施しており、授業改善報告書の回答数の増加にみられるように、教員間に FD 活動が根付いてきたと判断できる。

（ 根拠資料 ）

『平成 29 年度 FD 委員会議事録』『平成 29 年度 FD 委員会活動報告書』

観点 8-2-②：

教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【 観点到係る状況 】

1) SD（スタッフ・ディベロップメント）活動

本学部独自での SD 活動は実施しておらず、大学全体での SD 活動に委ねている。

2) TA の活用

教育学研究科では、教育の目的を踏まえ、それぞれの分野の特性に応じた教育課程を展開しているが、特に教育補助者として TA の活用を進めている。平成 29 年度は 7 科目での利用があった。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育学研究科では前述のように、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われている。

(根拠資料)
教育学部総務課資料

(2) 優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

新任教員の研修会や教授会においてFD活動を実施し、また、自己点検・評価活動の実施がなされている。

【 改善を要する点 】

引き続き、FDのための研修を行う必要がある。

【 前年度の改善を要する点 】

平成28年度から教育学部へ組織改変されたが、文化教育学部時代から続くFD活動をより充実させていく必要がある。

【 改善状況】

引き続きFD講演会を教授会前後に開催し、参加率を高めるようにしている。

(3) 基準1－8の自己評価の概要

特にさまざまなFD活動や自己点検活動を通して、教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備されていると判断できる。

教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われている。

ただし、一方で今後、旧文化教育学部と新教育学部の両方についての教育の質の担保と維持を目指す必要があろう。

(3) 基準1－8の自己評価の概要

特にさまざまなFD活動や自己点検活動を通して、教育の状況について点検・評価し、そ

の結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備されていると判断できる。

教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われている。

ただし、一方で今後、旧文化教育学部と新教育学部の両方についての教育の質の担保と維持を目指す必要があるだろう。

●基準 1-9 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

9-1. 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

観点 9-1-①:

大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【 観点到係る状況 】

教育学部・文化教育学部（平成 28 年度から学生募集停止）と学校教育学研究科・教育学研究科（平成 28 年度からは学生募集停止）の各種情報は広報パンフレット以外に、Web ホームページで情報発信している。

- ・ 情報:学部オリジナル: <http://it3.pd.saga-u.ac.jp/>
<http://www.saga-u.ac.jp/school/kyouiku/index.html>
<http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/index.html>
<http://www.saga-u.ac.jp/school/kyouiku/daigakuin.html>
<http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/daigakuin.html>

上記の Web 上に、以下のコンテンツが含まれている。

- ・ 入試情報: 佐賀大学入試案内
- ・ 就職情報: キャリアセンター
- ・ 教育目的・目標: 佐賀大学大学案内
- ・ 3 つの方針: 佐賀大学学生センター

また、各種の情報は、パンフレットや Web ページを通して公表しており、FD 講演会や人権講演会（ダイバーシティ講演会）、新任教員向けの研修会の実施状況に関しても「FD 委員会活動報告書」などを通して公表している。

学校教育学研究科の各種情報は広報パンフレット以外に、Web で情報発信している。

- ・ 佐賀大学大学案内 Web (<https://www.saga-u.ac.jp/school/kyouiku/daigakuin.html>)
- ・ 学校教育学研究科（教職大学院）オリジナルページ
(<http://next.pd.saga-u.ac.jp/postgraduate/>)

・学校教育学研究科パンフレット

(http://next.pd.saga-u.ac.jp/postgraduate/documents_1/pamphlet.pdf)

【 分析結果とその根拠理由 】

大学の目的を含めた各種情報をパンフレットや Web を通して情報発信しており、これ情報は構成員がいつでも確認できる状況にある。

(根拠資料)

『情報:学部オリジナル Web』(<http://it3.pd.saga-u.ac.jp/>)

(<http://www.saga-u.ac.jp/school/kyouiku/index.html>)

『入試情報:佐賀大学入試案内』(<http://www.sao.saga-u.ac.jp/>)

『就職情報:キャリアセンターWeb』(<http://job.admin.saga-u.ac.jp/>)

『教育目的・目標:大学案内』(<http://www.saga-u.ac.jp/koukai/education.html>)

『三つの方針:佐賀大学学生センターWeb』(<http://it3.pd.saga-u.ac.jp/>)

観点 9-1-② :

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部と教育学研究科の三つの方針(入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針)は佐賀大学ホームページや文化教育学部、教育学部のホームページで公表されている。

学校教育学研究科の三つの方針(入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針)は佐賀大学ホームページや学校教育学研究科のホームページで公表されている。

で公表されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されている。

(根拠資料)

『三つの方針:学部オリジナル Web』(<http://it3.pd.saga-u.ac.jp/>)

(<http://www.saga-u.ac.jp/school/kyouiku/index.html>)

(<http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/index.html>)

『佐賀大学教育方針』(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhousin.html>)

観点 9-1-③ :

教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【 観点に係る状況 】

学部・研究科各教員の教育研究活動等については、ホームページの「教員総覧データベース」で公開されている。同様に、共同研究活動（佐賀大学プロジェクト研究「アメリカ地域の文化、言語や文学、教育に関する研究」「先端インタフェースによる地域環境コンテンツの開発研究」「発達障害児の発達を促進し障害を軽減させる社会的支援についての実証的研究」等）についての情報も Web 上で公表されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含めて、教員の研究活動や学部独自の取組は Web 等を通して広く公開している。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学教員総覧データベース』（<http://research.dl.saga-u.ac.jp/souran/index.html>）

『佐賀大学研究推進のページ』（http://www.saga-u.ac.jp/kokusai/supla_1.html）

（2）優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

基本的かつ必要な情報はホームページ等などで公開済みである。

【 改善を要する点 】

引き続き、教育学部のコンテンツをより充実させていく必要がある。

【 前年度の改善を要する点 】

実際に新学部が稼働していない段階では無理な点もあるが、ホームページのなかの教育学部のオリジナルページの内容が実質的に乏しい状況であり、より充実させていく必要がある。

【 改善状況 】

教育学部のコンテンツも学年進行に応じて充実させている

基準2 -学術・研究の領域-

(1) 観点ごとの分析

2-1. 大学・学部の目的に照らして、学術・研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

観点2-1-①：

研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

【 観点に係る状況 】

研究の推進のために、企画・評価委員会、論文編集委員会、学部・附属学校共同研究推進委員会、附属教育実践総合センター運営委員会などを設けている。

また、附属教育実践総合センターを有し、教員の教育指導能力の開発、授業分析法の開発、及び、地域情報の収集と広域共同研究の推進等を行っている。

教員採用は、完全公募制を原則として、人事委員会で調整後、教授会で教員選考委員会を組織して選考にあたり、研究者の流動性について配慮している。

さらに、研究推進のため、研究論文委員会において教育学部総合経費による研究成果刊行助成の公募によってプロジェクト型共同研究の選定を行っている。

個人評価の実施に伴い、学術・研究領域の活動についても自己点検・評価されている。大学のホームページ上では、教員の紹介・研究成果がデータベースという形でまとめられ公表されている。

さらに、研究・論文委員会では『佐賀大学教育学部研究論文集』を年2回編集・刊行している。附属教育実践総合センターでは『佐賀大学教育実践研究』を年1回発行し、各附属学校園では研究紀要を発行している。

また、学校教育学研究科においては研究紀要編集委員会、を設け、「佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要編集規程」を定め、研究紀要の刊行を行うように体制を整えている。

【 分析結果とその根拠理由 】

本学部・研究科の目的である、教員養成と学際的研究という観点から見ると、附属教育実践総合センターを中心に教員の教育力向上の取り組みが行われている。プロジェクト型

共同研究推進委員会を設け、さまざまな領域の研究者が、一つの研究を多角的に行うよう促進している。学校教育学研究科は、学校教育現場の諸課題に対応し、課題を解決できるような「理論と実践の往還」による高度な専門性と実践的な指導力を備えた教員を養成することを目的としている。この観点から見れば、実践的な研究が多角的に行うことができる体制が整備され、機能していると言える。

(根拠資料)

『佐賀大学教育学部評価委員会規程』、『佐賀大学教育学部研究論文集』、『佐賀大学教育実践研究』、『佐賀大学教育実践研究編集規程』、『教育学部予算配分基準』、『佐賀大学教育学部附属実践総合センター規程』、『佐賀大学教育学部・附属学校園共同研究実績報告書』、『平成 28 年度 個人評価の集計及び分析』、『佐賀大学大学院学校教育学研究科規則』、『佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要編集規程』、『佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要』、『佐賀大学大学院学校教育学研究科予算配分表』

観点 2-1-②：

研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【 観点に係る状況 】

1) 教育学部

研究論文委員会では『佐賀大学教育学部研究論文集』を年 2 回編集・刊行している。附属教育実践総合センターでは『佐賀大学教育実践研究』を年 1 回発行し、各附属学校園では研究紀要を発行している。

本学部の性格上、研究活動はグループとしてまとまって実行するというより、自主性にまかされた個人研究が基本となっている。したがって、研究活動に関する施策としては、限られた研究費をどのように配分するかということが重要なポイントになる。

研究費の配分としては、全教員に均等配分した基礎配分額に加えて、実験実習担当教員への実験実習費が加算されている。また科学研究費などに代表される外部資金の獲得努力に対するインセンティブにも配慮したものになっている。

個人研究が主とは言え、学部として共通に目指す方向にグループとして協力し、共通の目標に向かって研究活動を展開することも重要である。このような目的のため、研究論文委員会を設置し学部内の比較的幅の広い横断的なプロジェクトを積極的に推進し支援している。この委員会では、このようなプロジェクトの推進をはかるという目的で教育学部総合経費・部局長裁量経費による研究成果刊行助成に応募し予算を継続的に獲得する努力活動や、推進すべき研究計画を公募し審査・採択するというような活動をおこなっている。また本プロジェクトにかかわる予算は教育学部総合経費という形で適切に処理し実施して

いる。

2) 学校教育学研究科

本研究科は佐賀県教育委員会、地域の学校と連携し、地域の学校教育の発展に貢献することを重要な目的としている。そのため、佐賀の地域の学校教育の課題に研究テーマを求め、各教員が佐賀県教育委員会、地域の学校と連携して研究活動を行うようにしている。

また、地域の学校教育の課題について研究するには、その特殊性だけでなく他地域との共通性、さらには一般性の観点からの研究も必要となる。そのため、全国規模、あるいは国際規模の研究会において積極的に研究発表を行うようにしている。

それらの研究成果は、「佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要」に発表し、さらには学術雑誌、書籍にも発表している。

なお、研究倫理の確立にも取り組んでいて、「佐賀大学大学院学校教育学研究科における人を対象とした研究に関する倫理審査規程」を定めている。この規定により、該当する研究活動について審査する委員会も設けている。

【 分析結果とその根拠理由 】

1) 教育学部

研究推進の施策の基礎となる予算配分は、均等な配分法を基礎にして、付加的に活発に研究活動を行う研究者への傾斜配分をすることで、研究成果が現れにくい領域の研究者にも研究費が配分され、また活発に活動し成果を出している研究者や外部資金獲得努力に対するインセンティブにも配慮しているので機能していると考ええる。

プロジェクト型共同研究推進については、個人研究に加えて学部共通の目的のもとに目指すグループ研究を推進して、学部の求心力をたかめ、今後の学部の発展につながりつつある点は評価できるが、その一方、本学部の多様性を考慮した場合、まだまだ一部の領域をカバーしているだけで、全学部的に求心力のある発展につなげるという点は今後の問題点である。

しかしながら、学部内予算には限りがあり、必要な額が十分満たされているとは到底いえない。外部資金等を積極的に獲得しなければならない。必要な予算獲得を積極的に推進するための、学部全体としてのより良い対策を検討することが今後の重要な課題である。

また研究予算のみではなく、研究活動をさらに活発にするため、プロジェクト型共同研究推進をはじめとして、さらに具体的に研究内容に焦点をあてた施策の検討が必要とされるところである。

2) 学校教育学研究科

本研究科では、佐賀県教育委員会や地域の学校との連携がなされ、研究科紀要への論文発

表、研究に関する倫理審査等、実践的研究を進める環境が整っており、研究活動が適切になされている。

（ 根拠資料 ）

『プロジェクト型共同研究公募』『教育学部予算配分基準』

『平成 29 年度 文化教育学部予算』

「佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要編集規程」

「佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要」

「佐賀大学大学院学校教育学研究科における人を対象とした研究に関する倫理審査規程」

観点 2-1-③：

研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するためのシステムが適切に整備され、機能しているか。

【 観点に係る状況 】

個人評価を実施し、学部で基準を設けて、学術・研究領域の活動について自己点検・評価している。その手続きとして、各教員は、毎年度 6 月末までに、個人達成目標を申告し、次年度 4 月末までに、活動実績報告書ならびに自己点検・評価書を提出している。評価は、学部内で組織された個人評価実施委員会により、本学及び本学部の目標達成に向けた観点から審査し行われる。個人評価の結果は、集計・分析され、学長に報告するとともに、大学ホームページ上にデータベースとして公表されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

各教員の研究活動を集約し、公表、検証する個人評価システムは、少しずつ機能しはじめている。このような個人評価は、その形式としてはおおむね適切なものとなっている。ただ研究内容自体を検討するための学部としての統一した施策もなく、また各教員としての研究活動内容の適切性を検証し、問題点を改善するシステムではない。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学文化教育学部における教員の個人評価に関する実施基準』

『文化教育学部における個人達成目標及び重み配分の指針』『平成 28 年度 個人評価の集計及び分析』

観点 2-1-④：

研究活動の目的及び目標、諸取り組み状況が周知され、公表されているか。

【 観点に係る状況 】

各教員の研究課題は大学ホームページから「教員総覧データベース」から検索できるようになっている。その取り組みの結果としての業績は「教員業績データベース」において公表されている。

教育学部は、さまざまな分野の研究者によって構成されている。それゆえ研究活動の目的及び目標も多岐にわたる。各研究者が、年度当初にその年度の研究計画を立て、年度終了後に達成度、あるいは結果を学部長に報告することになっている。その結果は、企画・評価委員会が取りまとめて公表している。

【 分析結果とその根拠理由 】

各構成員の研究活動の目的及び目標、諸取り組みは企画・評価委員会の取りまとめにより公表されているといえる。ただその公表結果は、学部内の多岐にわたる分野の内容が混在しているので、さらにわかりやすく可視化するというような点でさらに検討が必要である。また学部という組織全体としての研究活動の目的及び目標、諸取り組みの状況の周知、公表についても同様であり今後の課題といえる。

(根拠資料)

『個人目標申告書 (別紙様式 1)』『活動実績報告書 (別紙様式 2)』『自己点検・評価書 (別紙様式 3)』『個人評価結果 (別紙様式 4)』

2-2. 大学・学部の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。

観点 2-2-① :

研究活動の実施状況 (例えば、研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表状況、国内外の大学・研究機関との共同研究、地域との連携状況、競争的研究資金への応募状況等が考えられる。) から見て、研究活動が活発に行われているか。

【 観点に係る状況 】

学部と研究科の研究範囲は広く、教員養成系と総合学術系を網羅した研究が行われている。研究成果は、著書、翻訳、学術論文公刊、学会発表、国内外学術講演等、特許、美術工芸展・書道展・陶芸展出品や大学広報誌のデザイン制作、演奏会出演や CD 制作など、種々な形で積極的に公表され続けている。個人評価のため申告された資料をもとにすれば、研究成果をもとにした「専門書の出版」は単著・共著を合わせて 31 (43) 冊、「国内外芸術、演

奏、競技活動」21(65)件、「学術雑誌」への研究成果の発表 119(108)件、国内外学術講演 65(29)件、専門分野の学術活動 31(47)件、学会賞受賞 1(3)件、学会発表 55(108)件などの活動が具体的に報告されている。括弧内の数値は平成 28 年度の数値であり大きく変動した項目がある。研究活動の時間を確保しにくいという自己点検の記述が多く、書籍のようにまとまった書籍の出版は減少しているが、論文数については増加している。

また、学部構成員の国内外の大学、研究機関との共同研究については、国際的共同研究 4(11)件、国内共同研究 21(36)件である。研究交流においては、学会役員 71(76)件、学会出席 129(169)件などが報告され、若干減少している。

地域との連携状況については、地方公共団体の審議会委員、協力事業、講習会、交流活動など延べ 435(637)件が報告され、活発といえる。また、付属学校園等における共同研究、指導助言が、180 件あり、合計 620 件程度となり、昨年度とほぼ同じ数字である。

国際貢献ということでは、学会活動なども含めたさまざまな交流、協力など 60(71)件程度の報告がある。構成員のほぼ全員がこれらに関与しているといえる数であるが、研究分野によって偏りが生じることはやむを得ないと考えている。

科研費等の外部資金の受け入れ状況は、研究責任者として 24(26)件、共同研究者として 18(31)件であった。また、採択にいたらなかった申請件数 18(38)件であった。ほとんどの構成員が外部資金獲得について努力しているが、競争的資金ということで、研究の水準を如何に維持するかと同時に、文書作成能力も求められるため、学内の申請サービスなどを活用して外部資金の獲得に向けて努力していく必要がさらに求められる。

【 分析結果とその根拠理由 】

報告されている研究成果件数から考えると構成員のほぼ全員が活発に活動していると考えられる。また科学研究費補助金等の外部資金獲得についても、平均するとほぼ半数を超える学部構成が、なんらかの成果をあげており、また採択に至らない申請数まで考慮すると、構成員のほぼ全員が努力しているということがうかがえる。ただ個人評価のため報告された資料による研究活動実施の状況の把握率の状況や報告された研究活動内容の質的な評価の必要性については、本学部の多様な学部構成員の状況も考慮して行わなければならないという点で今後の課題でもある。さらに、大学の財政事情により研究費が削減されつつある状況であるが、科研費獲得のためには学会活動や調査活動が重要な要素であることを考えると、出張費に関する大学からの支援の必要性が高まっていることも付記しておきたい。

(根拠資料)

観点 2-2-②：

研究活動の成果の質を示す実績（例えば、外部評価、研究プロジェクト等の評価、受賞状況、競争的研究資金の獲得状況等が考えられる。）から見て、研究の質が確保されているか。

【 観点に係る状況 】

研究成果の発表に対する評価としては、多様な分野が混在しているので、何をもって実績かということを一律に示すことは難しいが、本学部の構成員が所属する分野は、それぞれ流行とは少し離れた、地道で派手さのない分野が多く、その分野の着実な研究成果ということで、それぞれの分野から一定の評価を受けたものが多い。

そのため、専門書の出版ということ自体がその質を示す実績だと考えてよい。

国内外の学術雑誌への掲載が個人評価の実績として報告があるが、これらもそれをもって研究の質が確保されていると考えてよい。

技術系や芸術系では、展覧会や音楽会、競技会への参加（参加するには一定の実績が必要なので）自体の成果をもって、研究の質が確保されていると考えてよい。

構成員の中には、関連の学会から研究に関し学会賞を授与されている者もあり、これらも評価されている事実として考えてよい。

教育系分野では、学校教育関係のそれぞれの活動の実績をもって、関与した関連の学校関係から評価されてのことなので、それをもって質が確保されていると考えてよい。

また、たとえば地域貢献として、講師を務めたり、審議員等選ばれていることを報告したり、国際貢献の活動を報告している構成員は、その事実をもって、その対象団体からの評価をうけているので、その事実をもって研究の質が確保されていると考えてよい。

特許については、平成 29 年度の取得は平成 28 年度同様 1 件であった。

競争的研究資金の獲得状況としては、69 名の構成員に対し、研究代表者あるいは共同研究者という立場で 42 件であり、何らかの形で外部資金を活用できている教員は、ほぼ半数を若干超える割合となっている。

【 分析結果とその根拠理由 】

上記のように、それぞれの事実をもって研究はある程度以上の質が保証されていると考えてよい。ただ多様な分野が関係する本学部の状況における研究の質保証についての共通の理解をどのようにするかという点で今後さらに検討していく必要がある。

(根拠資料)
『平成 29 年度個人評価の集計及び分析』

観点 2-2-③：

社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から見て、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

【 観点に係る状況 】

2-2-②で研究の質が保証されているかにも記述したように、「専門書の出版」、芸術系（美術工芸、音楽、体育、書道）などは関連組織・団体からの評価をうけたものであり、社会・経済文化の発展に寄与する研究である。また理系関連分野は、科学文化の関連組織・団体からの評価があつて、科学文化（場合によっては社会や経済にも）の発展に当然寄与している。教育系分野は、関連する地元の学校団体からの良好な評価をうけており、地元の子どもたちの教育を通して、社会・経済・文化の発展に寄与している。

【 分析結果とその根拠理由 】

研究活動と一体で考えたほうがよいが、社会・経済・文化の発展に寄与している。特に本学部の場合は佐賀、あるいは北部九州という地域に対してこの寄与は顕著であるといえる。また全国的な見地や、グローバルで国際的な立場から考えた場合の研究展開状況も、数は多くないが着実になされている。そのような研究活動もきちんと評価し、支援し、さらに発展させていくことも重要である。

(根拠資料)
『平成 29 年度個人評価の集計及び分析』

(2) 優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

1. 教員養成、学際的研究といった目的に添った研究を推進するための委員会を設置し、規程等も設けており、体制は整えられている。また、研究成果を公表するための組織、規程等も整えられており、研究体制は構築されている。
2. 研究費が実績に応じて配分されるシステムを構築し、プロジェクト型共同研究の推進制度などが整備されているなど、研究活動を促進する体制が整えられている。
3. 評価委員会などを中心に研究の集約、公表のあり方を検討しながら問題点を改善する

取り組みを続けている。この点で各教員の研究活動を集約し、公表するシステムが構築されているといえる。

4. 著書・論文刊行から演奏活動に至るまで、各教員がそれぞれの研究領域の公表様式で研究成果を公表している。また、国内外の研究機関との連携も盛んに行われている。
5. 学外団体との共同研究・開発など、多領域にわたり、外部評価の高い研究活動を行っている。
6. 審議会委員などで、研究で得られた知見をもとに、専門性を生かした意見を述べるなど、社会的貢献が大きい。

【改善を要する点】

1. 引き続き、研究の水準を維持するためにも、文部科学省の科学研究費をはじめとする競争的研究資金獲得の取り組みが求められる。
2. 再課程認定において 各教科の教育法の担当教員に対して、各教科での情報機器を利用した教育に関する研究論文が求められているので、それに対応していく必要がある。

【前年度の改善を要する点】

1. 本学部の多様な個人の研究活動状況を正しく理解してもらうため、大学のホームページなどをさらに積極的に活用し工夫して公表するなどの努力がさらに求められる。
2. 学内予算が減額の方角にあるので、研究の水準を維持するためにも、文部科学省の科学研究費をはじめとする競争的研究資金を外部から獲得して研究を進めることが積極的に求められている。本学部では、競争的研究資金が得られにくい研究領域や分野もあり、それを理解した上で学部の特徴を生かした独自の競争的研究資金獲得の取り組みが求められている。
3. 研究活動の集約ということでは一歩進んだが、さらにその研究の質に言及し、その向上に向けた取り組みには至っていない。本学部の多くの教員は、それぞれ独自の領域で研究活動を行っている場合が多いため、まず、それぞれの研究活動の方向性、妥当性、活動の成果の質などに対する検証をどのように行うべきかを考えていく必要がある。
4. 必ずしも全教員が社会・経済・文化の領域に直接寄与できる研究をしているわけではないが、全教員が、間接的な影響も含めて、学部としてどのように寄与しているかという点をできるだけわかりやすく整理しさらに公表できるような努力が必要である。

【改善状況】

- 1、新任者研修その他において各自の研究広報の必要について説明し、特に研究者総覧データベースへの入力进行を促している。
- 2、研究論文編集委員会が中心になり、科研費申請の重要性を説いている。
- 3、本学部はおおよそ1つの専門分野に対して教員が1人という状況のため、他人の研究の質に対して評価するのは大変に難しいため、各自でしっかり目標をたて、PDCA サイクルを回すようにお願いしているという状況である。
- 4、自分の専門分野での研究だけでなく何らかの形で教員養成にかかわる広い意味での研究を加えるように附属学校での研修等を検討している。

3) 基準2の自己評価の概要

本学部は、研究の推進のために、評価委員会、プロジェクト型共同研究推進委員会、学部・附属学校共同研究推進委員会、附属教育実践総合センター運営委員会などを設けている。

教員採用は、完全公募制を原則として、人事委員会で調整後、教授会で教員選考委員会を組織して選考にあたっており、研究者の流動性について配慮している。

研究推進のため、予算委員会での予算配分法の検討や、プロジェクト型共同研究推進委員会での学部長裁量経費を使用するプロジェクト型共同研究の選定を行っている。

研究費については、積極的に科学研究費補助金の申請・採択件数の向上を図るため、教授会等で要請を行っているが、申請は教員個人の判断に委ねられている。また予算面では、予算配分基準を見直し、全教員に基礎配分校費を配分したのち、実験実習担当教員への実験実習費及び教育研究計画に基づく申請者への教育研究費に配分している。教育研究費については、提出された計画書を審査し、配分額を決定している。またインセンティブの意味をこめて科学研究費補助金など外部資金への応募申請者への追加配分なども行われている。

研究活動の質を高めるために、各教員の研究活動を集約し、公表・検証するシステムは、おおむね適切なものとなっているが、各教員の研究内容まで検証し、個人研究者の質にまで言及して問題点を改善するシステムを構築するまでには至っていないといえない。

本学部教員の研究活動の実施状況を見ると、著書・学術論文公刊、学会発表、国内外学術講演、書道展など種々な形で積極的に公表されている。

基準 3 -国際交流・社会貢献の領域-

(1) 観点ごとの分析

3-1. 国際交流・社会貢献活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

観点 3-1-①：

国際交流活動の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

【 観点到係る状況 】

教育学部（教職大学院も含む）では国際貢献・地域貢献委員会（委員 5 名）を設置し、国際交流及び地域貢献活動を積極的に支援・推進している。毎年、個人評価の一環として、本学部には所属する全ての教員に国際交流に関する活動報告を求め、実績及び成果データを収集している。教員養成に特化した学部のため、改組前の文化教育学部のような形では各種の国際交流を実施しにくい環境にあるが、短期留学プログラム SPACE-E 及び SPACE-J については教育学部としても受け入れをおこなっている。フランスの NEMO 国際共同研究グループとの共同研究も継続している。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育学部においては国際交流・地域貢献委員会を設置し、大学の国際交流推進センターとの連携のもと、教員及び学生の相互派遣、留学生の受け入れなど国際交流が活発に行われるべくその推進体制を整備し、これに基づいて、教員養成学部としての実施可能な範囲で、国際交流を推進している。

（ 根拠資料 ）

『佐賀大学 国際交流推進センター・ホームページ』

(http://www.irdc.saga-u.ac.jp/ja/information/center_information.html)

『佐賀大学国際貢献推進設置規則』

『H29 年度国際貢献・地域貢献委員会報告書』

観点 3-1-②：

社会貢献活動の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

【 観点に係る状況 】

本学の社会貢献の円滑な推進を図るため佐賀大学社会貢献推進委員会規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）が制定され、佐賀大学地域貢献推進室が設置された。その後、平成 17 年度には「地域創生教育プログラム推進委員会」が設置され、平成 24 年 4 月 1 日には地域貢献推進室と産学官連携推進機構の 2 つの組織が再編統合されて、「佐賀大学産学・地域連携機構」が立ち上がっている。本学部からは社会貢献委員会の委員として 1 名を選出している。

市民開放科目の開設や、公開講座・市民講座が開設されているため、社会人のリカレント教育や生涯教育に対応するための社会人受け入れ態勢は整っている。国立大学法人佐賀大学公開講座規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づき、本学部の教員も関わる形で多くの公開講座を開設している。地域貢献推進室の基本方針（平成 16 年制定）に沿って、地域貢献連絡協議会の活性化と自治体等との地域交流協定を促進し、地域のニーズの把握と個別事業の実施方針があり、佐賀地域産学官連携推進協議会、地域貢献連絡協議会等を通して、地域社会との連携・協力を行っている。平成 20 年には佐賀大学、佐賀県、佐賀県市長会、佐賀県町村会、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合の 6 者からなる「佐賀県における産学官包括連携協定」（6 者間協定）を締結している。

さらに、文科省の地（知）の拠点大学による地方創生推進事業にもとづく「さが地方創生 人材育成・活用プロジェクト」では、教育学部としては県内の 5 大学と連携して「子どもの発達支援士養成プログラム」を進行中である。

平成 28 年度、佐賀大学において、文化教育学部が教育学部に改組されたこと、また新たに大学院学校教育学研究科（教職大学院）が新設され、本年度からは同研究科とも連携事業に取り組むことから、改めて、佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会の 3 者で連携・協力に係る協定を締結した。これを受けて、佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会との連携・協力協議会設置要項の組織規定の第 2 の（2）に佐賀大学大学院学校教育学研究科を新たに加えた。

佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科との間で締結した連携・協力協定に基づき、様々なプロジェクトを実施することとなった。これらのプロジェクトについて協議・検討を行うため、年 2 回の「連携・協力協議会」が開催された。

昨年度『教職大学院専門部会』が新設され、その事業として「実践的指導力向上事業」が開始された。平成 29 年度についてもこれらが継続されている。また、昨年度から、教職大学院運営協議会設置による教育委員会と地域の学校の運営にも参画し、佐賀県の 3 地域にサテライトキャンパスを設置（鳥栖市・唐津市・武雄市）し、公開講座等が開催された。

【 分析結果とその根拠理由 】

学部構成員のそれぞれの専門分野は幅広く、多種多様かつ積極的な地域貢献を行ってきた。公開講座・市民講座は、本学部教員それぞれの研究・研究成果を世に問う場として、好評を博している。佐賀県・佐賀市教育委員会・佐賀市長村会・佐賀県町村会・佐賀県商工会議所連合会・佐賀県商工会連合との協定に基づく連携の拡大深化、佐賀大学と有田町、小城市等との相互協力協定により、本学部の教員が地域の政策決定の場や研修会、リーダー養成の場で遺憾なくその力量を発揮していることは、推進体制が機能していることの証左である。

また、文化教育学部の時代を経て継続されている附属学校園共同研究は県内各市町村との連携をさらに広げている。

(根拠資料)

『佐賀大学社会貢献推進委員会規則 (平成 16 年)』『国立大学法人地域貢献推進室設置規則 (平成 16 年)』
『佐賀大学地域創成教育プログラム推進委員会規定 (平成 17 年)』
『佐賀大学』『国立大学法人佐賀大学公開講座規程 (平成 16 年)』
『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』『国立大学法人佐賀大学と佐賀県有田町との相互協力協定書 (平成 17 年)』『国立大学法人佐賀大学と佐賀県小城市との相互協力協定書 (平成 17 年)』
『佐賀県における産学官包括連携協定 (平成 20 年)』『国立大学法人佐賀大学産学・地域連携機構ホームページ』(<http://www.ocir.saga-u.ac.jp/greeting/index.html>)
佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会 における連携・協力協定書 (平成 29 年) (http://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/ki_ji00347139/3_47139_2277_up_48sqndlj.pdf)
『佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会との連携・協力協議会設置要項』(http://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/ki_ji00347139/3_47139_1229_up_skjuax7d.pdf)

観点 3-1-③ :

国際交流活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【 観点に係る状況 】

国立大学法人佐賀大学設置要項 (平成 16 年 5 月 18 日制定) に基づき設置された国際貢献推進室と留学生センター (平成 24 年 3 月で廃止) の一部が統合され、平成 23 年 10 月 1 日に佐賀大学国際交流推進センターが設置された。本学部から国際交流推進センター運営委員として 1 名を選出している。本学部は国際貢献・地域貢献委員会を組織し、本学部学生の長期・短期留学及び留学生の教育的環境などの向上に必要な体制を整備している。

【 分析結果とその根拠理由 】

国際交流を円滑に行うための要項に基づく全学各部門の設置により、国際交流に関する施策の検討、方向付け・決定は整備されている。国際交流推進センターによる留学生の受け入れに伴い、特別聴講学生など留学生の教育の充実には本学部教員が、国際課 (平成 18 年度より留学生課と国際貢献事務室が統合) との連携のもと積極的に指導を行っている。

また、本学部独自でも国際交流を活発にする支援を行っている。

(根拠資料)

『国立大学法人佐賀大学国際貢献推進室設置要項』

『佐賀大学 国際交流推進センターホームページ』

(http://www.irdc.saga-u.ac.jp/ja/information/center_information.html)

観点 3-1-④ :

社会貢献活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【 観点に係る状況 】

地域貢献を推進するために平成 17 年に締結された佐賀大学と小城市及び有田町との相互協力協定書に基づき地域貢献活動が推進されている。さらに、平成 20 年に佐賀大学、佐賀県、佐賀県市長会、佐賀県町村会、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合の 6 者からなる「佐賀県における産学官包括連携協定」(6 者間協定)を結んでいる。本学部では、6 者間協定事業として 6 つのプログラムを実施している。

さらに、文化教育学部時代から継続されている佐賀県教育委員会との連携・協力協定に基づき、各種の事業を実施中である。具体的には、「教育ボランティア活動」「臨床教育実習(発達障害と心身症への支援に強い教員の養成)」「『教職実践演習』の実施と教員養成カリキュラムの見直し」「学校マネジメント研修(ミドルリーダー養成研修)」「10 年経験者研修等研修機会の多様化」「理科指導力向上研修プログラム」「児童生徒の活用力向上研究指定事業及び家庭・地域の教育力向上推進事業」「ICT 利活用による学校支援」「いじめ防止調査等研究」「教師力・学校力に資する実践研究」「実践的指導力向上事業」の各種事業を実施中である。

教育委員会との連携事業の一つとして、平成 26 年度から佐賀県高大連携プロジェクト「教師へのとびら」も実施しており、高校・大学と連続して教師を育むことを目標とするプログラムを実施中であり、既に一定の成果をあげている。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のように、学部教員は社会貢献活動に積極的に取り組んでいると判断される。6 者間協定事業の具体的なプログラムとして、教育・文化・生涯学習および人材育成に関しては「青年期に向けた性教育の充実」、子育て支援に関しては「前向き子育てプログラム(トリプル P)」、地域医療及び福祉の向上に関しては「総合型地域スポーツクラブを拠点として健康増進・スポーツ振興事業」、情報化社会の構築及び ICT 活用に関しては「佐賀デジタル

コンテンツ推進事業」が行われている。これらの活動は産学・地域連携機構報告書により報告されている。

県教委との活発な連携によって、地域社会に大きく貢献している。

(根拠資料)
『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』
『佐賀大学文化教育学部と佐賀市教育委員会との教育実習に関する協定書』
『佐賀県における産学官包括連携協定 (平成 20 年)』
『国立大学法人佐賀大学産学・地域連携機構ホームページ』
(<http://www.ocir.saga-u.ac.jp/greeting/index.html>)
『平成 29 年度 産学・地域連携機構活動報告書』
(www.ocir.saga-u.ac.jp/activityreport/vol.pdf)
佐賀県教育委員会ホームページ
<http://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00332226/index.html>

3-2. 教員及び学生の国際交流が積極的かつ効果的に行われていること。

観点 3-2-① :

外国の諸機関・諸地域との文化交流・交流協定を行っているか。

【 観点に係る状況 】

平成 29 年度の教員の国際交流は運営 6(5)件、参加 5(1)件であり、交流協定は 3(2)件である。国際交流への参加が大きく増加している。運営できる水準までは達しないものの、参加という形で自己啓発に力を注ぐ姿勢であると考えている。学生についても、英語の教免を取得する予定の学生の中には、国際交流推進センター主催による協定校への海外派遣授業に積極的に参加し、全学教育機構の英語力を強化するプログラムに参加する者が見られる。

【 分析結果とその根拠理由 】

運営が 6 件、参加が 5 件である。交流協定は 3 件である。教員養成に特化した教育学部においても、外国機関との交流活動は一定の範囲ではあるものの継続されており、国際交流に視点を求める努力の芽が見られると判断したい。

(根拠資料)
『佐賀大学国際貢献推進室ホームページ』(<http://www.irdc.saga-u.ac.jp/ja/index.html>)
『佐賀大学文化教育学部ツイニング・プログラム運営委員会規程』
『平成 29 年度個人評価の集計及び分析』

観点 3-2-②：

学部において国際学会、国際会議、国際シンポジウム等を開催し、また他の機関での大会に積極的に参加しているか。

【 観点に係る状況 】

平成 29 年度の教員による国際学会等への参加は、運営 3(2)件、参加 8(14)件の報告があった。本学部教員によって国外での学術講演も 2 回実施されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

国際学会の運営は 3 件、参加は 8 件であった。教員養成に特化した本学部においても、一定の範囲で国際的な学術活動が実施されている。国際学会運営や研究成果発表を行うには、積極的な活動を可能にする研究環境の整備拡充、研究時間の確保及び学会への出張予算の確保が望まれる。

(根拠資料)
『平成 29 年度個人評価の集計及び分析』

観点 3-2-③：

構成員は、国際共同事業、海外支援、国際協力等に貢献しているか。

【 観点に係る状況 】

平成 29 年度の国際協力は 2(4)件である。

【 分析結果とその根拠理由 】

本学部構成員の平成 29 年度の国際協力事業は 2 件であった。これらの数値は短期的な変動要因の影響が大きいことから、若干の変動を伴いつつも、本学部の基本的業務の一つであることから、今後も堅調に推移すると予測される。ただし、一定の活動レベル（継続性）を持続させるには教育・研究環境の安定した整備（研究時間の確保・最低限の交流予算の確保など）が求められる。

(根拠資料)
『平成 29 年度個人評価の集計及び分析』

観点 3-2-④：

学部は外国人研究者の受け入れ、教員の海外派遣、国際共同研究、留学生の受け入れ、在

学生の海外派遣等の人的交流を積極的に行っているか。

【 観点に係る状況 】

国外との共同研究は4(3)件の報告がある。在学生の海外派遣は11件報告されている。短期留学プログラム SPACE-E 及び SPACE-J・特別聴講生（これらは短期留学）は8(13)名を受け入れている。

【 分析結果とその根拠理由 】

教員養成に特化した本学部においても、可能な範囲で、国際的な人的交流事業を促進していく方向である。教員の専門性が多岐にわたっている点では、国際共同研究についても今後の更なる進展が期待される。

（ 根拠資料 ）

『平成29年度 国際交流委員会総括』『平成29年度個人評価の集計及び分析』

3-3. 地域貢献活動が積極的かつ効果的に行われていること。

観点3-3-①：

構成員は、国や地方自治体など行政組織、地域の諸組織（民間企業や福祉施設を含む）との連携・協力を行っているか。

【 観点に係る状況 】

教育学部（文化教育学部）・学校教育学研究科の構成員は、佐賀県の各種審議会の委員を多々務め、行政組織のアドバイザーや県内の民間企業の指南役として、また社会福祉施設の理事等地域の重要な政策決定や地域活動の主軸を担っている。各講座から幅広く佐賀市歴史編纂委員、佐賀県男女共同参画審議会委員、心身障害児就学指導委員など県や各市・団体への貢献が目立つ。同様に、各競技団体の委員や自治体主催の競技会の審判や運営、また美術展の審査等を務めたり、ボランティア活動にも携わったりするなど、幅広く行政組織と関わっている。

【 分析結果とその根拠理由 】

教育学部・学校教育学研究科所属の教員による行政組織の審議委員の活動をみると、平成 29 年度は 101 件である。平成 28 年度は 96 件、平成 27 年度は 105 件、平成 26 年度は 118 件であったので、大学教員ということでの共益委員としての活動実績はなお大きいと言える。

地域諸組織との連携協力についても、44(49)件であり、増加傾向である。近年、学部・大学院構成員による地域社会での連携・協力活動が盛んになってきているといえる。教育学部各グループや学校研究科の特徴が生かされており、現代的課題を抱える行政組織とのつながりが深い分野での審議委員への就任が多いことなど、現代社会における地域のニーズの拠りどころとなっていることがわかる。

本学部・学校教育学研究科の構成員は、県内外を問わず、その高い専門性とボランティア精神を発揮して、政策決定の場においての発言の機会を多く持ち、また地域の教育の質的向上のため、スポーツ・芸術振興のため、地域の心身の健康のために多大の貢献をしている。

(根拠資料)

『平成 27 年度個人評価の集計及び分析』

『平成 28 年度個人評価の集計及び分析』

『平成 29 年度個人評価の集計及び分析』

観点 3-3-② :

構成員は、地域の各種講習会（シンポジウム、資格関連セミナー、講習会、研修会）に貢献しているか。

【 観点に係る状況 】

地域の各種講習会の講師および運営活動については 190(200)件余りが報告されており、活発な活動を維持している。毎年、現職教員の研修会や教員採用試験のためのセミナー等を外部講師の協力を得ながら本学教員が定期的を開催し、実効性があるよう努力を傾けている。教員 10 年研修や教員免許状更新講習などの活動も精力的に行っている。また、ジョイント・セミナー、高大連携プログラムへの積極的な参加も認められる。

【 分析結果とその根拠理由 】

文化教育学部には引き続き、教員養成に特化した教育学部・学校教育学研究科においては、教育関係の研修会、講習会等が多く、地域における教育活動に貢献している。また、本学部では各種教員免許を付与しているところから、その採用試験合格のために教員採用試験

対策セミナーを実施し、着実に成果を得ている。

(根拠資料)

『平成 29 年度個人評価の集計及び分析』

『佐賀大学キャリアセンターホームページ』 (<http://job.admin.saga-u.ac.jp/job/pdf/g17.pdf>)

観点 3-3-③ :

附属学校園など附属施設、地域の小・中学校との共同研究（授業研究、教材開発など）や指導助言等の活動を実施しているか。

【 観点に係る状況 】

教育学部の附属施設には附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園および附属教育実践総合センターがある。学部・学校研究科教員による附属学校園の授業実践を行うと共に、附属学校園の教員が教員養成実地指導講師として学部授業を担当するシステムが整備されている。

附属学校園での指導・助言は平成 29 年度 138(110)件であり、平成 28 年度より増加している。また、附属学校との共同研究は平成 29 年度 47(39)件で、平成 28 年度より増加している。これらの数字例年、増減を繰り返しながらも一定の活動数が維持されている。

恒例の附属中学校生徒と及び保護者を対象とした「大学の授業を受けてみよう」などの行事にも本学部の教員は例年通り積極的に参加している。その他、附属学校教員と学部教員の共同（分科会指導助言）による公開研究授業や附属学校教員による学部生への授業（教育実習事前・事後指導、教員養成実地指導など）も多数行われている。

授業研究以外にも、小中学校の不登校児に対してスクールカウンセラーとして関与している教員も多い。活動件数が文化教育学部の教科教育講座と教育学・教育心理学・実践センターに集中してはいるが、この分野の特性としてやむをえない。附属施設との連携を深めるため学部と附属学校園が一体となった取り組みとして進めている。

また、附属幼稚園との共同研究等については、地域の幼稚園との共同研究、地域の研究発表会の司会、地域の研究会の事務局、理事、会長などその活動の中心を担っているのが特徴的である。さらに、附属施設以外の共同研究や活動等では、地域の研究会の司会や研究発表会の指導・助言、教育委員会主催の研究会・研修会の講師や委員を務めている。平成 28 年度は 83 件が報告されている。

【 分析結果とその根拠理由 】

学部・研究科と各附属学校園との連携はこれまで通り緊密な状況を保って協力的に推進

されている。これは社会的要請と教員としての用務を真摯に受け止めた本学部・学校教育研究科教員の活動の成果を表すものである。特に佐賀県教育委員会との連携・協力協定等を強めていることは、は地域への教員養成機関と共同研究機関という機能を充実させ、貢献を図っていることに他ならない。

(根拠資料)

『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』

『佐賀大学文化教育学部附属教育実践総合センター規程』

『平成 29 年度個人評価の集計及び分析』

3-4. 教育・研究活動の成果及び大学のインフラを地域社会に開放していること。

観点 3-4-①：

市民公開講座や社会人再教育などの教育を実施しているか。

【 観点に係る状況 】

平成 29 年度の公開講座は 42(29)件であり、平成 28 年度の 29 件、平成 27 年度の 22 件より大きく増加している。講座の開設内容は、幅広い分野を有する本学部・研究科らしい独自性を有している。言語に関する講座、地域と生活に関する講座、芸術や文化に関する講座、歴史に関する講座など、教育学部・文化教育学部の教員の研究教育分野の特色を活かした多様な分野の講座が例年開講されている。本学部の有する知的インフラを公開講座として地域に開放している。また、本学部主催の教員や学生を対象としたシンポジウム、講演会なども一般の人に多く聴講されている。

現職教員のために、佐賀県教育委員会と学部の連携・協力協定に基づき設置された教員研修専門部会等で、各種研修（学校評価・組織マネジメント研修、10 年研修、初任者研修、長期研修の受け入れなど）に引き続き支援・協力している。

【 分析結果とその根拠理由 】

佐賀大学が地域の知の拠点というにふさわしい公開講座の多彩かつ多数の開設に表れているとおり、研究活動の成果を十分に社会に開放はしている。

今日の大きな課題でもある現職教員の資質の向上のために学校評価・組織マネジメント研修、教員 10 年研修などは、本学部において他には、担うことができない重要な社会的貢献である。他の地域貢献活動と同様特定の分野に偏ることなく各分野ともに積極的に活動している。また、地域住民への研究成果の開放として、地域創生貢献事業に参加し、学生とともに積極的な地域での活動は、広く評価されている。

(根拠資料)

『平成 27 年度佐賀大学公開講座プログラム』(<https://www.saga-u.ac.jp/somu/kokai-past2014-0.html>)
『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』『平成 27 年度個人評価の集計及び分析』『平成 28 年度個人評価の集計及び分析』

観点 3-4-②：

大学開放として体験学習及び施設見学等を実施しているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部地域貢献事業としては、平成 16 年度から開始した「中高齢者のための健康教室」がある。本教室は地域住民の健康増進に寄与する目的で、体育館や地域の公民館等行われている。また、佐賀県における産学包括連携協定リーディング事業である「さがデジタルコンテンツ事業」の一環として「佐賀大学コンテンツデザインコンテスト」が毎年行われ、本学だけでなく市民の映像コンテンツ化できる人材を育成している。

【 分析結果とその根拠理由 】

本学部が関わる大学の施設開放としては、「地（知）の拠点整備事業」であるコミュニティ・キャンパス佐賀アクティベーション・プロジェクトの「地域の高齢者及び子どものヘルスプロモーション促進に向けた学生の実践力育成プロジェクト」や「佐賀学のススメ」などの大きな活動がある。その他、子供から高齢者を対象とした様々な取組において大学の施設（教室等）の開放が行われ、地域や社会のニーズに応え一般市民も含めた学びの場となっている。

(根拠資料)

『平成 27 年度佐賀大学産学・地域連携機構活動報告書』(www.ocir.saga-u.ac.jp/activityreport/vol3.pdf)
『エーレンユニキッズ公式ホームページ』(sports.geocities.jp/ehren_uk/)
『コミュニティ・キャンパス佐賀アクティベーション・プロジェクト』(<https://ccsap.saga-u.ac.jp/jigyo>)
『平成 28 年度個人評価の集計及び分析』

(2) 優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

1. 佐賀県・佐賀市教育委員会と本学部の連携・協力協定によっても明らかであるように教員養成の役割を担う学部として、教育行政との強い関係を構築している
2. 「地（知）の拠点整備事業」「産学包括連携協定事業」などのさまざまな活動（公開講座、デジタルコンテンツ事業、ジョイント・セミナー、オープンキャンパスなど）を積極的に教員が行うことによって、佐賀大学が推進する地域創成貢献事業、国際貢献事業の一翼を担っている。
3. 平成 17 年度以降、「授業実践推進委員会」による附属学校教員の授業実践の推進を図り、附属学校の教員が本学部の「教科教育法」等の教員養成実地指導講師として授業を担当していることは特

筆される。また、平成 27 年度より附属小・中学校及び特別支援学校の管理体制と学部の附属管体制の連携が強化され、それぞれの教員の共同研究が佐賀県を含めて近隣県の学校教員の研究や研修に貢献しているといえる。

【 改善を要する点 】

- 1、引き続き、佐賀県教育委員会との連携を深めていく必要がある。
- 2、引き続き附属学校との連携を深めていく必要がある。

【 前年度の改善を要する点 】

1. 学部の特色である教員の専門性が多岐にわたっていることを利点として、地域との共同連携研究等にその特色をさらに発揮する必要がある。
2. 地域のさまざまなニーズを学部として吸収し、学部の知的財産を組織的に地域に還元するシステムの構築が引き続き必要である。
3. 附属学校園との連携において学校教育の課題を明確にし、課題解決の成果を佐賀県の学校教育に還元する取組を一層推進する。

【 改善状況】

- 1、歴史、地理などの教員を中心に佐賀に関する学術研究を発表している。
- 2、COC+プロジェクトの一環として子ども発達支援士（基礎）集中講義を開催した。佐賀県教育委員会との連携・協力協議会については、佐賀大学、佐賀大学学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会との連携・協力協議会を開催し、教員養成改革から実践的指導力向上まで 11 の事業を計画しており、教員研修や授業改善に取り組んでいる。
- 3、学校の校長は学部から出すのではなく佐賀県からの派遣となり、佐賀県との一層緊密な県警が可能となった。
- 4、教育学部となり、新たな受け入れ学生はいないが、文化教育学部在学の留学生に対しては支援を行っている。

（３）基準３の自己評価の概要

地域貢献活動については、国や地方自治体など行政組織への協力・連携、地域の諸組織との協働が考えられる。文化教育学部の構成員は、佐賀県の各種審議会の委員を多々務め、行政組織のアドバイザーや県内の民間企業の指南役として、また社会福祉施設の理事等地域の重要な政策決定や地域活動の主軸を担っている。各講座から幅広く佐賀市歴史編纂委員、佐賀県男女共同参画審議会委員、心身障害児就学指導委員など県や各市・団体への貢献が目立つ。同様に、各競技団体の委員や自治体主催の競技会の審判や運営、美術展の審査等に携わり、またボランティア活動、社会福祉法人理事などの要務にも当たっている。

地域における知的貢献には、本学部を特徴づける教育関係の活動が多く見られる。本年度においてもシンポジウム、資格関連セミナー、講習会、研修会がほぼすべての講座で実施されている。

また、本学部構成員と附属学校園の教員が協力して附属幼稚園・附属小学校・附属中学校・附属特別支援学校と一体となった学校教育全体の系統的・総合的な研究が進められている。本学部構成員が附属学校園の授業実践を行うと共に、附属学校園の教員が教員養成実地指導講師として学部授業を担当するシステムが整備され、学部と附属学校園が一体となった取り組みが進められている。

地域の教育的貢献として、佐賀県教育委員会と本学部の連携・協力協定に基づき設置された教員研修専門部会等で、現職教員のための研修（学校評価・組織マネジメント研修、10 年研修、初任者研修、長期研修の受け入れなど）などに支援・協力している。

地域における研究発表会の司会、研究発表の助言・指導を行い、教育委員会主催の研究会・研修会等での講師や委員を務め、佐賀県体育学集会の事務局、理事や会長などの要職を担ってきている。各附属学校園との連携は極めて緊密であり、年々その交流が活性化してきていることは、社会的要請と教員としての用務を真摯に受け止めた本学部教員の活動の成果を現すものである。特に佐賀県教育委員会との連携・協力協定等は地域への教育貢献を表すものである。

公開講座・研修会等については、佐賀大学が地域の知の拠点というにふさわしい多彩かつ多数名講座が開設されている。したがって、学部構成員の研究活動の成果を余すところなく社会に開放しているといえる。今日の大きな課題でもある現職教員の資質の向上のために学校評価・組織マネジメント研修、教員 10 年研修などは、本学部において他には担うことができない重要な社会的貢献である。他の地域貢献活動と同様特定の講座に偏ることなく各講座ともに積極的に活動している。

大学の施設開放としては、ユニキッズ事業、デジタルコンテンツ・クリエイター育成事業などが大きな活動である。本学部理解のためのオープンキャンパス及びジョイント・セミナーは、毎年実施されており、地域住民、進学予定者にとっても本学部を知る得がたい機会である。

基準 4 -管理運営の領域-

●基準 4-1. 管理運営

(1) 観点ごとの分析

4-1. 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。

※記載する必要はありません。

4-2. 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。

観点 4-2-①：

管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【 観点に係る状況 】

学部組織改編（文化教育学部から教育学部への名称変更）に伴い、教育学部と文化教育学部の双方にそれぞれの委員会を組織している。教育学部では、グループ代表者会議（人事、予算小委員会を兼務）、施設・安全衛生委員会（施設、安全衛生小委員会を兼務）、ダイバーシティ・人権教育委員会（人権教育、男女共同参画推進、レクレーション小委員会を兼務）、企画・評価委員会、入試・広報委員会（入試、広報小委員会を兼務）、教務委員会（教務、FD 小委員会〈各グループから各1名〉）を兼務）、学生・就職委員会（学生、就職小委員会を兼務）、国際貢献・地域貢献委員会、研究推進・論文編集委員会（プロジェクト研究、論文編集図書小委員会を兼務）、教育実習委員会、教職課程運営委員会、附属教育実践総合センター運営委員会、附属学校運営委員会、附属特別支援学校修学指導委員会を設置した。

文化教育学部では、教育学部との関係で委員会組織や機能を見直し、これまで設置していた委員会から、講座代表者会議、企画・評価委員会、入試・広報委員会、教務委員会、学生・就職委員会、国際貢献・地域貢献委員会、並びに研究科運営委員会に整理した。

教育学部、文化教育学部にも所属する全教員は、上記いずれかの委員会に所属し、学部の運営と管理に当たることになっている。

また、学部長、教育研究評議員、副学部長、附属教育実践総合センター長、学長補佐、学部委員会委員長に加えて事務長、副事務長で構成する学部運営会議を設け、学部の管理運営に関する案件等をその都度議論し、対策を講じる組織を作っている。

学校教育学研究科では、総務・評価専門部会、教育・学生専門部会、入試・広報専門部会の3部会を設置している。全教員は、いずれかの専門部会に所属し、研究科の運営と管理にあたっている。

【 分析結果とその根拠理由 】

学部組織改編に伴い、委員会構成に若干の変更があったが、全教員が学部の運営と管理に当たり、学部と大学院（教育学研究科）の課題をそれぞれの所属教員全員で共有する体制が整備されている。また、経過措置の一環として、教育学部教授会を毎月2回、文化教育学部教授会並びに教育学研究科委員会を毎月1回開催して、円滑な管理運営のための適切な組織や危機管理等に係る体制も整備されている。

学校教育学研究科では、全教員が研究科の運営と管理に当たり、研究科の課題を全員で共有する体制が確立されている。

（ 根拠資料 ）

『教授会議事録』『教育学部教員会議事録』

『佐賀大学教育学部に置く委員会等に関する規程』

『学校教育学研究科運営委員会議事録』『学校教育学研究科運営委員会議事録』

『佐賀大学文化教育学部置く委員会等に関する規程』

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/314.html>)

（ 関係法令等 ）

- ・学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）・大学設置基準第13条の2（学長の資格）、第41条（事務組織）
- ・大学院設置基準第35条（事務組織）・専門職大学院設置基準第35条（その他の基準）

観点4-2-②：

大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【 観点に係る状況 】

各教員が所属するグループ会議・分野会議（教育学部）、講座会議や課程会議（文化教育学部）、教授会、研究科委員会等を通して、構成員のニーズを把握している。講座や課程単位で対応できる具体的な事項は、講座会議や課程会議で判断し実行している。複数のコースにまたがる事項や大きな予算支出を伴う事項については、グループ代表者会議や学部運営会議、教授会で審議し、学部長が実行している。

学生からのニーズは「学生による授業評価アンケート」や「学生対象アンケート」によって把握し、教育改善やFD活動を通して対応するようにしている。

学部事務については、事務職員→係長→事務長→学部長の経路で、ニーズの把握を行っている。学外有識者からの意見聴取としては従前より定期的（ほぼ隔年）に行っており、最近では、平成26年3月、平成28年3月に外部評価を受けている。

学校教育学研究科では、各教員が所属するコース会議、総務・評価専門部会、教育・学生専門部会、入試・広報専門部会の3部会、研究科運営委員会、研究科委員会等を通して、構成員のニーズを把握している。コースや専門部会単位で対応できる具体的な事項は、各コース会議や各専門部会会議で判断し実行している。複数の課程や講座にまたがる事項や大きな予算支出を伴う事項については、研究科運営委員会や研究科委員会で審議し、研究科長が実行している。

学生からのニーズは「教員と大学院生との意見交換会」や「学生による授業評価アンケート」によって把握し、教育改善を通して対応するようにしている。

研究科事務については、事務補佐員・事務職員→係長→副事務長→事務長→専攻長→研究科長、の経路でニーズの把握を行っている。学外有識者からの意見聴取としては、平成 29 年 5 月に学校教育学研究科運営協議会を開催した。前年度(平成 28 年度)の研究科の運営状況について外部委員に報告し、意見交換をした。

学生の意見を汲み上げるために、在学生と研究科教員の懇談会を開催し、定期的に学生の相談に応じている。教育や施設に対するニーズや意見を汲み上げる仕組みが構築されつつある。

【 分析結果とその根拠理由 】

教職員及び学生、その他学外関係者からの意見を取り入れる仕組みが適切に構築されており、管理運営に反映されていると判断される。

(根拠資料)

『国立大学法人佐賀大学事務系職員提案制度に関する規定』

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/660.html>)

『平成 24 年度「学生による授業評価」の実施に関する報告書』(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/hyoka2012.pdf>)

『平成 23 年度外部評価報告書』

(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/16-bukyokutouhyoka/H23bukyoku/H23bunkyou.pdf>)

『平成 24 年度自己点検・評価報告書(外部評価報告を含む)』

(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/16-bukyokutouhyoka/H24bukyoku/H24bunkyou.pdf>)

『平成 26 年度自己点検・評価報告書(外部評価報告を含む)』

(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/16-bukyokutouhyoka/H26bukyoku/H26bunkyou.pdf>)

『平成 27 年度自己点検・評価報告書(外部評価報告を含む)』

(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/16-bukyokutouhyoka/H27bukyoku/H27bunkyou.pdf>)

『平成 28 年度自己点検・評価報告書(外部評価報告を含む)』

(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/16-bukyokutouhyoka/H28bukyoku/H28bunkyou.pdf>)

観点 4-2-③：

監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【 観点到係る状況 】

該当なし。

【 分析結果とその根拠理由 】

該当なし。

観点 4-2-④：

管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【 観点到係る状況 】

従前より学内の事務研修に参加するとともに、九州地区の事務長・係長協議会にも出席し、情報収集や職員の資質向上の取組は行っている。

【 分析結果とその根拠理由 】

全国的な教育改革が進む現在、今後、学部運営会議などと連動して、職員の資質向上の取組を一層組織的、積極的に行う必要もある。

(根拠資料)

『国立大学法人佐賀大学事務職員人事交流派遣研修実施規程』

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/611.html>)

4-3. 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

観点 4-3-① :

大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【 観点に係る状況 】

1) 評価体制

学部（学校教育学研究科も含む）企画・評価委員会で、各年度の個人評価、中期目標・中期計画の達成状況の概要などを収集し、まとめている。

2) 自己点検・評価結果の公開

自己点検・評価結果結果については、佐賀大学ホームページでの公開や刊行物として報告している。

【 分析結果とその根拠理由 】

平成 16 年度から、評価委員会および個人評価実施委員会によって、自己点検・評価に関する学部の総合的な資料やデータが集積されており、その結果はホームページ等を通じて広く公開されている。

(根拠資料)

『平成 16 年度～28 年度個人評価集計及び分析』

(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/17-kojinhyoka/H27kojinhyoka/H27bunkyou.pdf>)

『平成 24 年度自己点検・評価報告書(外部評価報告を含む)』

(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/16-bukyokutouhyoka/H24bukyoku/H24bunkyou.pdf>)

『佐賀大学の評価について』(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyouka.html>)

『平成 26 年度自己点検・評価報告書(外部評価報告を含む)』

(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/16-bukyokutouhyoka/H26bukyoku/H26bunkyou.pdf>)

『平成 27 年度自己点検・評価報告書(外部評価報告を含む)』

(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/16-bukyokutouhyoka/H27bukyoku/H27bunkyou.pdf>)

『平成 28 年度自己点検・評価報告書(外部評価報告を含む)』

(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/16-bukyokutouhyoka/H28bukyoku/H28bunkyou.pdf>)

(関係法令等)

・学校教育法第 109 条第 1 項（自己点検・評価及び認証評価制度）

・学校教育法施行規則第 152 条、第 158 条、第 166 条

観点 4-3-② :

大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【 観点に係る状況 】

国立大学法人佐賀大学規則第14条及び国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則第3条に基づき、教育学部、文化教育学部教育学研究科、学校教育研究科の目的を達成するための教育研究活動等について、外部評価委員(本学の職員以外の者)による検証を行い、教育研究水準の向上・改善を図っている。

【 分析結果とその根拠理由 】

学外有識者による外部評価は、これまでも平成21年3月、平成21年12月、平成23年3月、平成24年3月、平成25年3月、平成26年3月、その結果については外部評価報告書としてまとめられている。ただし、平成28年度の外部評価の結果については、今後、報告書として公表される。

(根拠資料)

『平成26年度自己点検・評価報告書(外部評価報告を含む)』

(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/16-bukyokutouhyoka/H26bukyoku/H26bunkyou.pdf>)

観点4-3-③：

評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【 観点に係る状況 】

企画・評価委員会で検討し、学部と研究科に改善提案を行っている。学生による授業評価の結果は、当該授業の担当教員に伝えられ、それにもとづいて教員は各授業についての反省と新たな改善策を提出している。個人評価の結果は学部長より各教員につたえられ、研究・教育活動の改善に役立っている。また学外者による評価結果は、これまで学部運営会議、講座代表者会議、企画・評価委員会等においてフィードバックされており、改善案について議論されてきた。

【 分析結果とその根拠理由 】

授業評価、個人評価、外部評価の結果がフィードバックされる体制は整備されていると判断される。ただし、学部の改編に伴って、外部評価の結果を教育学部でどのように扱うかといった具体的な取組は今後の課題である。

(根拠資料)

『平成28年度個人評価集計及び分析』

(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/17-kojinhyoka/H28kojinhyoka/H28bunkyou.pdf>)

(2) 優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

平成28年度から教育学部(名称変更)が立ち上がったが、文化教育学部と同様に学外者による自己点検評価を隔年で実施しており、その結果を踏まえて学部・研究科の問題点の共有化を図る。大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【改善を要する点】

引き続き、文化教育学部を所属在学生のために継続的に管理・運営していく必要がある。

【前年度の改善を要する点】

文化教育学部が教育学部（名称変更）と芸術地域デザイン学部（新設）に分かれるにあたり、文化教育学部を新体制のなかで継続的に管理・運営していくために、具体的な対応をおこなっていく必要がある。

【改善状況】

・教育学部教授会のほかに文化教育学部教授会も引き続き開催し、文化教育学部の学生に不利がないように教務上の措置をしている。

（3）基準4の自己評価の概要

学部の改編による教育学部（名称変更）管理運営面での基本的な体制はできている。ただし、外部評価の結果を教育学部でどのように扱うかといった取組については今後の課題となる。また、文化教育学部を新体制のなかで継続的に管理・運営していくために、具体的な対応をおこなっていく必要がある。

基準5 -施設・設備の領域-

●基準 5-1. 施設・設備

(1) 観点ごとの分析**5-1. 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が有効活用されていること****観点 5-1-①：**

教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【 観点到係る状況 】

講義室・演習室としては、体育関係を除き学部講義室・演習室・研究室を使用している。本学部には、かつて収容数 120 名を超える大講義室として、収容人員 178 名の階段教室（6 番）と同 132 名の教室（2 番）があった。平成 25 年度における 4 号館と 1 号館の全面改修により、収容人員数 120 名を超える大講義室は、収容数が 177 名である 1 号館 104 講義室のみとなった。収容数 51～120 名の中講義室は 6 教室、50 名以下の小教室は 7 教室からなる構成に変わった。この他に書道教室や合奏室を利用した講義も行われている。一方、本学部の講義室及び共通演習室は、一部を除き 6 割～7 割の高い稼働率となっている。その結果、同一時間帯において教室の使用が競合する場合が多々見られるものの、全学教育機構の教室を借用することによって教室数の不足を緩和している。

また、講義室の大半にスクリーンとプロジェクターが標準的に設置されている。また近年においては改修工事の進展とも相俟って、各教室へのエアコンの設置が進んだ結果、ほとんどの教室で冷暖房が効く快適な学修環境が整えられている。

研究室・実験室・実習室の現状としては、教員 1 人当たり約 21 ㎡の研究室 1 部屋、実験系の一部の教員は、実験室あるいは実習室としてさらにもう 1 部屋を使用している。

図書室の利用状況については、これらの部屋の多くが学生・院生に開放され、一部は学生・院生の学習室としても利用されている。専門性の高い学術雑誌や、辞書などが架蔵されており、日常的な教育・研究にとって欠かせない存在となっている。

設備・施設のバリアフリー化については平成 19 年度に教育学部 1 号館 1 階の化粧室に身障者用に設備が整えられたのを皮切りに、教育学部の多くの化粧室ではバリアフリー化が進んでいる。また、個々の建物には車いすを始めとする滑車器具用のスロープが設けられており、一定程度のバリアフリーが実現している。

学校教育学研究科において、院生の演習を行う共通演習室には、スクリーン、プロジェクター、電子黒板が設置されている。また、院生室には、各自の机（間仕切りがなされている）、および専門性の高い学術雑誌や、辞書等が架蔵されている。また、各コースに演習室がある。日常的な教育・研究が容易な環境となっている。

【 分析結果とその根拠理由 】

以上のように、教育学部と学校教育学研究科では教育課程実現のための適切な施設・設備が整備さ

れ、有効に活用されている。施設・設備のバリアフリー化は、その整備を順次に進めているが、未改修の建物も残存している。

(根拠資料)

『平成 28 年度学生便覧』(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/03/binran2016.pdf>)

(関係法令等)

- ・大学設置基準第 31 条第 3 項 (科目等履修生等)、第 34 条 (校地)、第 35 条 (運動場)、第 36 条 (校舎等施設)、第 37 条 (校地の面積)、第 37 条の 2 (校舎の面積)、第 39 条 (附属施設)、第 39 条の 2 (薬学実務実習に必要な施設)、第 40 条 (機械、器具等)、第 40 条の 2 (二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)、第 40 条の 3 (教育研究環境の整備)、第 47 条 (共同学科に係る校地の面積)、第 48 条 (共同学科に係る校舎の面積)、第 49 条 (共同学科に係る施設及び設備)、第 51 条 (学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外)、第 53 条 (段階的整備)、別表第 3 (学部の種類に応じ定める校舎の面積)
- ・大学院設置基準第 19 条 (講義室等)、第 20 条 (機械、器具等)、第 22 条 (学部等の施設及び設備の共用)、第 22 条の 2 (二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)、第 22 条の 3 (教育研究環境の整備)、第 24 条、第 34 条 (共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備)、第 38 条 (段階的整備)
- ・専門職大学院設置基準第 17 条 (専門職大学院の諸条件)、第 35 条 (その他の基準)
- ・大学通信教育設置基準第 10 条 (校舎等の施設)、第 11 条 (通信教育学部の校地)
- ・平成 15 年 3 月 31 日文科科学省告示第 44 号 (大学設置基準第 53 条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)
- ・平成 15 年 3 月 31 日文科科学省告示第 50 号 (大学院設置基準第 38 条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件)

観点 5-1-② :

教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されているか。

【 観点に係る状況 】

本学部の情報ネットワークは、総合情報基盤センターによる全学的な基盤整備により、ほとんどの教室は無線 LAN でインターネットに接続可能であり、電波状態が良好ではない教室であっても、すべての教室に 2 口の情報コンセントを備えている。従って、すべての講義室で情報端末へのアクセスが可能である。

【 分析結果とその根拠理由 】

過年度のデータではあるものの、平成 26 年度における学生対象アンケートによれば、学部のパソコン数に満足 (やや満足も含む) していると回答した学生 (卒業予定者) は 48.4 %、研究科生 (修了予定者) では 42.3 %であった。今年度は改修も進み、さらに環境の改善が進展していると思量される。

教育研究活動に必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されているが、資料の印刷がスムーズにできるように、図書室のパソコン等を増やすことが求められている。教育研究環境の改善を続けていく必要がある。

(根拠資料)

『総合情報基盤センター「センターの目的・業務案内」』

(<http://www.cc.saga-u.ac.jp/outline/works.php>)

『佐賀大学総合ネットワーク構成図』

(<http://www.cc.saga-u.ac.jp/system/intro/network.pdf>)

『平成 26 年度 佐賀大学学生対象調査 (在校生・卒業・修了予定者対象) 報告書』

観点 5-1-③ :

図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

該当しない。

【分析結果とその根拠理由】

該当しない。

観点 5-1-④：

自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【 観点に係る状況 】

文化教育学部各課程・選修における自習室および演習室等の部屋数・パソコンの台数の整備状況、利用状況および情報ネットワークの整備状況は以下の通りである。

表 25. 主な自習スペース・学生用ラウンジ数

名 称	部屋数	設置備品の台数		学内 LAN 接続機器 の台数
		机	PC	
理科教育	1	－	2	2
数学教育	1	－	3	3
音楽教育	2	－	4	4
地域・生活文化	2	－	17	17
環境基礎	1	－	48	48
健康スポーツ科学	9	－	27	27
美術・工芸	－	－	2	2
計	16	－	103	103

これらの自習室および演習室等は、教育学研究科（学校教育専攻、および教科教育専攻の各専修）との共同使用であり、教育学研究科における現況も、国語教育専修・社会科教育専修を除き、専門領域が対応する学部の課程・選修における状況と同様である。

学校教育学研究科において、院生室には各自の机（間仕切りがなされている）が設置されている。また、院生の演習を行う共通演習室、各コースに演習室がある。日常的な教育・研究が容易な環境となっている。

【 分析結果とその根拠理由 】

過年度のデータではあるが、平成 26 年度の学部学生対象アンケートによれば、学部・学科の自習スペースに関して 55.4%の学生（卒業予定者）が満足（やや満足も含む）している。教育学研究科に関

しては、平成 26 年度に実施された共通アンケート結果によれば、自習スペースの満足度（やや満足も含む）の平均は 69.2 %（修了予定者）である。また、自習室の全てに学内 LAN による情報ネットワークが整備されている。

院生室には各自の机（間仕切りがなされている）が設置され、学習に適した環境になっていると考えられる。

（ 根拠資料 ）

『全学教育機構「自学自習スペース等の利用について」』（http://www.ofge.saga-u.ac.jp/students_07.html）

『平成 27 年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』

（<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2014/02/hyoka2015.pdf>）

『平成 26 年度 佐賀大学学生対象調査（在校生・卒業・修了予定者対象）報告書』

（2）優れた点及び改善を要する点

【 優れた点 】

施設・設備の整備はこの数年のうちに急速に進んでいる。とりわけネットワーク環境の整備が進んでいる。バリアフリー化、および安全・防犯面に関しても建物の更新により改善が認められる。また改修によって整備された自習スペースが活用されるようになってきた。

【 改善を要する点 】

アクティブラーニングに適した教室等を整備していく必要がある

（3）基準 5 の自己評価の概要

教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備はおおむね十分に整備され、有効に活用されている。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、十分な対策をとっている。

施設・設備の整備はこの数年のうちに急速に進んでいる。とりわけネットワーク環境の整備が進んでいる。バリアフリー化、および安全・防犯面に関しても建物の更新により改善が認められる。また改修によって整備された自習スペースが活用されるようになってきた。